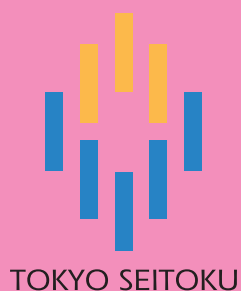


2022年度
学 生 便 覧

(2022年度入学生用)



東京成徳短期大学

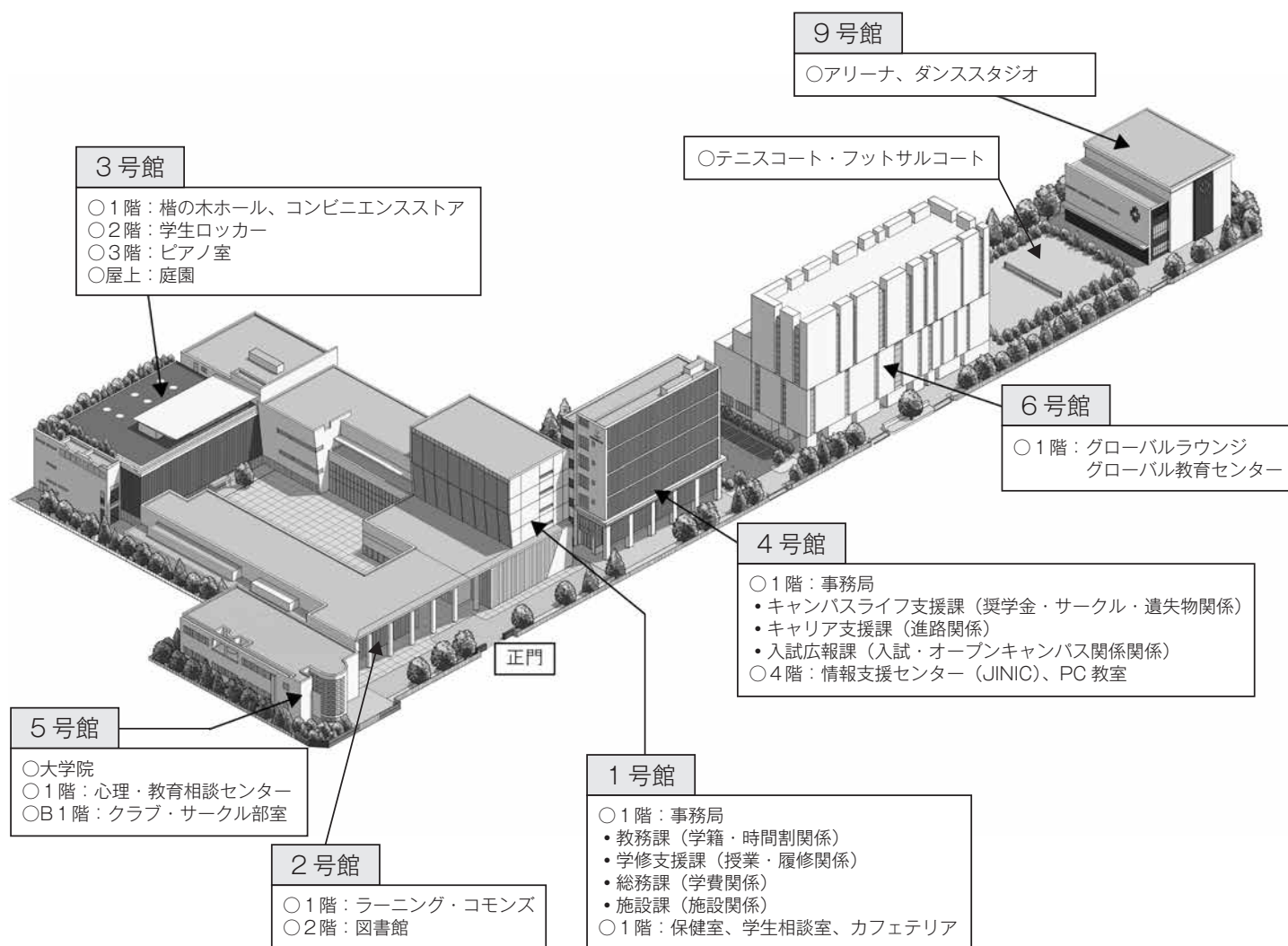
〒114-0033 東京都北区十条台1-7-13

TEL. 03-3908-4530

2022 年度
学 生 便 覧

キャンパスマップ

下記キャンパスマップは学内の主な施設等を表記しています。建物の見取り図やその他施設・場所の確認は、P.106～掲載している「(2) 校内避難経路」を参照ください。



目 次

I. 大学の概要

1. 本学で何を学ぶか (学長 木内秀樹).....	1
2. 科長あいさつ	3
3. 建学の精神: 教育理念・目的について	4
4. 三つのポリシー・学習成果	6
5. ブランド・ステートメント、タグラインについて	8
6. 東京成徳学園 沿革	9
7. 本学の構成	11
8. 本学運営機構と職務分掌	12
9. 事務局職務分掌	13
10. 校 歌	15

II. ガイドページ

(問い合わせ窓口等各種案内)

1. 窓口時間について	16
2. 大学・教員との連絡方法について	18
3. 学内無線 LAN について	19
4. 交通機関運行停止時・気象警報発表時の 対応について	19

III. 学生サポート

1. 学生生活の基本について	20
2. 健康管理	22
3. 学生相談	24
4. 事故が起きたとき	25
5. 奨学金	26
6. 学籍番号・学生証・通学証	27
7. 通学証明書・学割証・実習用通学定期乗車券	29
8. 学内ネットワークの利用について	30
9. 特別教室の利用について	34
10. 学生用個人ロッカー (3号館 2階).....	35
11. 進路関係	35
12. 各種届の申請窓口一覧	38
13. 証明書一覧	39
14. 納入金について	40
15. その他	41

IV. 図書館案内

1. 開館時間・休館日	42
2. 資料の利用	42
3. ホームページの紹介	43

V. 履修要項

1. 授業について	44
2. 学生用 Web サービス	45
3. 幼児教育科履修単位表・履修規程・履修モデル	60

VI. 各種手続き

1. 履修手続き	72
2. 成績の評価・試験	75
3. GPA (Grade Point Average) について	76
4. 卒業	76
5. 教育職員免許状取得	77
6. 保育士資格取得	77
7. 社会福祉主事任用資格	78
8. 認定ベビーシッター資格の取得	79
(全国保育サービス協会)	
9. 幼児体育指導者検定による2級資格の認定	79
(日本幼少年体育協会)	
10. 准学校心理士資格の認定	79
(学校心理士認定運営機構)	
11. 実用英語技能検定試験の単位認定	80
12. TOEIC の単位認定	80
13. 交通機関の運行停止、気象警報等発表時の 休講について	80

VII. 諸規則・その他

1. 東京成徳短期大学学則(除附則)	82
2. 学生褒賞規程	90
3. 東京成徳大学・東京成徳短期大学 学生の懲戒規程	91
4. 長期履修学生規程	93
5. 桐友会規約	94
6. 東京成徳短期大学学生規則	96
7. 東京成徳大学・東京成徳短期大学 危機管理規程	101
8. 学内配置図及び災害時避難経路	105

I 大学の概要

1. 本学で何を学ぶか

学 長 木 内 秀 樹

はじめに

東京成徳短期大学は、北区十条台の地に昭和40年（1965年）に開学しました。既に2万7千人余の卒業生がおり、先輩方は幼児教育をはじめ社会のさまざまな分野で活躍しています。

現在では時代の流れの中で短期大学が減少していますが、本学には歴史と伝統があり、幼児教育関係者から、高い評価を得てその存在価値を高めています。皆さんも本学の学生であることに誇りを持って、社会で活躍できるようしっかり学んでください。

大学で何を学ぶか

皆さんが本学を選んだのは、多くの人が「幼稚園教諭」、「保育士」になるためでしょう。ですから、その資格を得るための専門教育を受けて、しっかりとした考え方を形成するとともに、そのスキルを身に付けなければなりません。

専門学校では3年間で、また「子ども学部」では4年間でそれらの資格を得ます。皆さんは、それを2年間で修得しなければならないのです。2年間はあっという間です。時間に追われて、なかなか遊ぶ暇がないかもしれません。しかし、物は考えようです。3年、4年かけなければ取れない資格を、皆さんは2年間で取れるのですから、内容の濃い学びが求められるのは当然です。

皆さんが、卒業し幼児教育の現場に出るとき、4年間学んだ学生と比較して、足りない部分があるとしたら、その多くは、人生経験によるものだと思います。しかしそれは、より早く現場に出ることによって補えるものでもあります。それよりも、いつまでも決して忘れてならないのは、幼児教育に対する情熱と優しく豊かな心です。それさえあれば、皆さんは優れた保育者になれるでしょう。

大切なもの

皆さんは保育者という立場を通じて社会に貢献することができます。幼児教育を学ぼうと決心したのは、多くの人が「子どもが好きで子どもに関われる仕事をしたい」と思ったからではないでしょうか。こうした純粋でストレートな思いというのは、保育者としてのあなたを常に支えてくれるものです。苦しい時や困難なことに会った時には、いつもあなたの「思いの原点」に戻ってみてください。

実は、教育の中でも幼児教育ほど大切に意義深いものはないと言っても過言ではありません。諺に「三つ子の魂百まで」というのがありますが、幼児期に良い教育が受けられた子どもは幸せです。

子どもたちは、正直です。そして無垢です。皆さんの指導によって良くも悪くもなります。したがって皆さん自身が人間的に成長して、教育者のひとりとして子どもに接しようとする意識が求められます。私的な感情を教育に及ぼさないようにセルフコントロールも必要です。また、保護者との信頼関係を築くコミュニケーション能力も学ばなければなりません。

何より問われるのは皆さんの人間性だということを肝に銘じて幼児教育に携わっていただきたいと願っています。本学の建学の精神である「成徳」を忘れずに明るく健康的で、優しさと微笑みを常にもつ保育者を目指してください。

2. 科長あいさつ

幼児教育科 科 長 松 本 純 子

本短期大学は、校名「成徳＝徳を成す」の通り、人間力の育成を建学の精神としています。社会人として人から信頼され、高い評価を得られる、おおらかで素直な心と実践的な即応能力を身に付けた心豊かな人の育成を目指しています。

幼児教育科は、入学時から保育者を志す学生が多い学科です。2年間という限られた期間の中で、自己が志す目標に向けて学修する場であることは言うまでもありません。将来の夢の実現に向けて、1年次から保育者としての心構えや基礎教育の学びを重ね、仲間と切磋琢磨し、支え合いながら、必要な知識や技能を身に付けていきます。

また、学生生活については、十条台キャンパスで共に学ぶ東京成徳大学の学生と交流しながら快適な学生生活を送れるように、様々な規則や規定が設けられています。これらをきちんと把握して生活することで、互いに気持ちよく学び、実り多い学生生活が送れるようになります。

この学生便覧は、幼児教育科に入学した学生が、入学から卒業まで必要な履修（単位習得方法）及び資格・免許を取得するために必要な単位習得について述べているとともに、学生生活を送る上での規定等をまとめた大切な冊子です。豊かな学生生活の実現のために、本書をしっかりと読み、理解してください。

本学には、保育の現場で実践経験を積み専門性を深めた著名な先生が多数在職しており、みなさんの学びを支えています。また本学には、クラス担任・教務課・学修支援課・キャンパスライフ支援課・キャリア支援課など、みなさんの学生生活を支えるシステムが完備されています。

みなさんが、将来の自分をしっかり見つめ、本学の様々な支援を有効に活用して、目標に向かって自ら学びを重ね、夢を実現されることを願っています。

3. 建学の精神：教育理念・目的について

○ 建学の精神「成徳」

私立学校はそれぞれの学校において、その設立者が目指す建学の精神を有しています。本学を設置する学園の建学の精神は、「成徳」すなわち徳を成す人間の育成です。学園を構成する大学から幼稚園までの各学校の校名にこの「成徳」という文字が入っていることは、建学の精神を不断に思い起こすために大変重要なことと思われます。学生のみなさんも校名によって建学の精神を意識してください。

この建学の精神は、明治・大正・昭和の三代を生きた学園創立者菅澤重雄先生が、青年期に受けた儒学（朱子学）から導き出されたものであり、先生は教育の要は徳育から出発しなければならないとの強い信念を持っておられました。この「徳」と言う概念は、現代社会では直接的に接することが比較的少ない概念であると思われます。そこで徳の字の意味を探ると、大漢和辞典などでは「心に養い身に得たるもの」「真っ直ぐな心で人生を歩む」などとしています。また字の成り立ちについて、常用字解では「邪悪なものを祓い清める呪力があると考えられた目の呪力・威力を他の地に及ぼすことを徳と言う。すなわち、呪力がその人がもともと持っている内面的な人間的な力に発するものであることが自覚されて、徳の概念が生まれた」としています。

これらを総合すると、「他者に対して人間が内面から発する素直な人間力」ということに、徳が持つ意味合いの重要な点があると言えます。

この成徳という建学の精神は、各学校の基盤として学園創立以来脈々と受け継がれてきました。

○ 教育理念・教育目的

本学は目的（学則第一条）として「本学は、教育基本法並びに学校教育法の精神にしたがい、次代の国民形成に大きな役割を担う者に対し、広く知識を授けるとともに学芸・技能の専門教育を施し、人格の完成をはかり、社会に有為な高い教養人及び職能人を育成し、もって社会に貢献することを目的とする」としている。これは学校教育法における短期大学の目的をも踏まえたものである。またこれらは具体的に「美しく生きる」「たつき（生活）する技を身につける」「親となる（次世代を育成する）」などと校歌の一番～三番の歌詞として歌われています。

さらに初代学長の熊沢龍先生は、学生への言葉として「学問のために学問をするのではなく、学問を通して高く広い教養を身に着けること」や「教養による美、美を中心とする教養、これを本学に学ぶすべての学生が、心の中にきざみつけておくことを期待する」と教養と美を強調して言われました。

二代学長の木内四郎兵衛先生は、これを受けつつ「心の美」を磨くことの重要性を学生に言われました。さらに現学長は、これらのことを踏まえつつ「美しい心、社会に生きる力」を養うことを学生に期待しております。

○ 学科の目的

本学は学科が養成する人材養成の目的（学則第六条）をより具体的に次のように定めています。
幼児教育科

就学前の子どもの教育や保育についての専門教育と研究を行い、教育・保育実践力の向上と一人ひとりの個性を伸ばして、社会のニーズに応えられる資質の高い幼稚園教諭、及び保育士の養成を目的とする。

○ 五つの教育目標

本学園のシンボルマークは、上の三本の柱で学園を構成する「学生・生徒・園児および教職員ならびに卒業生」を示し、イエローの色で「活力」「勇気」を表しています。また下の五本の柱で「大らかな徳操」「高い知性」「健全なる身体」「勤労の精神」「実行の勇気」の五つの教育目標を示し、ブルーの色で「理想」と「若さ」を表しています。

教育の分野では、よく「知徳体」と言われますが、本学では建学の精神に沿って「おおらかな徳操」を最初に置いて、伸びやかな人間性を形成することを重視していることが特色となっています。

この五つの教育目標は、戦後に建学の精神および創立者の生き方に基づいてより分かり易い教育目標として、第三代理事長となる木内四郎兵衛先生によって定められました。特に「勤労の精神」と「実行の勇気」は創立者の生き方に基づいた項目であると言えます。

○ 共生とコミュニケーション

建学の精神は、その内容は堅持しつつも、その表現は五つの教育目標のように時代に合わせあるいは学問分野などに合わせて、より理解し易い表現で理念・目的を示していく努力が不断に要請されています。「共生とコミュニケーション」という教育理念は、1993年に男女共学の東京成徳大学が開学するにあたり、学園の建学の精神を踏まえて大学の教育理念として定められました。共生という事柄の基盤には他者に対する「慈しみと親しみ」がなければならず、これは儒教の「仁」という概念であり「徳」に繋がっていくものであります。そして具体的に他者との共生を実現するためにはコミュニケーション能力の養成が必要であり、共生とコミュニケーションは相まって建学の精神「成徳」に繋がっていくこととなります。

4. 三つのポリシー・学習成果

本学では、学生が教育目標を達成し十分に成長できるよう、入学者受け入れから卒業までの学生に対する基本方針として、「三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）」を定めています。

- *アドミッション・ポリシー 入学者受け入れの方針
- *カリキュラム・ポリシー 教育課程編成・実施の方針
- *ディプロマ・ポリシー 学位授与の方針

（１）アドミッション・ポリシー

東京成徳短期大学 アドミッション・ポリシー

東京成徳短期大学は、建学の精神に基づく「成徳の精神をもったグローバル人材」をめざし、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に示した資質・能力を総合的に身につけている学生を育成し、社会に送り出すことを教育目標としています。これを達成するために定められた教育課程に従い学修する資質と能力を備えた入学者を受け入れます。そのため本学は、科の特色に従い、入学者選抜の方針を定め、多様な入試方法により、多面的・総合的に選抜します。

幼児教育科 アドミッション・ポリシー

1. 求める学生像

- ① 真摯な心を持ち、コミュニケーションを大切にする人
- ② 深い洞察と柔軟な考えを持ち、実践的・協働的に行動する人
- ③ 学ぶ姿勢と意欲を持ち、創意工夫を重ね、なにごとにも積極的に取り組む人
- ④ 保育者になるための資質と適性を備え、子どもの成長に関わりたいと思う人
- ⑤ 子どもを取り巻く今日的課題に広範な関心を持ち、解決に向けて新しい可能性を探求したい人

2. 入学までに身につけておいてほしいこと

- ① 高等学校の教育課程で学習した基礎的な知識・技能、特に日本語運用力（聞く、話す、読む、書くことの基礎力。漢検 3 級取得程度が望ましい）を修得している。
- ② 人間や社会の様々な問題について関心をもち、自分の考えを筋道を立てて文章化できる。
- ③ 短期大学で学ぶ知識や技能を、卒業後、社会で生かしたいという目的意識があり、意欲的に取り組める。
- ④ 学校でのグループ学習、課外活動やボランティア活動等の経験があり、他の人たちと協力しながら課題をやり遂げた成果物や記録がある。
- ⑤ 入学前教育として求められる課題に最後まで取り組むことができる。

3. 入学者選抜方針

- ① 上記1.2. を兼ね備えた入学者を適正に選抜するために、多様な入試種別及び選考方法を実施し、本学が求める資質・能力を多面的総合的に評価する。（※）
- ② 特に、総合型選抜・学校推薦型選抜においては、受験生が目的意識を持った学科選択を行っているか評価する。

※各入試の選考方法や評価の観点に関しては、学生募集要項をご確認ください。

（2）カリキュラム・ポリシー

本学では、建学の精神・教育理念に即した学生を養成することを基本とし、科の目的である社会のニーズに応えられる資質の高い幼稚園教諭、及び保育士の育成を行うため、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成します。

- ・確かな専門的知識と研究意欲を育てるカリキュラムを設定します。
- ・保育の実践力と即応力を育てるカリキュラムを設定します。
- ・豊かな人間性と社会性を育てるカリキュラムを設定します。
- ・個々の学生の得意な分野を伸ばし、魅力ある保育者を育てるカリキュラムを設定します。

（3）ディプロマ・ポリシー

本学では、建学の精神・教育理念に即し、かつ所定の単位を修得した学生に、卒業が認定されます。

- ・子どもの教育や保育について、専門的知識と研究する力を備えた学生。
- ・社会のニーズに対応できる教養と社会性を備え、教育、保育実践力を発揮できる学生。
- ・資質の高い専門家としての人格を備え、求められる役割を理解し、最大限に努力することができる学生。

（4）東京成徳短期大学 学習成果

成徳の精神を持ったグローバル人材をめざし、高く広い教養を身につけ、学芸・技能の専門教育を通して「徳を成す」人間としての人格を形成し、有為な職業人として社会に貢献できる。

（5）幼児教育科 学習成果

- ① 本学の教育を通して、保育者として必要な基礎的知識と教養、専門的知識と技能、研究する力を習得している。
- ② 本学の教育及び行事を通して、保育や子どもに関わる企画力、指導力、課題発見能力などの実践力や即応力を習得している。
- ③ 本学の教育及び行事を通して、社会人、保育者として求められるコミュニケーション能力と責任感、倫理観、自己研鑽能力を習得している。
- ④ 本学の教育を通して、リテラシー、論理的思考力、協同的課題解決能力を習得している。
- ⑤ 本学での学生生活を通して、自己理解を深めながら主体的に学習を進め、ふさわしい進路選択をすることができる。

5. ブランド・ステートメント、タグラインについて

1. ブランド・ステートメント

多様性の中で共生し、
新たな自分を発見するとともに、
自らの信念をもって
未来をデザインする人材を育成します。

東京成徳大学・東京成徳短期大学は、その名前にある「成徳」が示すとおり、「徳を成す人間の育成」を建学の精神に掲げ、日々の教育、研究に取り組んできました。また、学園 90 周年に定めた「東京成徳ビジョン 100」では、学園が目指す将来像として「『成徳』の精神を持つ グローバル人材の育成」を目標に置いています。

学園 100 周年を目前に控えた今、ブランド戦略会議では改めて大学・短期大学の強みや特長、魅力を議論し、ブランド・ステートメントの策定を検討しました。強み、特長、魅力を活かしながら、建学の精神と一貫性があり、さらには建学の精神と「東京成徳ビジョン 100」をつなぐことのできるブランド・ステートメントとして、上記文章を掲げることとします。

「徳」の概念は時代や背景、立場によっても変わり、その意味も幅広く、簡単に説明できるものではありません。しかし、このブランド・ステートメントでは、現代が必要とする「徳」を文章全体で表現することで、本学園の建学の精神と目指す教育像をイメージすることができます。

グローバル化がいっそう進むこれからの社会で、人種や民族、宗教や国籍、言語や思想、病気や障害、性別や性的指向、価値観や物の考え方などの「多様性」を受け入れ、互いの存在を認め、可能な限り理解や共感を寄せて、必要な助け合いをすることで生きていく「共生」を理解し、大学での学びや経験を通じて、これまでの殻を打ち破る「新しい自分の使命や役割の発見」を得ながら、確固たる「自分自身の信念」をもって、「自分の未来」、「自分たちの社会の未来」を「描き、切り拓いていく」人材を育てるという約束を示します。

2. タグライン

つながる学び、ひろがる未来。

ブランド・ステートメントと親和性のあるものとして、上記をタグラインとします。

上記タグラインは、ブランド戦略の検討開始以前から、学生募集広報をはじめ各所で使用しているキャッチコピーです。

「つながる学び」には、①「大学でのいろいろな学びが、つながり合うこと」、「学びの内容どうしのつながり」という意味だけでなく、②「友だち一緒になって学ぶ」、「学びを通して人とつながる」、「人々とのつながりを通した学びがある」という意味のほか、③「学びを通して日本や世界の人々とつながる」などの意味を持ちます。また、「学び」は、学問としての学びはもちろん、「『自分を発見する』ために学ぶもの」とすることもでき、ブランド・ステートメントにある「多様性の中で共生し、新たな自分を発見する」を表現しています。さらに、「つながる学び、ひろがる未来。」とすることで、学びは単に過去や現在とつながるだけでなく、「未来へもつながる学び」になることも示しています。

「ひろがる未来」は、「自らの信念をもって 未来をデザインする」に関連するものであり、自分に関わる未来の可能性を広げるために、「自分自身の信念」による行動が必要であり、その行動があって「自分の未来」、「自分たちの社会の未来」をデザインできるとの意味を含みます。

6. 東京成徳学園 沿革

東京成徳学園は、1926年の王子高等女学校創立に始まり、1931年に「有徳の人間形成」の建学精神を表す東京成徳女学校へ校名を変更して以来、戦後の学制改革に伴う中学校と高等学校の分離、1965年の短期大学設置、1993年の四年制大学開学等により、現在では大学院、四年制大学、短期大学、高等学校2校、中学校、幼稚園を擁する総合学園となるに至っています。この間に学園は堅実な校風・学風のもとに幾多の優れた人材を社会に送り出してきました。

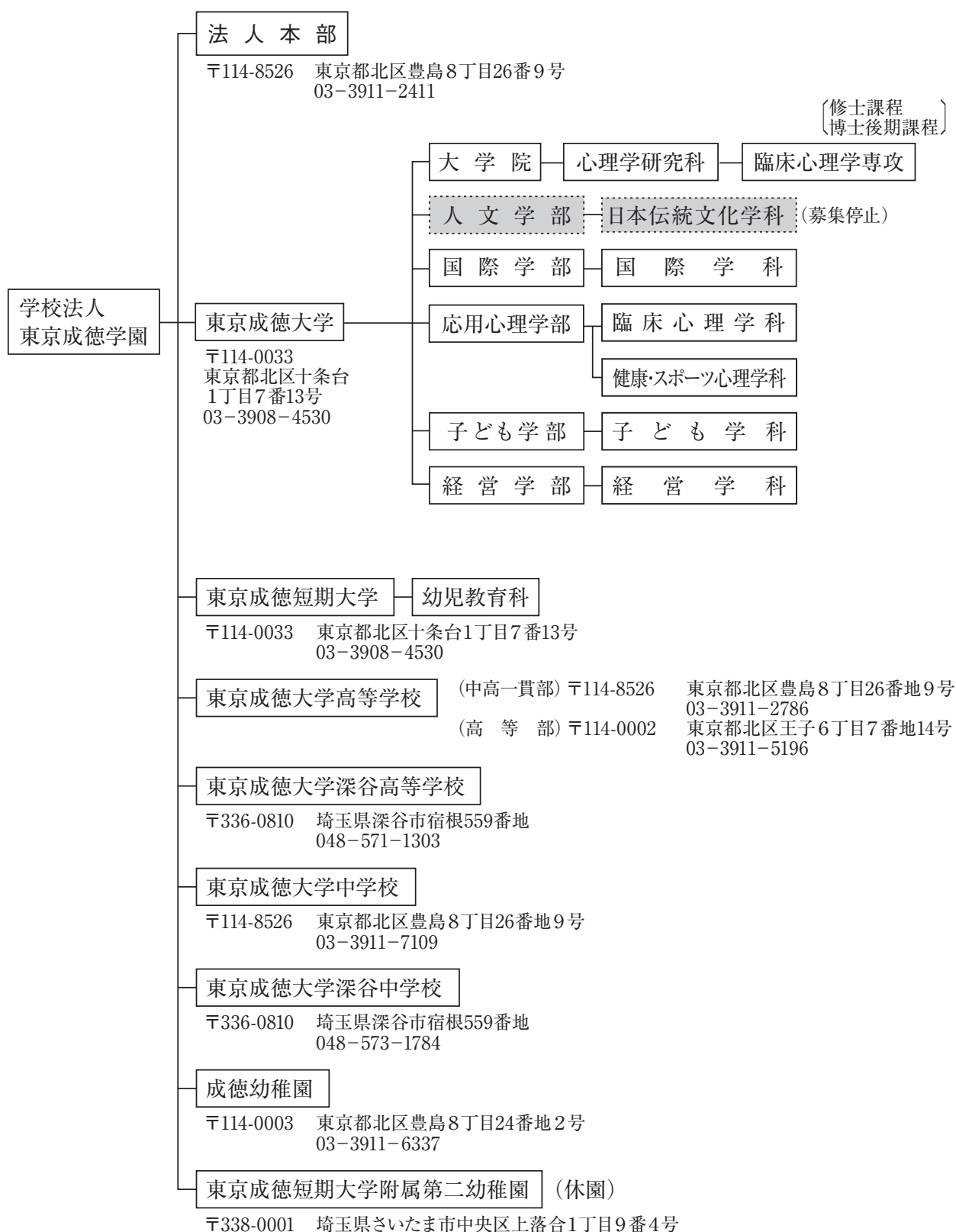
本学園創立以来の沿革概要は次のとおりです。

1926年4月	王子高等女学校（4年制）を創立
1931年12月	東京成徳高等女学校に名称を変更
1940年12月	財団法人東京成徳高等女学校を設立
1947年2月	東京成徳中学校を設立
1948年3月	東京成徳高等学校を設立
1948年6月	財団法人東京成徳学園と改称
1951年2月	学校法人東京成徳学園に改組
1952年4月	高等学校に商業科を増設
1953年4月	東京成徳幼稚園を設立
1963年4月	東京成徳学園深谷高等学校を設立
1965年4月	東京成徳短期大学（文科、国文専攻・英文専攻）を設立
1966年4月	東京成徳短期大学に幼児教育科を開設
1969年4月	東京成徳幼稚園を東京成徳短期大学附属幼稚園に改称
1976年5月	東京成徳短期大学附属第二幼稚園を設立
1979年4月	設置する各校の校名を、東京成徳短期大学付属中学校・付属高等学校・付属深谷高等学校に変更
1993年4月	東京成徳大学（男女共学）を設立
1997年4月	設置する各校の校名を、東京成徳大学高等学校・東京成徳大学深谷高等学校・東京成徳大学中学校・東京成徳短期大学附属幼稚園・附属第二幼稚園に変更
1998年4月	東京成徳大学に大学院心理学研究科カウンセリング専攻（修士課程）を開設
1999年4月	東京成徳短期大学に専攻科幼児教育専攻を開設
2000年4月	東京成徳大学に臨床心理学科を開設 東京成徳大学大学院心理学研究科（昼夜開講制）を東京都北区王子へ移転

2000 年 4 月	東京成徳短期大学の文科国文専攻を言語文化コミュニケーション科日本語文化専攻に、文科英文専攻を言語文化コミュニケーション科英語文化専攻に改組
2001 年 4 月	東京成徳大学の日本語・日本文化学科及び英語・英米言語文化学科を日本伝統文化学科及び国際言語文化学科（英米言語文化専攻、アジア言語文化専攻）に改組
2001 年 4 月	東京成徳短期大学にビジネス心理科を開設
2002 年 4 月	東京成徳大学大学院の専攻名を臨床心理学専攻に変更
2002 年 5 月	東京成徳大学大学院が臨床心理士受験資格第 1 種指定校に認定
2003 年 4 月	東京成徳大学大学院に心理学研究科臨床心理学専攻博士後期課程を開設
2004 年 4 月	東京成徳大学に子ども学部子ども学科を開設
2008 年 4 月	東京成徳大学の人文学部から福祉心理学科、臨床心理学科が独立し、応用心理学部を開設
2009 年 3 月	東京成徳短期大学の専攻科幼児教育専攻を廃止
2009 年 4 月	東京成徳大学に経営学部経営学科を開設
2009 年 4 月	東京成徳大学に応用心理学部健康・スポーツ心理学科を開設
2010 年 3 月	東京成徳短期大学のビジネス心理科を廃止
2010 年 4 月	東京成徳大学に人文学部観光文化学科を開設
2012 年 4 月	東京成徳大学子ども学部に小学校教員免許課程を開設
2013 年 3 月	東京成徳短期大学の言語文化コミュニケーション科を廃止
2013 年 4 月	東京成徳大学深谷中学校を設立
2016 年 4 月	東京成徳大学大学院心理学研究科（昼夜開講制）を東京都北区十条台へ移転 東京成徳大学応用心理学部臨床心理学科を東京都北区十条台へ移転
2017 年 3 月	東京成徳大学の人文学部観光文化学科を廃止 東京成徳短期大学附属第二幼稚園を休園
2018 年 3 月	東京成徳大学応用心理学部福祉心理学科の募集を停止
2018 年 4 月	東京成徳大学人文学部を東京都北区十条台へ移転
2019 年 4 月	東京成徳大学人文学部（日本伝統文化学科、国際言語文化学科）の募集を停止し、国際学部国際学科へ改組転換
2020 年 4 月	東京成徳大学応用心理学部健康・スポーツ心理学科を東京都北区十条台へ移転
2022 年 3 月	東京成徳大学の人文学部国際言語文化学科、応用心理学部福祉心理学科を廃止
2022 年 4 月	東京成徳短期大学附属幼稚園を成徳幼稚園に名称変更
2022 年 4 月	東京成徳大学全学部、東京成徳大学大学院を東京都北区十条台に統合

7. 本学の構成

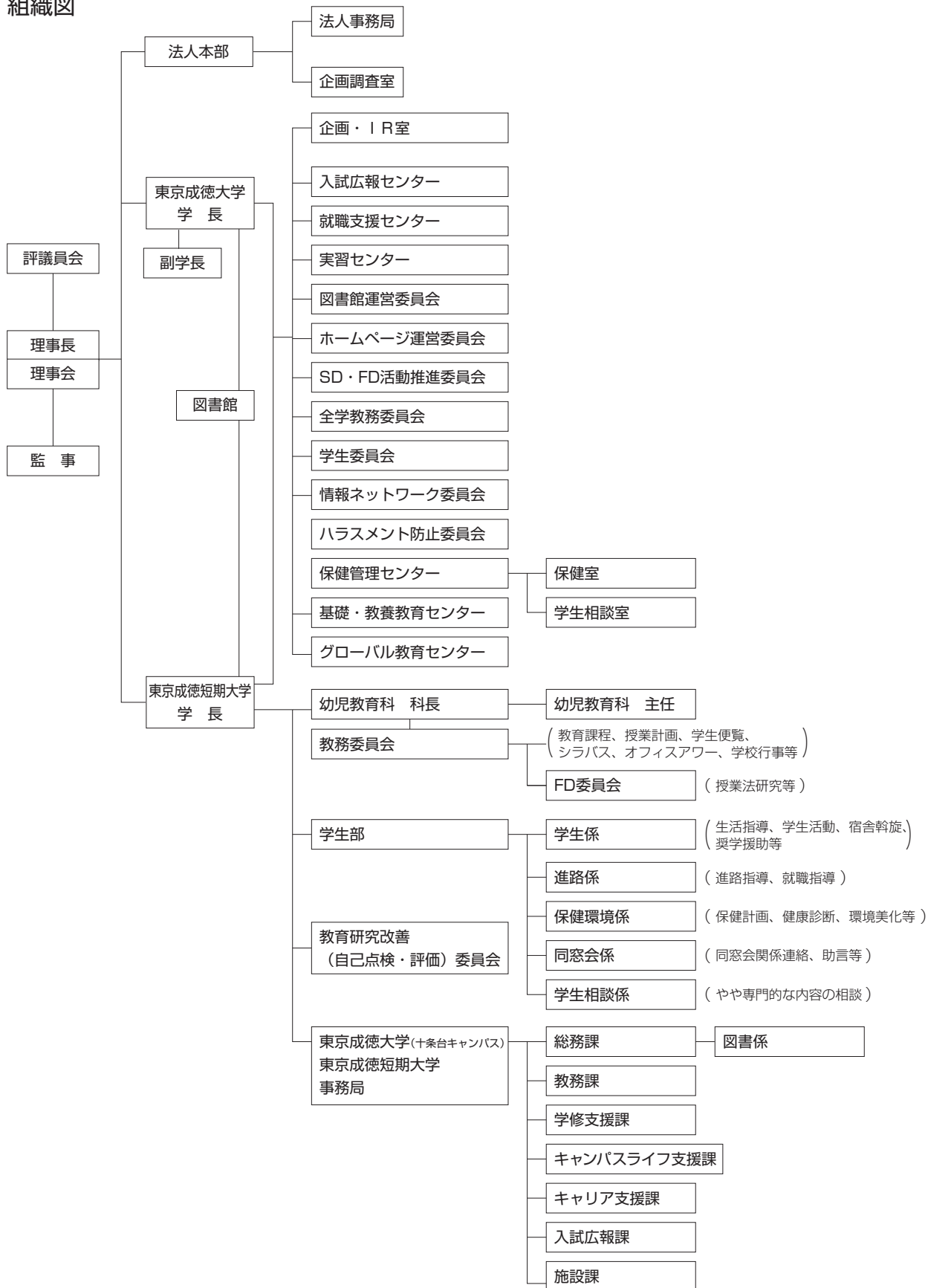
学 園 の 組 織



8. 本学運営機構と職務分掌

2022 年 4 月 1 日現在

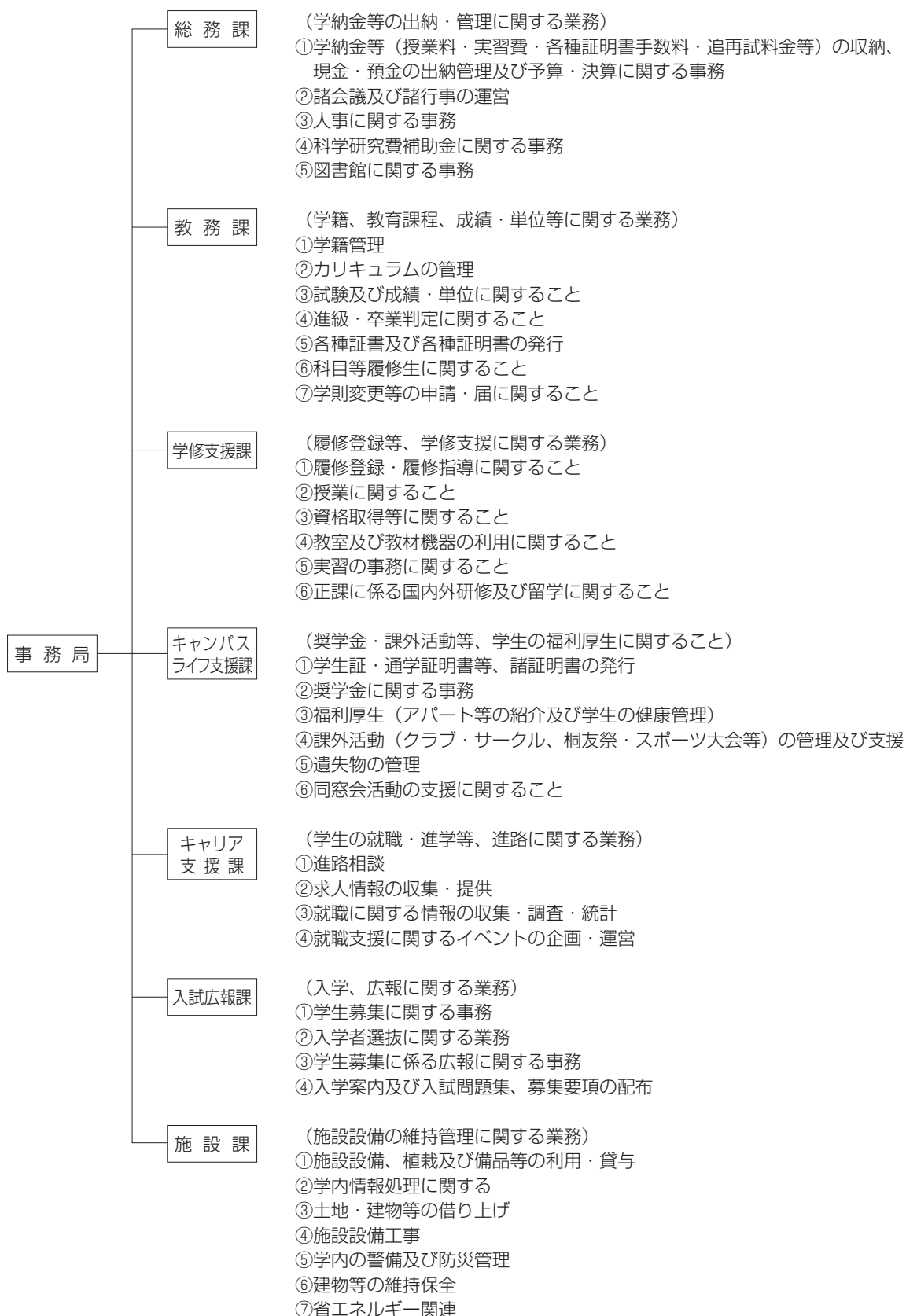
組織図



9. 事務局職務分掌

(1) 事務局の職務

事務局の職務分掌は以下のとおりです。



(2) 窓口の取扱い時間

事務局の窓口取扱い時間は下記のとおりです。

平 日 8：45～17：00

土曜日 8：45～14：00

(3) 証明書類・各種届の提出（P.38～P.39 参照）

- (1) 証明書類・各種届は、所定の書式により行います。
- (2) 証明書の発行は、原則として翌日とします。
- (3) 証明書交付願は手数料分の証紙を貼付の上、学生証を提示し教務課窓口提出してください。
- (4) 証明書は教務課で交付します。代理人の受取りは認めません。学生証と証明書引換票を持参してください。
- (5) 証明書類・各種届は黒または青のボールペンで書き、記入漏れのないようにしてください。

(4) 学納金の納入（P.40 参照）

授業料等学納金の納入は口座引落となります。口座引落ができない場合は、引落期限前までにその旨を総務課へ必ず連絡してください。（総務課 03-3908-4530）

(5) 学業成績の通知（P.45 参照）

授業科目の評価は、Web 成績発表期間中に学生用 Web サービスで確認してください。

(6) 電話の取り次ぎ

学生宛ての電話は、原則取り次ぎません。取り次ぎは非常時のみとします。

(7) その他留意事項

以下の事項には特に留意して遺漏のないようにしてください。

① 学籍確認票・学生個人票用紙

記入については、記入要領に従って正確且つ丁寧に記入して定められた期限に遅れないように提出してください。

② 学生便覧は、2年間の学生生活を円滑に送るために、必ず読み、携行してください。

10. 校 歌

作詞 熊澤 龍
編曲 板本 勝百

一、いつの日を いづくにもあれ
うつくしく 生きぬきゆかん
成徳の 若人われは

二、気品高く 心ゆたかに
人の子の 親と願はん
成徳の 若人われは

三、人みな の 清きつとめや
たつきする わざ身につけん
成徳の 若人われは

作曲 一宮ミチ子



Ⅱ ガイドページ（問い合わせ窓口等各種案内）

1. 窓口時間について

（1）窓口の取り扱い時間

事務局の窓口取扱時間は下記のとおりです。

平日 8:45 ~ 17:00	土曜日 8:45 ~ 14:00
-----------------	------------------

※ 上記窓口時間外の取り扱いはできません。

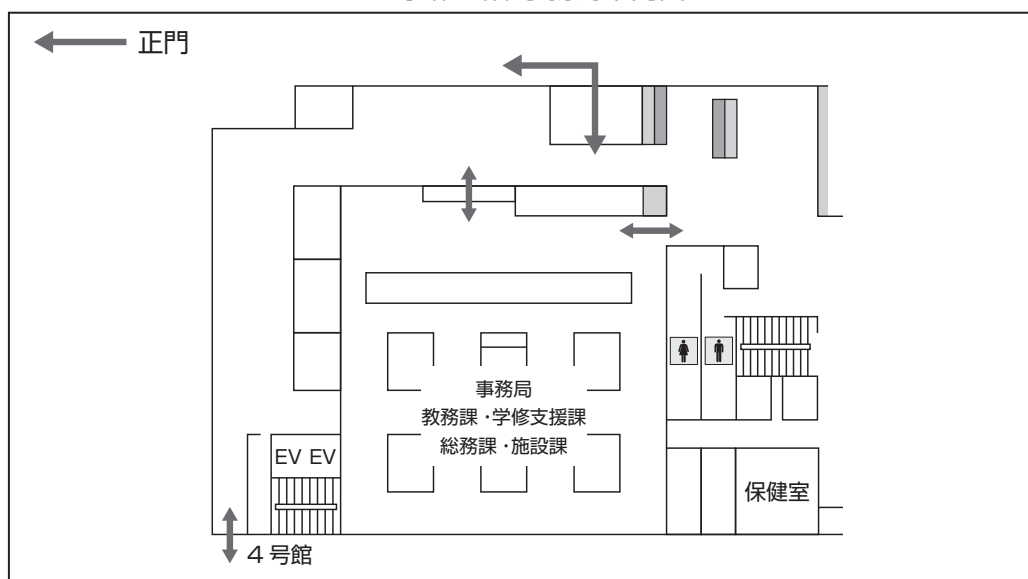
※ 日曜日・祝日（授業日は除く）は休業です。

（2）問い合わせ内容と窓口

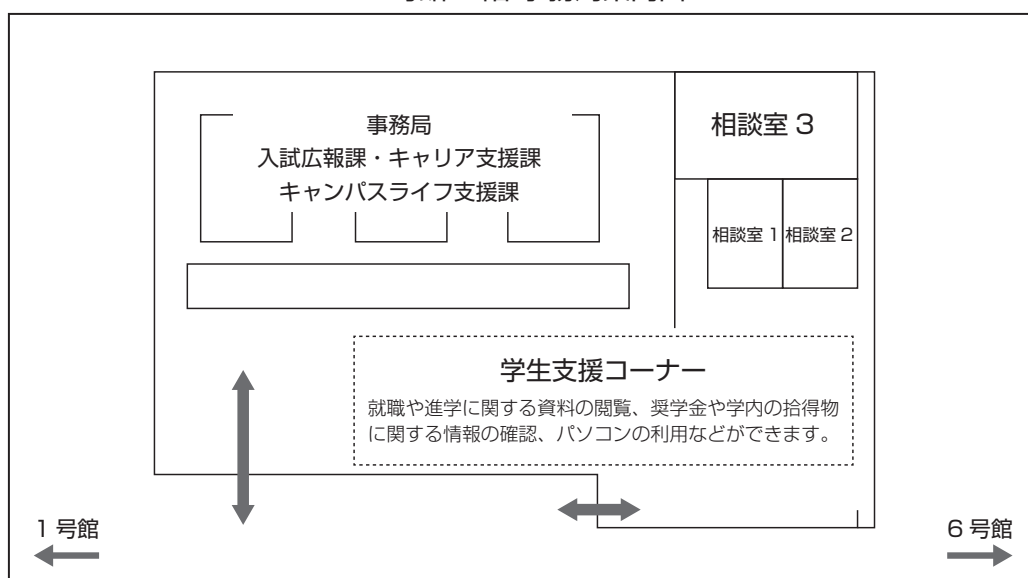
問い合わせ内容		対応窓口	場所	掲載ページ
感染症に罹患した場合		保健室	1 号館 1 階	P.23、 P.24
学費		総務課		P.40、 P.41
履修相談（授業・成績・単位）		教務課 学修支援課		P.44 ～、P.60 ～、 P.75 ～
証明書発行・住所変更				P.38、 P.39
学籍				P.38
教育実習・保育実習支援				—
学生証再交付手続き	(申請)			P.28
	(受取)			
落とし物・拾得物		キャンパスライフ 支援課	4 号館 1 階	P.21
学生証磁気不良対応				P.28
学生用個人ロッカー				P.35
通学証明書・学割証発行				P.29、 P.30
授業・実習中の事故・ケガ				P.25、 P.26
各種奨学金				P.26、 P.27
オープンキャンパス				入試広報課
東京成徳大学入試		—		
進路・就職相談		キャリア支援課		P.35、 P.36
Microsoft365 使用方法		情報支援センター (JINIC)	4 号館 4 階	P.30 ～ P.34
学内 Wi-fi の使用方法				
海外留学関係		グローバル 教育センター	6 号館 1 階	P.41、 P.42
学内外の国際交流関係				

- 上記の窓口の場所は次ページを確認してください。
- 窓口を利用する際は、学生証を提示してください。不携帯時は対応をお断りする場合があります。
- 証明書類・その他届は、所定の用紙により行います。
- 証明書の発行は、原則として翌日とします。
- 証明書交付願は手数料分の証紙を貼付し、教務課窓口に提出してください。
- 証明書類・その他各届は黒または青のボールペンを使用し、記入漏れのないようにしてください。
筆記した文字などを容易に消すことができるボールペンや鉛筆は使用しないでください。

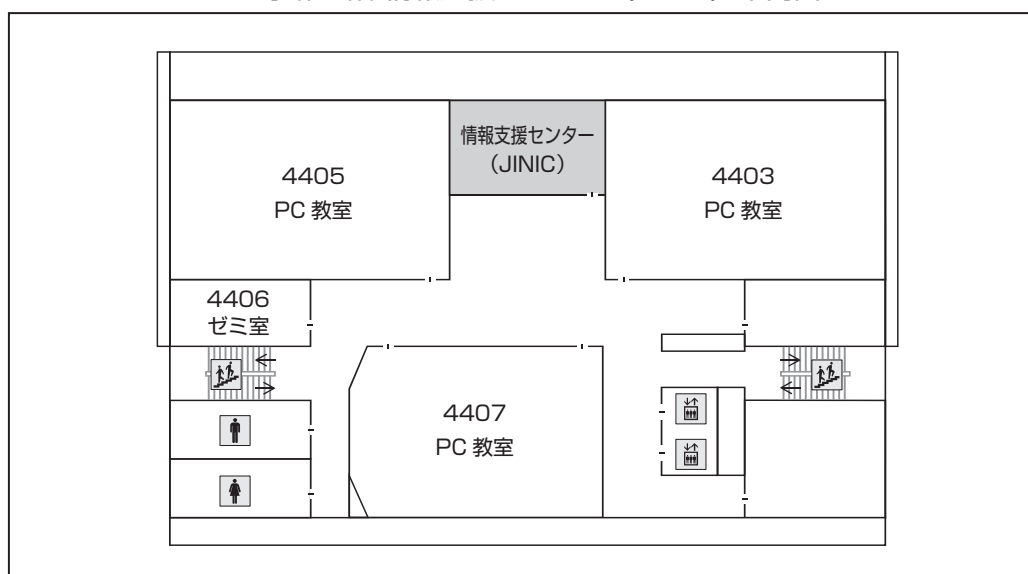
1 号館 1 階 事務局案内図



4 号館 1 階 事務局案内図



4 号館 4 階 情報支援センター (JINIC) 案内図



2. 大学・教員との連絡方法について

(1) 掲示板による連絡

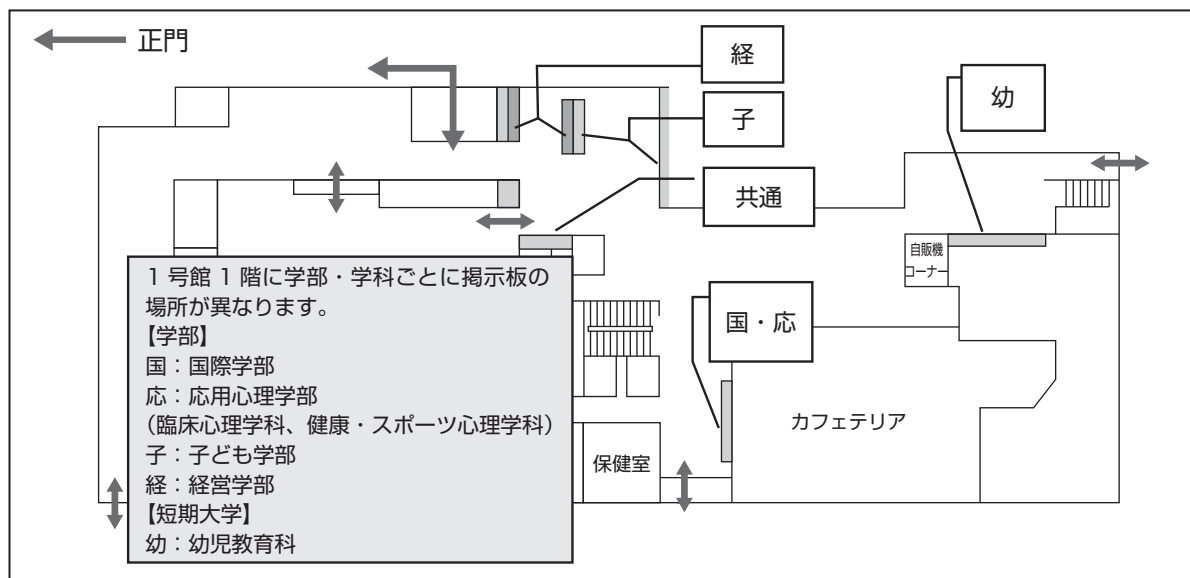
大学から学生への最新のお知らせは、掲示板を通じて行います。この掲示を見なかったために生じる不利益は学生本人の責任となります。

1号館にある学科専用掲示板には

- 授業に関する情報（休講・補講・教室変更・試験・レポートの告知など）
- 学生への個人連絡
- 緊急を要する重要な掲示

上記のように多岐にわたります。大学が発信する最新の情報を得るためにも、登校時は掲示板を確認するよう習慣づけてください。

1号館1階 掲示板案内図



(2) 教員への連絡

専任教員か非常勤教員かによって方法が異なります。

まず、開講授業のシラバスを検索いただくと、専任 / 非常勤の記載がありますので、参照してください。なお、個人情報保護の観点から電話での連絡先照会は受け付けていません。また、電話での取り次ぎは行っていません。

○ 専任教員の場合

学内に研究室があり、学生との相談時間（オフィスアワー）が設けられていて、その時間であれば相談や面会が可能です。オフィスアワーは学修支援課もしくは各学科掲示板に最新情報を掲示していますので、確認ください。

○ 非常勤教員の場合

学内に個人の研究室はありませんので、担当する授業の前後で連絡を取ってください。また、シラバスに連絡のとれるメールアドレスを掲載していますので、直接連絡が取れない場合は、メールでの連絡をお願いします。

3. 学内無線LANについて

学内には学生や教職員が利用できる無線 LAN があります。セキュリティーキーは情報支援センター（JINIC）にてご案内しています。他事務局の窓口とは受付時間が異なりますので、ご注意ください。利用にあたっては、P.32、P.33 も確認してください。

平日 9:00 ~ 18:00

※ 上記窓口時間外の取り扱いはできません。

※ 土曜日・日曜日・祝日（授業日は除く）は休業です。

4. 交通機関運行停止時・気象警報発表時の対応について

台風・大雨など各種自然災害や事故・ストライキによる電車運行停止のため、授業・試験および行事など（以下、授業など）を平常通り行うことができないと判断された場合、大学基準に基づき特別措置をとる場合があります。詳細は、P.80、P.81 を参照してください。

Ⅲ 学生サポート

1. 学生生活の基本について

(1) 東京成徳短期大学の学生として

東京成徳短期大学の学生として、また一人の成人として自らの行いに責任を持ち、他者を尊重し、かけがえのない学生生活を過ごすことを心がけましょう。

(2) 通学について

① 通学方法

徒歩または公共交通機関（電車・バス）を原則利用して通学してください。

自転車通学を希望する場合は、駐輪スペースに限りがあるため、届け出制としています。

申し込みについての詳細は、掲示などでお知らせしますのでキャンパスライフ支援課に申し込みをしてください。

許可を受けた学生は駐輪許可証を自転車に貼付のうえ駐輪場（5号館脇）に駐輪してください。駐輪場以外の場所は駐輪禁止です。

自動車・自動二輪車・原動機付自転車通学は禁止

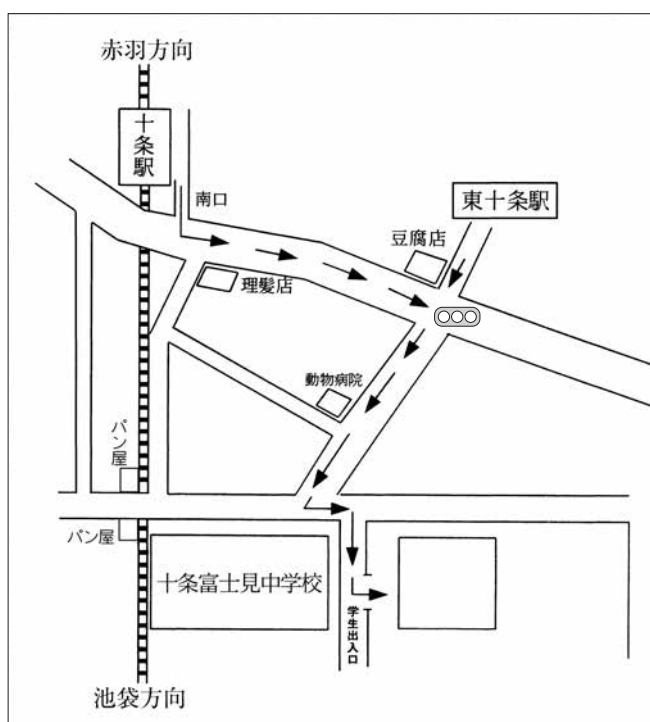
教育研究の環境を維持し、かつ学生・教職員の安全を確保するとともに、近隣住民に対する迷惑を及ぼさないようにするため、自動車・自動二輪車・原動機付自転車での通学と大学構内への乗り入れは認めていません。

② 通学マナー

最寄駅（十条駅・東十条駅）からは公道（右図の→）を通行してください。

また、通学の際は以下の公共のマナーを守りましょう。

- ・登校時、十条駅・東十条駅の改札口付近で学生同士の待ち合わせをしない。
- ・大声で談笑しながら歩かない。
- ・道幅いっぱいには広がらず、端に寄って歩く。
- ・飲食やスマートフォンの操作をしながら歩かない。



(3) 構内をきれいに

本学では、キャンパスの環境美化に努めています。

皆さんも校舎などの利用に当たっては次の事項に留意してください。

- ・ゴミは放置しない。
- ・ゴミは所定のごみ箱へ分別して捨てること。

(4) 喫煙について

- 20 歳未満の喫煙は法律により禁止されています。
- 学内では指定場所（2号館と3号館の間の屋外スペース）以外での喫煙を禁止しています。
- 学外では北区内全域の道路などでの歩行喫煙禁止・吸い殻のポイ捨て禁止を定めた「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」が施行されています。学内外を問わず、喫煙のルール、マナーを厳守してください。

(5) 飲酒について

- 20 歳未満の飲酒は法律により禁止されています。
- 学内での飲酒は禁止です。
- イッキ飲みなどの危険行為や飲酒強要などのアルコールハラスメントは、「しない」「させない」を徹底してください。

(6) 携帯電話・スマートフォンの使用について

- 授業中は電源を切るかマナーモードにして使用しない。
- 研究室及び事務局内で電話がかかってきた場合は、外に出て会話する。
- 教室内に放置しないで、はだ身離さず持ち歩くこと。
※携帯電話・スマートフォンの紛失に注意すること。
- 学内のコンセントで充電はしない。

(7) 盗難防止

個人の持ち物は自己管理を原則とします。

各自が“盗まれない”“盗ませない”を日常の心構えとし、もし学内で被害にあったら直ちにキャンパスライフ支援課へ届けるとともに、担任にも報告してください。

特に正課の体育実技や課外活動などにおいては、貴重品の保管・管理に十分留意するようにしてください。

(8) 学内での遺失物・拾得物

落とし物や忘れ物をしたとき、または拾得したときには速やかにキャンパスライフ支援課へ届け出てください。遺失者が判明しないものについては、キャンパスライフ支援課で保管します。なお、拾得物の処置については、掲示にて連絡します。所持品には、必ず名前を記入するよう心がけてください。

(9) アルバイト

学生には、学業に専念して欲しいため、本学としては原則としてアルバイトは奨励していません。やむを得ずアルバイトを希望する場合は、学業に支障のないもの、健康を害するおそれのないものを選ぶように心がけてください。

本学に依頼がきたものについては、4号館2階大講義室（4201 教室）前掲示板に掲示します。

なお、アルバイト開始後問題が生じて、本学としては責任を負いかねますので各自の責任において行ってください。

(10) 悪質な勧誘や悪徳商法に注意

次のような特殊商法があるので十分注意してください。「おかしい」と感じた場合や万一被

害にあった場合は消費者保護の制度（クーリングオフ）があるので一人で悩まずキャンパスライフ支援課または消費生活センターへ相談してください。

- アポイントメント商法

電話やハガキ「コンピュータで選ばれた。」「記念品がある。」などと誘う。

- キャッチセールス商法

路上・駅周辺などで「アンケート」「無料診断」などと誘う。

- かたり商法

「役所」などからの訪問を装い若者の無知につけこむ。

- マルチ商法

友人から友人へ「儲かる」と次々に紹介していく。

- その他

「フィッシング詐欺」「架空請求、ワンクリック詐欺」「就活商法」「送りつけ商法」や見知らぬ人からの不審な電話や意味不明な誘いなど。

(11) 国民年金

20 歳以上の学生は、国民年金の第 1 号被保険者として加入が義務づけられていますが、申請により在学中の保険料の支払いが猶予されます。

詳細は、住民登録をしている市区町村の国民年金担当の窓口へ問い合わせください。

(12) アパート・学生会館の情報

パンフレットを配布していますので、キャンパスライフ支援課に問い合わせてください。

(13) 電話による呼び出し・照会

大学からの電話による呼び出し・照会は、緊急の場合のみ用件・所属・氏名を明らかにした大学の教職員が連絡します。

最近、在学生の実家やアパートに大学の関係者を名乗る悪質ないたずら電話が多発しています。不審な電話があれば、キャンパスライフ支援課に報告してください。

また、家族・友人からの電話呼び出しは、家族などの急変事態が発生した時以外は取り扱いません。家族の方にも周知徹底しておいてください。

2. 健康管理

(1) 保健室

学生及び教職員の健康を保持し増進することを目的に、本学には保健室があります。

- 利用時間

保健室の利用時間は下記のとおりです。

月曜日～金曜日	9：00～17：00
土曜日	9：00～14：00

*夏期・冬期・春期休業中には閉室期間がありますので、注意してください。

- 健康指導、健康相談

病気やけがの応急処置（投薬を含まない）、健康診断の結果に基づいた健康指導、身体面や精神面の相談、禁煙指導を行っています。

(2) 健康診断

毎年 4 月に健康診断（身長・体重・視力・血圧・尿・胸部レントゲン・内科診察）を実施しています。検査の結果は後日自宅に郵送します。

また最新の検査結果は、実習や就職活動に必要な証明書『健康診断証明書』に反映されます。（『健康診断証明書』は、1 号館 1 階事務局で発行手続きができます。詳しくは P.39 参照。）

学生の健康診断は学校保健安全法により義務付けられていますので、必ず受診してください。

欠席した場合 保健室で用紙をもらい、医療機関で健康診断を受け、結果を保健室に提出してください。（費用は自己負担です。）

(3) 学校感染症

学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法施行規則第 19 条により登校を禁止します。

下記一覧表の感染症を診断されたら、直ちに保健室（代表 03-3908-4530）に電話連絡してください。

学校感染症と出席停止期間

感染症の種類		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る）COVID-19（新型コロナウイルス） ※上記の他、新型インフルエンザなど感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ ※鳥インフルエンザ（H5N1）を除く	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤の治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	症状消失後 2 日
	結核	医師の指示
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医などが感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで

学校感染症を診断された後の手順

A. 学校感染症（インフルエンザを除く）と診断された場合

- (1) 直ちに保健室に電話をする。
- (2) 医師の指示に従い、登校が許可されるまで療養する。
- (3) 治癒後、医療機関において「治癒証明書」に記入、押印してもらう。
※治癒証明書はホームページから印刷可能です。
- (4) 登校初日に治癒証明書を保健室に提出する。保健室から治癒証明書のコピーを受け取る。
- (5) 欠席届を記入、学修支援課に提出し、確認印をもらう。その際、治癒証明書のコピーを提示する。
- (6) 欠席した授業の担当教員に欠席届を提出する。

B. インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）と診断された場合

- (1) 直ちに保健室に電話をする。
- (2) 登校の目安の状態に至るまで外出を控え、療養する。
登校の目安：発症後（発症日を第0日として）5日を経過した第6日目、かつ解熱した後（解熱日を第0日として）2日を経過した第3日目。
- (3) 登校の目安の状態に至ってから「インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）治癒報告書」に記入し、登校する。
※治癒報告書はホームページから印刷可能です。
- (4) 登校初日に治癒報告書と医療機関を受診した際の領収書、処方された薬の説明書を保健室に提出する。保健室から治癒報告書のコピーを受け取る。
- (5) 欠席届を記入、学修支援課に提出し、確認印をもらう。その際、治癒報告書のコピーを提示する。
- (6) 欠席した授業の担当教員に欠席届を提出する。

3. 学生相談

本学では、学生の皆さんが抱えている友だち関係・学習面での不安、進路に関する問題、ハラスメントなど、様々な問題や悩みを一緒に考え、問題解決の糸口を見つける手助けになればと、多様な窓口を設けています。

相談機関	相談内容	場所	備考
クラス担任制 オフィスアワー制度	友だち・人間関係の悩み 単位・成績等に関する不安・相談 進路・適性等に関する相談等	各研究室	オフィスアワーは 短大の掲示板等で お知らせします
キャンパスライフ 支援課	経済面（奨学金制度利用等）の相談 アルバイトに関する相談 学生会館・アパートの相談等	4号館1階	

キャリア支援課	就職・進路に関する相談	4号館 1階	
保健室	健康上の心配ごと・悩み	1号館 1階	
学生相談室	人間関係に関する悩み 心身の健康に関する悩み 自分自身に関する悩み 進路・学習に関する悩み その他さまざまな悩み・心配ごと	1号館 1階 学生相談室 キャンパスライフ支援課	
ハラスメント相談員	セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の相談	各相談員研究室等	相談員は掲示板等でお知らせします。

(1) オフィスアワーについて

オフィスアワーとは各専任教員が研究室を開放し、学生の皆さんの相談にのったり、懇談したり、学生の皆さんと先生方との人間的な触れ合いの機会を提供するシステムです。

この時間には履修の仕方、講義の受け方、ゼミの学習の仕方、授業の準備、ノートの整理、資料調査の方法などの勉学上の問題のみだけでなく、就職問題、課外活動、下宿生活、趣味、読書相談または友人などとの人間関係に至るまで、様々な悩み相談を受け付けています。

各専任教員の「オフィスアワー」の時間帯は、年度の始めに掲示板でお知らせします。もちろん、「オフィスアワー」の時間以外にも、研究室を訪ねてください。担任やクラブ・サークル顧問の各教員との相談と併せ、この制度を活用してください。

- * 非常勤講師につきましては、授業の前後にて相談するようお願いします。
- * 担当授業科目や非常勤講師の出講日などは時間割で確認してください。
- * 長期休暇中はオフィスアワーは実施されませんので、注意してください。
- * オフィスアワーの利用方法は先生により異なる場合もありますので、事前の確認をお勧めします。

(2) ハラスメントについて

本学では、本学にかかわるすべての構成員（学生・教職員）が個人として尊重され、それぞれの能力を発揮できる環境を醸成するため、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなど、すべてのハラスメントを禁止しています。

また、ハラスメントを防止・調査・救済するためにハラスメント防止委員会を設置し、事実関係の把握と救済のための必要な措置を取るようにしています。

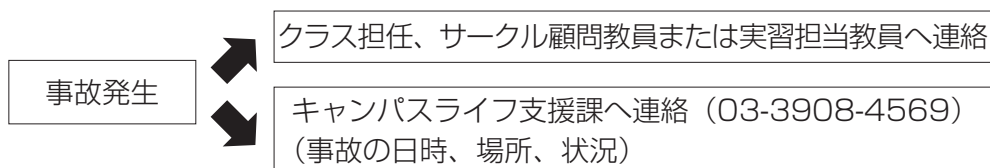
いやがらせなどで困ったことがあったら、一人で悩まないでハラスメント相談員に相談してください。相談員は、1号館 1階の掲示板でお知らせします。

4. 事故が起きたとき

本学では保険料を桐和会（後援会）の負担により入学から卒業まで、「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。

詳細については、入学時に配付する「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」、「学研災付帯

賠償責任保険加入者のしおり」を参照してください。



5. 奨学金

奨学金の受付・申込などは「キャンパスライフ支援課」で扱っています。

(1) 日本学生支援機構奨学金

高等学校在学中に奨学生採用候補者となった学生は、本学が指定する日までに出身高等学校などから交付を受けた「採用候補者決定通知」を提出してください。「進学届」はインターネットを利用した提出になります。期日までに提出しない場合、奨学生の資格を失うことになりますので、十分注意してください。詳細は掲示などで連絡します。

また、毎年申込希望者を対象とした説明会を実施しています。説明会に出席しないと申し込みはできないので注意してください。実施日など詳細は掲示などで連絡します。

【貸与】

① 要件

学業成績、家計などの基準があります

② 申込時期（定期採用）

4月

※定期採用のほかに主たる家計支持者などの死亡、失職、災害により家計状況が急変した場合、緊急・応急採用があります（ただし、家計が急変してから12か月以内に申し込む必要があります）。

③ 種類・金額

・第一種奨学金（利息なし）

通学形態（自宅・自宅外）別に定められた金額から選択できます。

・第二種奨学金（利息付）

貸与月額は2万円から12万円まで1万円単位で額を選択できます。

・入学時特別増額貸与奨学金（一時金・利息付）

10万円から50万円まで10万円単位で選択できます（ただし、申し込みは入学時の1回に限ります）。

【給付】

① 要件

学業成績、家計（収入・資産）などの基準があります

② 申込時期（定期採用）

4月・9月

③ 支給金額

世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）に応じて定められた金額が原則として毎月振り込まれます。

④ その他

給付奨学金の支援対象者は授業料減免も同時に受けることができます（高等教育の修学支援新制度）。給付奨学金支援対象者に申請方法を案内します。

（2）東京成徳短期大学奨学金制度

保証人の方が学納金などを、日本政策金融公庫から国の教育ローンで借り入れて納めた場合、その利息相当額を在学中の2年間に限り大学が支給するものです。

日本学生支援機構など他奨学金との併用もできます。

なお、この奨学金制度の案内・募集はすべて直接保証人宛てに行われます。

利息補給の対象となる借入

種 類	国の教育ローン（日本政策金融公庫）
金 額	2年間の学納金等の範囲内
利 息	有利子 （ただし在学中は本学が利息支給）
借入人	保証人

（3）その他の奨学金

各都道府県及び市区町村、民間団体等の奨学金や保育士修学資金貸付制度があります。

これらは大学を仲介するものと本人が直接出願するものとがあります。

本学に募集案内が来たものについては、所定の掲示板に掲示します。

奨学金全般に関する連絡は、4号館1階学生支援コーナー内の掲示板またはメール（入学時に大学から付与されたメールアドレス宛に送信）にて行います。掲示やメールを見落として各自が不利益とならないよう注意してください。問い合わせ・申し込みの際は、キャンパスライフ支援課へ来てください。

6. 学籍番号・学生証・通学証

（1）学籍番号について

学籍番号は、入学から卒業まで同じ番号を使用します。この番号は、答案用紙を始め証明書の申込みなどの事務手続きをするときに、学科・学年・氏名とともに必ず記入することになっているので、記憶しておいてください。

〈学籍番号〉

入学年度		学 科	クラス	個人番号
2	2	Y	1	0 1

↓

入学年度は西暦の
下 2 桁

↓

「Y」= 幼児教育科

↓

「1」= A クラス
「2」= B クラス
「3」= C クラス

↓

2 桁の数字

(2) 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書です。

常に携帯し、紛失または破損しないよう大切に扱ってください。

また、卒業・退学などによって学籍を失った場合は、直ちに大学へ返還してください。

① 提示が必要なとき

- 各種証明書の交付を受けるとき
- 通学定期券を購入するとき
- 本学教職員から提示を求められたとき
- 図書館を利用するとき

② 有効期間

学生証の有効期間は入学年度の 4 月 1 日から 2 年間です。

③ 再交付

学生証を紛失したときは、再交付の手続きをしてください。

再交付を受けるには、『学生証紛失届兼再発行願』に再交付手数料（1,000 円）相当の証紙を貼付のうえ、教務課に提出してください。

再交付学生証は、『学生証紛失届兼再発行願』の提出日の翌日（ただし、休日を除く）にキャンパスライフ支援課で交付します。（学生証再発行願受理票を持参してください。）

④ 磁気不良

磁気不良の場合は、学生証を持参のうえキャンパスライフ支援課まで申し出てください。

⑤ 記載内容の変更

氏名などに変更が生じた場合は、速やかにキャンパスライフ支援課まで申し出てください。

(3) 通学証（学生証裏面）について

通学証は学生証の裏面に貼付するもので、「住所欄」及び「通学区間欄」を記載し本学の確認を受けることにより、通学定期乗車券を購入することができます。

① 記入上の注意

- 「住所欄」に現住所を記入してください。

- ・電車通学の場合は、「通学区間欄」に現住所の最寄駅と本学の最寄駅（十条駅または東十条駅）との最短通学経路を記入してください。
- ・必ずボールペンで記入してください。（鉛筆・シャープペンシルなど不可）
- ・学生証の裏面に貼付してください。（貼付のない学生証は無効となります。）
- ・修正液などで訂正（字句の書き替え）すると無効になります。

② 記載内容などの変更

通学証の記載内容（住所・通学区間）に変更が生じた場合、または「通学定期券発行控欄」の余白がなくなった場合は、速やかにキャンパスライフ支援課まで申し出てください。

〈学生証〉

（表面）

東京成徳短期大学 学生証

学 籍 番 号
所 属
氏 名
生 年 月 日
発 行 日
有 効 期 限

上記の者は本学の学生であることを証明する。
東京都北区十条台1-7-13
東京成徳短期大学 学長 木内秀樹

TKYO SEITOKU

（裏面）通学証

注意

- 1 この学生証は、学生の身分を証明するものであるから常に携帯し、必要に応じて提示しなければならない。
- 2 この学生証は、通学定期乗車券又は学生用旅券の提示によって乗車できる。必ず携帯し、各駅の改札口で提示しなければならない。
- 3 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この学生証とともに提出しなければならない。
- 4 この学生証は、他人に譲渡し、又は譲渡することはできない。
- 5 この学生証を紛失したときは、速ちに発行部に届けなければならない。
- 6 この学生証は、新たな学生証の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、速ちに発行部に返さなければならない。

※この学生証を紛失された方は、大学事務局までご連絡ください。 Tel. 03-3908-4630 (代表)

通学証	住所	都・県			
	通学	駅	駅間		
	区間	駅	駅間		
	通学定期券発行控	発行年月日	有効期間	発行駅	記事
			箇月		
			箇月		
			箇月		
			箇月		

7. 通学証明書・学生旅客運賃割引証（学割証）・実習用通学定期乗車券

『通学証明書』・『学割証』は原則として翌日発行となります。ただし15時以降（土曜日は13時以降）に申請されたものについては翌々日の発行となります。

（1）通学証明書

通学証明書は、バス利用などにおいて学生証を提示することで通学定期乗車券が購入できない場合に使用するものです。

① 申請方法

交付を申請する場合は『通学証明書交付願』をキャンパスライフ支援課に提出してください。

② 注意事項

- ・交付を受ける際には、学生証の提示が必要です。
- ・アルバイトなどを目的とした通学証明書は交付しません。

（2）学生旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、JR 利用区間の片道のキロ数が100kmを超える区間の割引普通乗車券を購入する場合に使用するものです。

① 申請方法

交付を申請する場合は『学校学生生徒旅客運賃割引証交付願』をキャンパスライフ支援課に提出してください。

交付を受ける際には、学生証の提示が必要です。

② 注意事項

- 有効期限は発行日から3ヶ月です。
- 交通機関利用時は必ず学生証を携帯してください。
- 本人以外は使用できませんので、他人の学割証を使用したり、他人に譲渡したりしないよう注意してください。不正に使用した場合は追徴金が課せられます。

(3) 実習用通学定期乗車券

教育実習・保育実習で実習先へ通うため公共交通機関を利用する場合は、自宅の最寄駅から実習先の最寄駅までの通学定期券を購入することができます。

① 申請方法

実習用通学定期乗車券購入のための通学証明書の交付を希望する場合は、実習先・実習期間確定後、速やかにキャンパスライフ支援課へ申請してください。

② 注意事項

- 申請から実習用通学定期乗車券購入までは1ヶ月程度を要します。
- 実習用通学定期乗車券は1ヶ月・3ヶ月単位での購入になります。実習期間が1ヶ月未満の場合は通学定期券と回数券のどちらを購入した方がよいか金額を事前に調べたうえで申請してください。

8. 学内ネットワークの利用について

【1】学内ネットワークシステムでできること。

学内ネットワークシステムとは？

この「学内ネットワークシステム」は、本学に在籍している皆さんがインターネットを利用できるのはもちろんのこと、大学に登録されている個人情報（履修している科目や成績情報、住所など）や大学からのお知らせを閲覧したり、履修登録の申請を行うなど、インターネット環境があればどこからでも閲覧や登録申請をすることが可能なシステム（「CampusPlan Web サービス」（以下 Web サービス））が利用可能です。これにより、常に新しい情報を得ることができ、より「時間」と「情報」を有効活用することができます。本ネットワークシステムでできることの詳細は以下のとおりです。

学内ネットワークシステムでできること

(1) インターネットが利用できます。

PC講義室等の学内に設置してあるパソコンからインターネットが利用できます。

(2) Web で各個人の登録データが簡単に閲覧できます。(Web サービス)

学内外のパソコンから、Web 機能を利用して現在履修している科目や成績情報、住所など大学に届出ている情報を見ることができます。ただし、閲覧できるのは「本人」のみです。

(3) Web で履修登録ができます。(Web サービス)

インターネットで履修登録でき、成績や単位修得状況の確認もできますので、登録手続きが速やかに進みます。ただし、手続きできるのは「本人」のみです。

また、各開講科目のシラバス（講義概要）も Web サービスを利用して閲覧することができます。履修登録やシラバスの参照方法等については、別途マニュアルを参照してください。

(4) Web で休講情報を見ることができます。(Web サービス)

学内の掲示板やパソコンから休講情報を確認することができます。パソコンだからこそ、より多くの情報をより早く取得でき、大学生活がより快適になります。

休講情報は、更新するまでに時間を要する場合がありますので、学内掲示板の確認も必ず行ってください。

(5) 学内サーバーを利用することができます。(Active directory Server)

学内サーバーに各自のフォルダや授業関係フォルダが用意されていますので、ファイルの保存、授業での課題レポートの提出等を行うことができます。

【2】学内ネットワークシステムの利用にあたって注意すること

学内の情報関連機器は、共同で使用することを前提に設置されています。

個人の勝手な取り扱いは、故障の原因や個人情報の流出につながる恐れがあり、他の利用者へ多大な迷惑になります。学内ネットワークシステムを利用する際には、各自が責任をもって利用することを心がけましょう。

① 学内ネットワークシステムの利用について

Web サービス上で確認できる「学生用情報システム利用マニュアル」を熟読してください。

② パスワードの管理

学生には、Microsoft365 及び「Web サービス」を利用するために必要な ID・パスワードを入学時に付与します。

パスワードが他者に知られると個人情報の流失につながりますので、厳重に管理してください。

③ 違法行為等の禁止

次の違法行為等は禁止です。

- ① 学内外にかかわらず、システムへ不正にアクセスを行うこと、違法なダウンロードを行うこと。
- ② コンピュータウィルスを持ち込むこと。
- ③ 肖像権の侵害：本人の許可なく、容姿を公開すること。
- ④ プライバシーの侵害：他者に迷惑や不利益を与えること、誹謗中傷など。

- ⑤ わいせつな文書や画像を発信、受信、閲覧すること。
- ⑥ 不当な情報などの発信：公序良俗に反する内容、いやがらせ、脅迫的内容等を発信すること。
- ⑦ 本学または社会の秩序を乱し、本学の社会的信頼を損なう行為。

④ コンピューターや周辺機器は大事に使いましょう

学校に設置されている各関連機器やインストールされているソフトウェアは学生の皆さんで共用するものです。

大切に利用することはもちろん、機器の故障や異常等を発見した時は情報支援センター（JINIC）（4号館4階）や近くの事務局スタッフへ速やかに連絡してください。

※ PC 講義室での飲食は禁止です。

【3】コンピューターの利用環境

大学内に設置されているパソコンは原則として自由に利用することができます。

（注）授業で使用する場合がありますので、施設の開放時間を確認してください。

① 設置場所・内容（長期休暇中の利用時間については別途掲示します。）

○PC講義室（4号館4階）

利用時間 月～金曜日 9：00 — 18：00

パソコン ① 4403 教室：60 台 ② 4405 教室：60 台

③ 4407 教室：56 台

プリンター 各教室 4 台

○学生支援コーナー（4号館1階）

利用時間 月～金曜日 8：45 — 21：00

土曜日 8：45 — 18：00

パソコン 8 台

プリンター 1 台

※利用の際は、IDとパスワードの入力が必要です。

② 無線LAN

無線LAN機能搭載のノートPC、スマートフォンなどを使い、簡単な設定でインターネット接続を行うことができます。

各種端末ごとの設定方法は、「学生用情報システム利用マニュアル」を確認してください。

○注意事項

無線LANは学生の皆さんと教職員のみが利用可能です。設定の際に必要なセキュリティキーは、情報支援センターから案内します。

無線 LAN の利用で生じた不具合、損害等について、大学は一切の責任を負いません。利用にあたってはウィルス・セキュリティ対策を各自の責任で行ったうえで、利用してください。デスクトップ PC には無線 LAN を利用できない機器もあります。

授業やインシデント対策のため、一時的に無線 LAN の制限を行うことがあります。

③ 利用上の注意

○コンピューター機器を利用する時は以下のことに注意します。

- (1) 飲食をしながら使用しないこと。
- (2) 濡れた雨具などを機器の側に置かないこと。
- (3) 固定のコンピューター機器は無断で移動しないこと。
- (4) コンピューター機器を利用しないまま占拠しないこと。
- (5) 他者の利用を妨げないこと。
- (6) 不必要な大量印刷は行わないこと。
- (7) その他システム利用規則及びガイドラインに規定されている事項を逸脱しないこと。

○コンピューター機器の問い合わせ先

情報支援センター（JINIC）（4号館4階）

【4】学内メールシステム（Microsoft365）

本学の在学学生には、大学からメールアドレスを発行します。

メールアドレスは「学籍番号 @st.tsc.ac.jp」となります。（変更はできません）

このメールアドレスは、教員や事務局からの連絡や、緊急時の安否確認などにも利用します。

インターネットに接続されたパソコン、タブレット端末があれば、どこでもメールの送受信ができます。学生用 Web サービス上の「利用マニュアル」に沿って、各自必ず設定を行ってください。

このメールアドレスは卒業後も一定期間有効です。ただし、退学、除籍により離籍した場合には利用できなくなります。

学内メール利用までの流れ

以下の①～③の設定を各自で行ってください。

- ① 担当教員より、初期パスワードを取得する。
- ② 本学ホームページ（<http://www.tsu.ac.jp/>）を開き、右側メニューの「メールサービスログイン」より Microsoft365 へアクセスする。
- ③ 初期パスワードを変更し、初回ログインを行う。

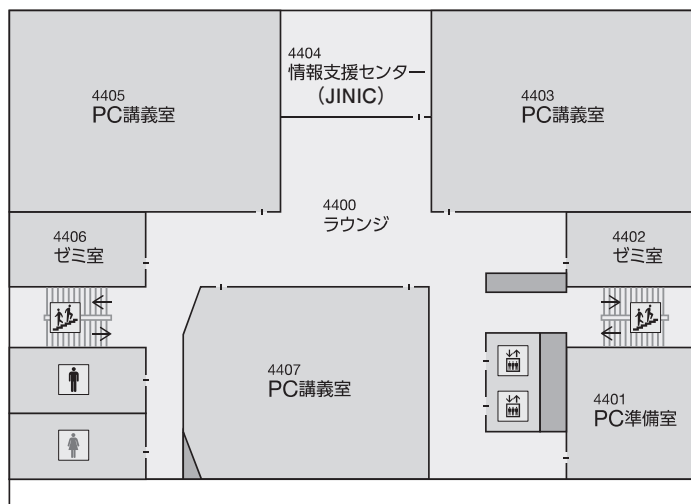
〈注意〉パスワードの変更は随時行ってください。

パスワードを忘れた際は、情報支援センター（JINIC）にお越しください。

【情報支援センター（JINIC）】

開所時間 月～金曜日 9：00 — 18：00

4号館4階



9. 特別教室の利用について

4403、4405、4407 PC 講義室の利用について

(1) 利用目的

授業及び学生の活用を最優先とし、ソフトの利用、情報検索、情報交換等を目的とします。

(2) 教室の利用者

本学に在籍する学生及び教職員とします。

(3) 利用時間

学生の利用時間は平日 9：00 ～ 18：00 です。

PC 講義室は授業で使用する場合がありますので、開室時間には注意してください。

(4) プリンターの利用

プリンターを無料で使用することが出来ます。ただし、印刷できる枚数は月 100 枚までです。

(5) インターネット・メールの利用

学生は、在学中に Microsoft365 による東京成徳短期大学のメールアカウント（学籍番号 @ st.tsc.ac.jp）を利用することが出来ます。

メールアカウントの ID・パスワードは入学時に各学生に配布します。

(6) 注意事項

① 係員の指示にしたがうこと。

② トラブルが発生した場合には情報支援センター（JINIC）へ速やかに申し出て下さい。

10. 学生用個人ロッカー（3号館2階）

学生用個人ロッカーの貸与を希望する学生は、所定の期間に申し込みをし、手続きを行ってください。ロッカー数に限りがあるため、1年ごとの貸与制とします。

（1）申込方法

4月に掲示板やメールにてお知らせします。

手続期間経過後の申し込みは受け付けできませんので、注意してください。

なお、申込者多数の場合、抽選を行います。

（2）貸与にあたっての注意事項

- ・ ロッカーは1名につき1箇所のみとし、指定された箇所以外のロッカーは使用しないでください（又貸しや共同使用も禁止）。
 - ・ 必ず施錠の上、使用してください。（鍵は市販品を各自で用意）
 - ・ ロッカーの上に、荷物やゴミを放置しないでください。放置された物品については所有を放棄したものとみなし、大学が処分します。
 - ・ 現金、貴重品、危険物、汚物、腐敗しやすいものなどは、絶対に入れないでください。
 - ・ 貸与中の盗難、事故に関して大学は責任を負いません。学生の自己責任となります。
 - ・ 故意または過失を問わず、ロッカーを破損または汚損した場合は、速やかにキャンパスライフ支援課に申し出てください。
 - ・ ロッカーを使用する必要がなくなったとき（退学、休学、留学を含む）は、速やかに収納品を撤去するとともに、キャンパスライフ支援課に申し出てください。
 - ・ 貸与期間は貸与開始日から翌年の1月末日までとします。
 - ・ ロッカーの利用に際して大学より指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 上記項目を守れない場合は、ロッカーの貸与を取り消します。

11. 進路関係

（1）幼稚園・保育所等教職関係

幼児教育科の大多数の学生は、卒業後の進路として幼稚園や保育所などを希望し、実際に就職していきます。幼児教育科では以下の取組みを中心に、学生の就職を支援しています。

① 就職ガイダンスの実施

就職採用試験を受けるに当たって必要になる技能を習得するために、履歴書の書き方、作文・小論文の書き方、社会人のマナーなどについて講義や体験を通して理解を深めます。

また、卒業生の就職活動体験や仕事の様子、実際の就職活動方法についての説明などがあります。このガイダンスは、1年生の10月頃から2年生の12月頃まで複数回にわたり行われます。

② 「進路の手引き」の配布

1 年生 10 月に「進路の手引き」を配布しています。この冊子は、就職活動方法や採用試験の内容などがまとめられています。

③ 面接指導

希望者には就職試験を想定した個別模擬面接を 2 年生前期より実施しています。就職に関する相談も適宜受け付けています。

④ 求人票開示、受験報告書の貸し出し

私立幼稚園・保育所等の保育職の求人票は東京成徳就活 NAVI にて公開されます。郵送で届いたものは 4 号館 1 階学生支援コーナーにファイリングされます。見逃すことのないように確認しましょう。(3. 学生支援コーナーを参照)

また、過去に受験者がいる自治体や園は、先輩の受験報告書がファイルにまとめられています。キャリア支援課で貸し出ししていますので、活用してください。

⑤ 公務員試験対策

公立幼稚園・保育所等の採用試験を希望する学生のために、公務員試験対策講座を開催します。詳細は別途お知らせします。

(2) 一般就職・進学

本学では、一般企業への就職希望者や大学への編入学・専門学校への進学希望者に対して、個人面談等個別指導を行っています。その指導には学生部進路係及びキャリア支援課があたっています。

(3) 学生支援コーナー（4 号館 1 階）の活用

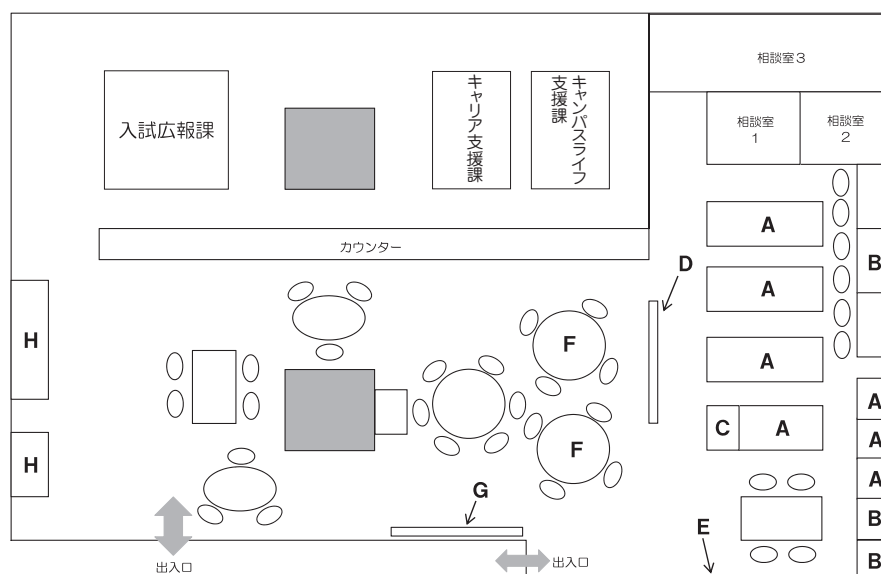
本学では、次ページのように様々な資料や機器を整えて、皆さんの就職や大学への編入学・専門学校への進学の活動支援を行っています。有効に活用してください。

その他「進路の手引き」も合わせて活用してください。

【学生支援コーナー】

利用時間：月～金曜日 8：45～21：00 / 土曜日 8：45～18：00

※日曜日・祝日・その他キャンパスを閉鎖している日を除く



A. 求人票ファイル

一般企業、保育職等の求人票がファイリングしてあります。

B. 就職関係書籍

就職四季報、業界研究、履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策、筆記試験対策等の書籍が設置してあります。原則、持ち出しは認めていませんが、希望者には貸し出しも行っています。

C. コピー機（有料）

モノクロ片面 10 円、カラー片面 20 円で利用することができます。

D. 求人一覧表

保育職の求人一覧表を掲示しています。

E. 就職関係掲示板

合同説明会等のポスターを掲示しています。

F. パソコン（8台）

プリンターも設置しています。

G. 各種奨学金案内・連絡、拾得物掲示

日本学生支援機構奨学金や自治体等奨学金の案内や連絡、学内拾得物について掲示しています。

H. 学生生活関係リーフレット・各種申請書類

学生生活に役立つリーフレットやクラブ・サークル活動の各種申請に必要な書類を設置しています。

12. 各種届の申請窓口一覧

	提出期限	提出先	手続き
学籍関係			
休学したいとき ●必要なもの 休学届 担任の印 保証人の印	速やかに	担任又は 教務課	まずは保証人（保護者）、担任に相談。 【注意事項】 ①学納金に未納部分のある学生は休学できません。 ②休学中も納めるべき学納金があります。 ③休学期間は在学期間に含まれないので、休学した期間分、卒業は延期されます。
退学したいとき ●必要なもの 退学届 担任の印 保証人の印	速やかに	担任又は 教務課	まずは保証人（保護者）、担任に相談。 退学届と共に学生証を返付する。 【注意事項】 ①学納金が未納の学生は退学できません。 未納期間の授業への出席や成績評価は全て抹消し、遡って除籍となります。
復学したいとき ●必要なもの 復学届 担任の印 保証人の印	休学期限 末まで	担任又は 教務課	休学期限末までに復学届を受取、期日までに提出。 【注意事項】 ①学納金に未納部分のある学生は復学できません。 休学期間中の学納金が督促されてもなお未納の場合は、休学期間が抹消され遡って除籍となります。
※除籍について		届け出は必要なく、大学から通知されます。	以下のような学生は除籍となり、除籍時の成績や在学期間は遡って抹消します。（学則第22条参照） (1) 本学において、修学する意思がないと認められるもの (2) 督促してもなお学納金を納めないもの など
身上関係			
住所・電話変更 保証人変更 氏名変更	速やかに	教務課	1号館1階事務局にある「届書」用紙に必要事項を記入し「教務課」窓口へ提出。
授業関係			
欠席届 （公欠ではありません）	欠席前 / 速やかに	授業担当教員	1号館1階事務局カウンターにある「欠席届」を記入し、授業担当教員へ提出。（便覧P.44、P.45参照）
追試験願 再試験願	手続き期間中 （行事予定表確認）	教務課	1号館1階「教務課」にて申請。（再試験は手続き手数料あり）手続き期間厳守。手続きなしで受験しても評価はされず“D（不合格）”判定となる。（便覧P.75、P.76参照）
学生生活			
奨学金関係	速やかに	キャンパスライフ 支援課	申し込みや問い合わせなどは、4号館1階「キャンパスライフ支援課」にて受付。（便覧P.26、P.27参照）
事故にあったとき ケガをしたとき	速やかに	キャンパスライフ 支援課	事故にあった、ケガをした等の際は保険が適用される場合があるので、早急に「キャンパスライフ支援課」へ連絡。（便覧P.25、P.26参照）
落し物・拾得物	速やかに	キャンパスライフ 支援課	学内の落し物は4号館1階「キャンパスライフ支援課」へ届けられます。拾った場合も「キャンパスライフ支援課」へ届けてください。
学生証再交付	速やかに	申請：教務課 受取：キャンパス ライフ支援課	紛失・盗難などがあった場合、1号館1階事務局カウンターにて申請。（再交付手数料あり）受取はキャンパスライフ支援課。（便覧P.28参照）

13. 証明書一覧

注意事項

- 電話による各証明書などの申し込みは一切受け付けません。
- 申請時及び受取時に学生証の提示が必須です。提示のない場合は手続きできません。
- 交付日が休日の場合は、その翌日の交付となります。
- 下記に記載のない証明書については、窓口にお問い合わせください。
- 学内行事などにより、下記の交付時間にお渡しできない場合があります。

各種証明書一覧

証明書等の交付日及び手数料は、以下のとおりです。

証明書	発行手数料（1部）	交付日 ※ 1
卒業見込証明書 ＜2年生対象＞	200 円	翌日
在学証明書	200 円	翌日
在学期間に関する証明書	200 円	翌日
成績・修得単位証明書（成績証明書）	200 円	翌日
成績・卒業見込証明書 ＜2年生対象＞	200 円	翌日
教員免許状取得見込証明書（幼稚園教諭免許）	200 円	翌日
保育士資格取得見込証明書	200 円	翌日
健康診断証明書 ＜毎年4月の健康診断結果が反映。実習・就職用＞	200 円	翌日
推薦書 ＜本学所定様式＞ ※ 2	200 円	翌日
人物調査書 ※ 3	200 円	1週間程度 ※ 3
卒業証明書 ＜卒業式後より発行可能＞	200 円	翌日

※ 1 申請日の 17 時（土曜日は 14 時）までに提出された場合の交付日です。

※ 2 『推薦書』は発行するのに許可が必要です。事前に就職・進学関連はキャリア支援課、それ以外はキャンパスライフ支援課に確認してから教務課へ手続きに来てください。別の所定様式で作成する場合、交付までに時間がかかりますので早めの手続きをお願い致します。

※ 3 『人物調査書』は、担任の先生、ゼミの先生に実際に記入して頂き作成しますので、他の証明書より時間がかかります。早めの手続きをお願い致します。

申請手順

1. 1号館1階事務局に設置されている『証明書交付願』に必要事項を記入し、手数料分の証紙を所定の欄に貼付します。
2. 学生証を提示し『証明書交付願』を事務局教務課窓口に提出してください。
3. 翌日以降の受け取りの際は、『証明書引換票』と学生証をもって教務課窓口にお越しください。

14. 納入金について

(1) 学納金及び諸会費等

① 納入額

【幼児教育科】

		初年度		2 年次		合計
		入学時	後期(10 月)	前期(4 月)	後期(10 月)	
学納金	入学金	¥300,000	—	—	—	¥300,000
	授業料	¥385,000	¥385,000	¥385,000	¥385,000	¥1,540,000
	施設設備費	¥110,000	¥110,000	¥110,000	¥110,000	¥440,000
	特別教育費	¥45,000	—	—	—	¥45,000
諸会費等	桐和会（後援会費）入会金	¥10,000	—	—	—	¥10,000
	桐和会（後援会費）年会費	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥40,000
	同窓会費	—	—	—	¥22,000	¥22,000
合 計		¥860,000	¥505,000	¥505,000	¥527,000	¥2,397,000

* 本学全学生の父母又はこれに準ずる者は、桐和会（後援会）に加入

* 上記のほか、学納金及び諸会費等に係る事務手数料と下記の費用を必要とします。

- ・教科書代
- ・教育実習および保育実習などに参加する場合の費用

② 納入方法

学納金及び諸会費等の納入にかかる利便性確保等の観点から、納入方法は預金口座からの自動引落としております。引落をする預金口座の登録方法については、入学後に総務課より別途ご案内いたします。なお、引落が完了した場合は、預金通帳に「トウキョウセイトク」と記帳されます。

③ 引落日

学納金及び諸会費等は 2 回（前期・後期）に分けて徴収します。

前期 4 月 6 日（土日祝の場合には翌営業日）

後期 10 月 6 日（土日祝の場合には翌営業日）

※納入についての通知

前期分は 3 月中旬、後期分は 9 月中旬に「学納金等引落のお知らせ」を在学保証人宛住所へ郵送します。入学後にご指定いただいた口座や学納金及び諸会費等を確認し、引落前日までにご指定口座へご準備ください。

④ 注意事項

- ・ やむを得ない事情で引落ができない場合には引落日の 2 週間前までにその旨を総務課へ必ずご相談ください。分納・延納を希望する者は、学長の許可を受けなければなりません。未納のまま放置しておきますと、学則第 22 条第 3 号の規定により、除籍になります。なお、分納・延納をする場合は、引落ではなく振込となり、振込手数料はご負担いただきます。（事務手数料も納入していただくことになりますのでご了承ください）

- ・ 既納の学納金等は原則として還付できません。
- ・ 休学を許可された者及び命ぜられた者の休学期間中の授業料は、次の算式により算定した授業料を免除します。

$$\text{授業料} \times \frac{\text{休学当月の翌月から休学停止の前月までの月数} \times 0.5}{12}$$

- ・ 学納金及び諸会費等の納入について、不明な点があるときは、直接総務課までお問合せください。

退学の手続きについて

退学する場合は、まずクラス担任との面談をし、その後退学届の提出が必要となります。

申し出た学期の学納金等を完納していない場合、その学期での退学はできず除籍となります。

【前期中に退学する場合】 退学届提出期間： 4月1日～9月30日まで

【後期中に退学する場合】 退学届提出期間：10月1日～3月31日まで

※手続きの詳細については大学ホームページにてご確認ください。

(2) その他の諸経費

- ① 教科書や参考書代、資格取得費用等がかかります。
- ② 授業科目の特性上必要とする教育実習及び保育実習にかかる費用については、次のとおりです。

実習費の金額

	実習種別	実習期間	実習日数	実習費
1年次	幼稚園教育実習Ⅰ	11月中旬	2週間	¥13,000.
	保育実習Ⅰ（保育所）	2月上旬	12日間	¥13,000.
2年次	幼稚園教育実習Ⅱ	6月下旬	2週間	¥13,000.
	保育実習Ⅰ（施設）	年度中随時	12日間	¥22,000.
	保育実習Ⅱ（保育所）※	9月上旬	12日間	¥13,000.
	保育実習Ⅲ（施設）※	年度中随時	12日間	¥22,000.

※保育実習Ⅱ・保育実習Ⅲはいずれかを選択して実施

●支払時期＜1年次：10月上旬予定・2年次：4月上旬予定※別途連絡をします。＞

15. その他

(1) 留学制度

本学には、様々な留学プログラムがあり、海外で学ぶ機会を設けています。

詳細は、グローバル教育センターへの直接ご相談いただくか、本学ホームページや別冊「留学の手引き」を確認してください。

なお、グローバル教育センターでは、以下についてご相談を受け付けています。

①海外留学に関すること。

- ・ 海外短期研修プログラム

- ②グローバル人材育成の推進を目的とした講演、ワークショップ、イベント等
 - 海外講師による語学講座
 - 学生主体の Students of International Club によるグローバルラウンジの活用とその活動支援
- ③本学の外国人留学生や交換留学生との国際交流
 - 交換留学生に対する来日オリエンテーション
 - 国際教育に関連する情報収集と提供

Ⅳ 図書館案内

1. 開館時間・休館日

(1) 開館時間

月曜日～金曜日 9：00～20：00

土曜日 9：00～14：00

*開館時間は変更することがあります。変更の際は、その都度掲示及びホームページでお知らせします。

(2) 休館日

日曜日、国民の祝日、学園創立記念日（11月26日）、資料整理期間

*臨時休館などについては、その都度掲示及びホームページでお知らせします。

2. 資料の利用

(1) 貸出・返却

• 貸出

図書を借りるときは、図書に学生証を添えてカウンターで手続きを行ってください。

冊数	期間
5冊	14日

*休業中及びその他必要に応じて貸出冊数・期間の変更を行います。

変更については、その都度掲示及びホームページでお知らせします。

*新聞、雑誌、視聴覚資料、参考図書（辞書・事典・年鑑・目録等）、主要参考書、新聞縮刷版、製本雑誌、紀要、貴重書、禁帯出と表示されている図書などは貸出ができません。

• 延長

貸出期間を延長することができます。延長期間は手続きした日から14日間です。延長を

希望する場合は、返却期限内に図書と学生証を持参して、カウンターで手続きを行ってください。なお、予約が入っている場合、返却期限に遅れた場合、長期休業中に借りた場合には延長はできません。

- 返 却

借りた図書はカウンターに返却してください。

- 延 滞

正当な理由なくして返却期限に遅れた場合は、冊数に関係なく遅れた日数分だけ図書の貸出を停止します。なお、延滞中は新たな貸出・予約はできません。

(2) 予 約

貸出中の図書に対して予約をすることができます。カウンターで申込みを行ってください。返却され次第、館内の掲示板でお知らせします。なお、貸出停止期間は予約できません。

(3) リクエスト

購入希望の資料があるときは、リクエストをすることができます。館内にリクエストポストを設置しておりますので、備え付けの用紙にご記入の上、投函してください。

3. ホームページの紹介

最新情報、利用案内、紀要、図書館だよりなどを紹介しています。

本学で所蔵している資料を探すときに OPAC（蔵書検索）を利用してください。

<https://tokyoseitoku-opac.limedio.ricoh.co.jp/drupal/>

V 履 修 要 項

1. 授業について

- (1) 授業は、前期・後期の2学期に分けて行います。学則第10条では、前期を9月30日まで、後期を10月1日からとしています。就職活動その他の理由により、実際には前期は夏期休業開始の前日まで、後期は夏期休業終了の翌日からとしているので注意してください。
- (2) 授業は前・後期とも第1回目から始まります。オリエンテーションの時間は特に設けません。したがって選択科目については、授業計画概要（シラバス）で、科目の主題や内容などを十分検討したうえ、最初から授業に出席して授業担当教員の説明を聞き、履修科目を決めてください。最初の授業で授業担当教員が受講者を決定する場合もあるので注意してください。
- (3) 教科書の購入は、所定の期間（行事予定表参照）に、必修科目・選択科目とも済ませること。教科書によっては一般の書店で購入できないものもあるので注意してください。なおいったん購入した教科書の返品は認められません。
- (4) 事前に休講が明らかなときは、1号館1階の掲示板およびWeb掲示板によりお知らせします。休講の連絡がなく、授業開始時間から30分を過ぎても授業担当教員が教室に来ないときは、学修支援課に連絡し指示を受けてください。授業が休講となった場合は、補講を実施します。補講日は、1号館1階の掲示板で通知します。
- (5) 災害や交通ストなどによる臨時休講については、「交通機関の運行停止、気象警報等発表時の休講について」（P.80、P.81）を参照してください。
- (6) 教室間の机・椅子の移動は禁止します。また教室内で、椅子を移動して、2人用の長机に3人掛けすることも認めません。授業の都合から机・椅子を並べ替えて授業を受けた場合は、終了後必ずもとの状態に戻しておいてください。
- (7) VI 各種手続き、2. 成績の評価・試験、② i (P.75)、に基づき、授業時数の3分の1を超えて欠席をした場合、その授業科目の単位は取得できません（評価はD〔不合格〕となります）。
- (8) 学生が次ページの事由にある、やむを得ない事情により授業を欠席する場合、原則事前（又は欠席後速やかに）に「欠席届」を記入し、必要な事由証明書類を添えて担当課にて押印後、「欠席届」を授業担当教員に提出してください。

〔注意〕

- ① 本学には、学生の授業時間確保のため「公欠（公認欠席）」の取扱いはありません。
- ② この手続きは、配慮すべきやむを得ない事情による欠席を証明するものです。補填授業内容、成績評価への影響は授業担当教員の判断に委ねられます。
- ③ 通常授業日の遅刻・欠席連絡は事務局では受付できません。（学校感染症は必ず保健室へ電話してください。）
- ④ 最終授業日、試験日を次頁に掲げる理由により当日欠席する場合又はやむを得ない事情で対応が必要となった場合は、事前に学修支援課へ電話連絡をしてください。

「欠席届」を作成できる欠席事由	必要な事由証明書类等	担当課
三親等以内の忌引き（法事は不可） 忌引期間（本学が忌引き期間として認める日数） * 忌引日数は、連続日数で日曜、祝日も含みます。 一親等（父母・配偶者・子） 7日 二親等（祖父母・兄弟姉妹等） 3日 三親等（伯叔父母・甥姪等） 1日	会葬礼状（または会葬礼状に準じて日程・場所など詳細がわかるもの）	学修支援課
学校保健安全法に基づく感染症（P.17 参照）	治癒証明書またはインフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）治癒報告書 * 本学指定様式あり	
入院・手術等（1週間以上の欠席のみ）	診断書	
就職・進学のための試験、編入学試験等	保育・専門職関係：キャリア支援課確認印必須 一般就職・進学等：就職試験受験証明書（キャリア支援課発行）又は受験票写し	保育・専門職関係：キャリア支援課 一般就職・進学等：学修支援課
公共交通機関の遅延・運休・事故等	遅延証明書	学修支援課
災害	被災証明書・罹災証明書	
その他大学が認めた派遣・行事等への参加	指定書類や派遣依頼書、参加日程・内容・主催団体の分かる印刷物	

※実習による欠席については、掲示およびメールなどでのご案内をご確認ください。

(9) 学生への諸連絡は、すべて掲示板（1号館1階ホワイエ横）で行います。ただし、教員または事務局が必要と判断した場合は、「学内メールシステム（Microsoft365）」（P.33、P.34）を使用して連絡する場合もあります。大学発行のメールアドレス [学籍番号 @st.tsc.ac.jp] のメール確認は随時行うようにしてください。また、本学ホームページ（<https://www.tsu.ac.jp/>）にも、学生へのお知らせが掲載されるので、メールと共に、確認をするようにしてください。

2. 学生用Webサービス

1. 学生用Webサービス利用前の確認事項

Webサービスの利用にあたり動作保証が取れている環境は、以下のとおりです。

- ① インターネットへの接続が可能であること
- ② OS：Windows8（8.1）、Windows10
MacOS 10.11以降
- ③ ブラウザソフト：Internet Explorer Version 8～11
Safari Version 9.0
Firefox Version 43.0.4
Microsoft Edge（最新版にアップデートされている場合のみ）

※1：上記以外のOSやブラウザソフトを利用の場合、画面が正しく表示されない場合があります。

※2：また、システムの更新作業等により、上記時間以外でもシステム利用ができない場合があります。その場合は、「東京成徳大学」および「東京成徳短期大学」ホームページの在学生向けページにてお知らせします。

※3：スマートフォン・タブレット端末で履修登録を行う場合は、P.58、P.59を参照してください。

2. Webサービスへのログイン（PC用）

- ① 「東京成徳大学・東京成徳短期大学」のホームページを開き、画面右部「**学生用 WEB サービス（十条台）**」をクリックしてください。



- ② ユーザーIDとパスワードを入力し、Webサービスへログインします。

System CampusPlan Web Service

学生用WEBサービスログイン

ユーザーID

パスワード

ログイン

ユーザIDは学籍番号
(半角英数字6桁)

初期設定パスワードは
8ケタの生年月日
※例:「19980721」

お知らせ

- ③ パスワードを変更します。初めてログインした時はパスワードの変更画面が表示されます。
※旧パスワードには生年月日を入力します。新パスワードには、**半角英数（大文字小文字判別）8文字以上**の条件で自由なパスワードを入力してください。（記号は使えません。）
※パスワードを忘れてしまうとシステムにログインできなくなるので、忘れないように注意してください。万が一忘れてしまった場合は教務課へ申し出てください。
必要事項を入力後、「変更」ボタンをクリックしてください。

○ パスワード変更

自分の名前が表示
されていることを確認

メインメニューを表示するためには、パスワードを変更していただく必要があります。
現在お使いのパスワードと新しいパスワードを入力し、「変更」ボタンをクリックしてください。

現在ログインしている ユーザー名	田中 太郎 様
旧パスワード	
新パスワード	
新パスワードを再入力	

変更

※2 回目以降のログインの時にパスワードを変更する場合は、メイン
メニュー画面右上の「パスワード変更」を押して変更画面に進む

※パスワードの入力を5回間違えると、「アカウントが一時的に停止されています」というエラーメッセージが表示され、ログインできなくなります。
その場合は翌日10時以降にやり直してください。
(土曜日13:30～月曜日8:45の間にログインができなくなった場合は、月曜日10時以降にやり直してください。)

④ ログイン後の画面は、下図のとおりです。このメインメニューがスタート画面となります。

SystemD CampusPlan Web Service

自分の名前が表示
されていることを確認

メインメニュー モバイルメニュー ログアウト

パスワード変更

Web履修申請

Webシラバス

Web学生カルテ

Web時刻参照

Web掲示板

※Webサービスを終了する場合は、必ず画面右上の「ログアウト」ボタンをクリックしてください。

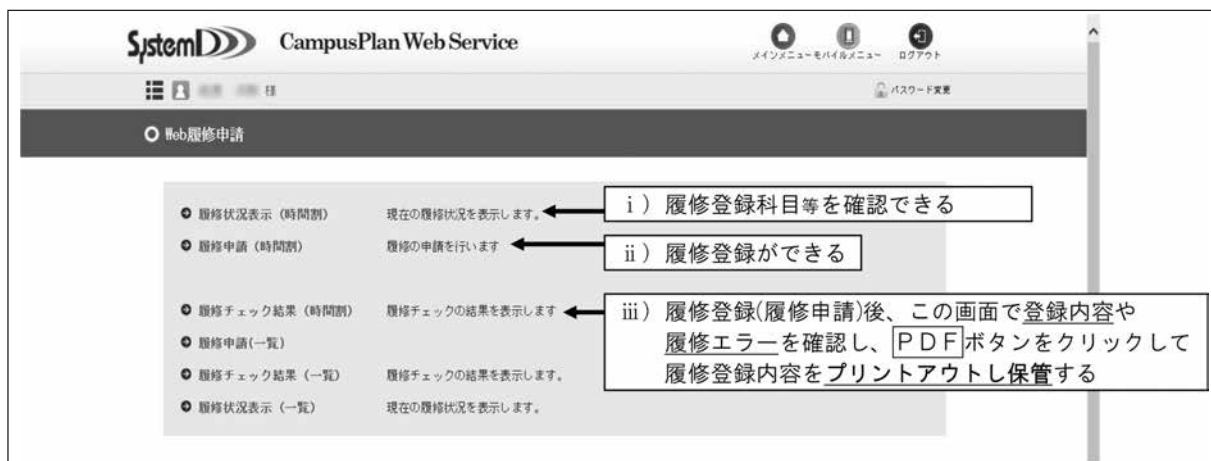
3. Web履修登録について（PC用）

学生用メニュー「Web履修申請」より、履修登録や履修単位数・成績状況の確認をすることができます。

所定の履修期間及び時間以外の登録はできません。

学内掲示板等であらかじめ履修期間を確認してください。

なお、スマートフォン・タブレット端末で履修登録を行う場合は、P.58、P.59を参照してください。



「履修申請（一覧）」・「履修チェック結果（一覧）」・「履修状況表示（一覧）」は「履修申請（時間割）」・「履修チェック結果（時間割）」・「履修状況表示（時間割）」と基本的な操作方法是同じです。「（時間割）」機能と「（一覧）」機能、どちらか使いやすい方を使用してください。

1) 前期・後期・通年開講科目の履修登録

- ① 「履修申請（時間割）」をクリックすると、以下のように時間割形式での登録画面が表示されます。前期開講科目と通年開講科目は「前期」時間割で、後期開講科目は「後期」時間割で、集中講義（卒業論文を含む）は各学期の「集中講義入力」から履修登録してください。



- ② 各曜日時限ブロックの「**+**」ボタンをクリックすると、その時限の開講科目のうち履修登録できる科目の一覧が表示されます。
- 一覧から履修する科目の「**選択**」ボタンをクリックしてください。

System CampusPlan Web Service

後期 月曜 2限

※選択した曜日時限に履修できる科目がない場合は「該当データがありませんでした」と表示される

該当件数 3件 (1-3件を表示)

	講義コード	講義名称	講義副題	関連学部科目	講義開講時期	校地	講義区分	代表教員	科目分類	必修別	単位数	隔週
選択	2523501	会計学入門Ⅱ (原価・税務・会計)		会計学入門Ⅱ (原価計算・税務会計・監査)	後期	講義	選択		【専門基礎科目】	選択	2	
選択	2523801	データ処理基礎		データ処理基礎	後期	講義	選択		【専門基礎科目】	選択	2	
選択	2525301	原価計算 (応用)		原価計算 (応用)	後期	講義	選択		【専門基礎科目】	選択	2	

※この画面に表示されない科目は、履修登録ができません。

また、すでに単位を修得した科目や、所属以外の学科・クラスの科目も表示されません。

- ③ 選択した科目が時間割形式の画面に表示されます。

登録した科目を削除する場合は「**-**」ボタンをクリックします。

後期 [**+**] 講義の追加 [**-**] 講義の削除

□ボタン=講義の削除

	月曜日	火曜日
1時限	+	+
2時限	- 会計学入門Ⅱ (原価・税務・会計) 2523501 【専門基礎科目】 2201 選択 2単位 後期	+
3時限	+	+
4時限	+	+
5時限	+	+

講義名をクリックするとシラバスが表示されます

※青字で表示された講義名をクリックすると、「Webシラバス」画面に進み、その科目のシラバスを参照することができます。

※複数開講する同一科目を2つ履修すると、履修科目重複エラー (赤字)が表示されます。

同一科目を異なる曜日・時限で履修することはできません。

いずれか一つの曜日・時限で履修してください。

※通年科目を登録すると、前、後期両方の画面に表示されます。

※週2回以上の授業は一カ所登録すると、全ての曜日・時限に表示されます。

2) 集中講義の履修登録

① 「集中講義入力」をクリックします。

SystemD CampusPlan Web Service

メニュー ログイン 検索

パスワード変更

履修申請 (時間割) 【後期】

通年科目 前期科目
0単位 0単位

履修時間割 集中講義入力

【集中講義】とは・・・
“教育実習” “保育実習” “卒業論文”
など、その他通常時間割以外で
設定されている科目

前期 【+】 講義の追加、【-】 講義の削除

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1時限	+	+	+	+	+	+
2時限	+	+	+	+	+	+
3時限	+	+	+	+	+	+
4時限	+	+	+	+	+	+
5時限	+	+	+	+	+	+

後期 【+】 講義の追加、【-】 講義の削除

成績状況参照

② 「講義追加」ボタンをクリックすると、「集中講義検索」画面が表示されます。「講義コード」(授業時間割表を参照)、「講義名称」または「講義開講時期」(通年、前期、後期のいずれかを選択)のいずれかを入力し、検索ボタンをクリックしてください。

SystemD CampusPlan Web Service

ヘルプ

ログイン ログアウト

集中講義検索

検索条件設定 (特に明記のない項目は前方一致検索)

講義コード

講義名称

講義科目

学年科目名称

講義開講時期 ~

校地

講義区分

代表教員

科目分類・科目分野等 (部分一致検索)

必選別

単位数 ~

以上の条件で検索

③ 画面下図に、以下のように表示されるので、履修科目の「選択」ボタンをクリックします。

講義開講時期 ~ 単位数

校地

以上の条件で検索

該当件数 1件 (1-1件目を表示)

	講義コード	講義名称	講義科目	開講学年科目	講義開講時期	校地	講義区分	代表教員	科目
選択	2523301	インターンシップ	インターンシップ	後期		実習	中級実習	基礎科目	

- ④ 以下の画面が表示されたら選択作業は終了です。
 続けて集中講義を申請する場合は、③「講義追加」をクリックしてください。
 履修登録処理を行う場合は、⑤「登録に進む」をクリックし、履修登録画面に戻ります。

SystemD CampusPlan Web Service

メインメニュー ログアウト

パスワード変更

○ 履修申請 (時間割) 後期

通年科目	前期科目	後期科目
0単位	0単位	2単位

履修時間割 集中講義入力 選択入力

集中講義 成績状況参照

a 講義追加

該当件数 1件 (1-1件目を表示)

削除	講義コード	講義名称	講義形態	関連学年科目	講義開講時期	校地	講義区分	代表教員	科目分類	教室名	必修別	単位数
☐	2523901	インターンシップ		インターンシップ	後期	実習	中級・専門系		基礎科目	1214	選択	2

b 登録に進む

3) 履修登録処理について

- 1) 及び2) の作業後、履修登録処理を行います。以下の手順に従い、作業を行ってください。
 なお、この作業を行わないと履修登録した科目が入力されず、全て無効となります。
 必ず完了作業を行ってください。

- ① 「履修申請 (時間割)」画面の下部にある「登録に進む」ボタンをクリックします。

1時限 2時限 3時限 4時限 5時限

月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日

後期 講義の追加、講義の削除 成績状況参照

2時限 会計学入門Ⅱ (原価・税務・会計) 2523501 必修 専門基礎科目 2201 選択 2単位 (後期)

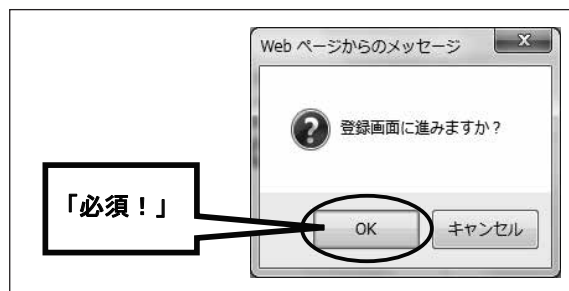
「必須!」

登録に進む

※「登録に進む」ボタンが表示されない場合は画面をスクロール

- ② 「登録画面に進みますか？」という確認画面が現れるので「OK」をクリックし、「履修申請確認」画面に進みます。

なお、この画面では履修登録作業が終了となりませんので、注意してください。



- ③ この画面では、履修登録した科目の確認画面が表示されます。
この画面で履修漏れの有無等を確認した後、画面上部もしくは下部の「登録」ボタンをクリックします。

※通年開講科目を選択すると「後期」確認画面にも科目名が表示されます。

SystemDD CampusPlan Web Service

メインメニュー ログアウト ヘルプ

パスワード変更

○ 履修申請確認 (時間割)

まだ登録が完了していません。登録ボタンを押すと履修申請が完了します。

登録 「必須！」

通年科目	前期科目	後期科目
0単位	0単位	4単位

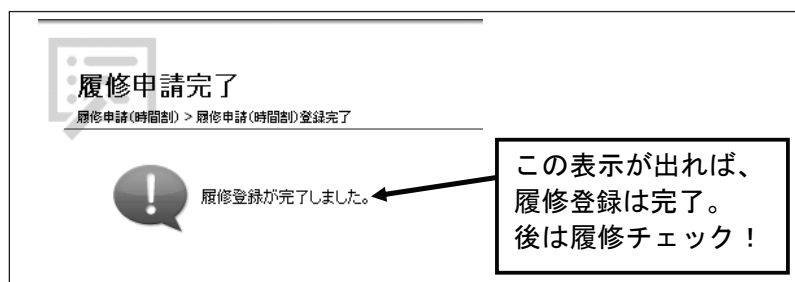
前期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1時限						
2時限						
3時限						
4時限						
5時限						

- ④ 再度確認画面が現れますので、「OK」ボタンをクリックしてください。



- ⑤ 「履修登録が完了しました」と表示されれば、履修登録終了です。



「4) 履修チェック結果について」に進み、必ず履修登録内容をプリントアウトしてください。

【注意】履修登録期間中に行うべき作業がもう一つあります！

↓
「4) 履修チェック結果について」へ

【注意】資格の申請について

取得予定資格の申請については、「Web履修申請」で行いません。
資格取得の意思表示は、各学部・学科の担当教員、もしくは学修支援課の指示に従い行ってください。

4) 履修チェック結果について

- ① 「Web履修申請」画面より「履修チェック結果(時間割)」をクリックすると、履修チェック結果が時間割形式で表示されます。
ここで「エラーメッセージ」と履修科目を確認してください。

- ② チェック画面下「卒業要件集計欄」には「要件必要単位数」、「修得済単位数」、「履修中単位数」の詳細が表示されます。

エラー-講義
エラー講義はありません。

ここに科目が表示された場合は、履修登録を見直す
 ※「集中講義」「卒業論文」のエラーも、ここで確認

卒業要件集計欄
 卒業要件がキリム名称: 経営学科2009

	【基礎科目】		【専門基礎科目】		【専門関連科目】		【専門科目】		【課題研究】		総計	【自由科目】	総計
	必修	選択	必修	選択									
要件必要単位数	10	6	14	2	14		18	9			124		124
修得済単位数		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
履修中単位数		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
認定済単位数		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
認定可能履修単位数		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
修得済履修単位数		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
履修中履修単位数		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
判定用単位数		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
不足単位数		10	6	14	2		14	18	9	124		0	124

今回該当条件欄

がキリム名称	チェック欄別名称
経営学科2009	卒業・修了見込

GPA欄

年度	時期	GPA	累計GPA	S	A	B	C	D
2012	前期							
2012	後期							
2013	前期							

- ③ 「PDF」をクリックすると、「履修チェック結果」の画面に表示されている情報が全てPDFファイルで表示されます。履修登録内容を確認した後、このPDFファイルを必ずプリントアウトしてください。プリントアウトした用紙は当該年度が終了するまで保管してください。
- 履修登録内容について学修支援課に問い合わせる場合は、必ずこの用紙を持参してください。

ログイン 登録 ヘルプ
AT20-13室

PDF→

**印刷して保管
必須！**

履修申請一覧 作成日時: 2012年11月13日 15:17

学籍番号: 9999** 所属: 幼児教育科 1年 セメス9

前期

月	科目	単	履修	単	履修	単	履修	単	履修
1月	社会福祉	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
2月	基礎数学	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
3月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
4月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
5月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
6月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
7月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
8月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
9月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
10月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
11月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
12月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修

後期

月	科目	単	履修	単	履修	単	履修	単	履修
1月	社会福祉	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
2月	基礎数学	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
3月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
4月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
5月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
6月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
7月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
8月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
9月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
10月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
11月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修
12月	社会科基礎知識	123000	履修	123000	履修	123000	履修	123000	履修

エラーの有無、履修科目、履修単位数が問題の無いことを確認し、履修チェック結果をプリントアウトすれば履修登録の作業が全て終了となります。

4. Webシラバスについて

十条台キャンパスの開講科目のシラバス（授業計画）を、「Webシラバス」または「履修申請」画面より参照することができます。

1) 「Webシラバス」からの検索方法

- ① 「シラバス検索」をクリックすると、下図「シラバス検索」画面が表示されます。検索条件を**1つ以上**入力し、「以上の条件で検索」ボタンをクリックします。「講義コード」や「代表教員」などの情報は、時間割表を確認して入力してください。

System CampusPlan Web Service

マイメニュー ログアウト ヘルプ

パスワード変更

シラバス検索

検索条件設定 (特に明記のない限り、テキスト項目は中間一致検索)

開講年度: 2015

講義コード:

講義名称:

講義副題:

学科科目名称:

講義開講時期: 選択なし ~ 選択なし

曜日: 選択なし

時限: 選択なし

校地: 選択なし

講義区分: 選択なし

担当教員:

科目英文名称:

対象学科:

対象学年:

卒業要件:

キーワード:

例) 経営学科
子ども学科
臨床心理学科
幼児教育科

以上の条件で検索

- ② 下図のように「該当科目」が表示されます。参照したい講義の「選択」ボタンをクリックします。

講義コード:

講義名称:

講義副題:

学科科目名称:

講義開講時期: 選択なし ~ 選択なし

曜日: 選択なし

時限: 選択なし

校地: 選択なし

講義区分: 選択なし

担当教員:

科目英文名称:

対象学科:

対象学年:

卒業要件:

キーワード:

以上の条件で検索

該当件数 749件 (1-100件目を表示)

<前ページ 1 2 3 4 5 6 7 8 次ページ>

	講義コード	講義名称	講義副題	学科科目名称	講義開講時期	校地	講義区分	担当教員	科目英文名称	対象学科	対象学年	卒業要件
選択	2036201	こころの分析		こころの分析	前期		講義	山田 浩二	Methods of Psychology	子ども学科	4	選択
選択	2534301	アパレル産業論Ⅰ		アパレル産業論Ⅰ	前期		講義	山田 浩二		経営学科	2	選択
選択	2534401	アパレル産業論Ⅱ		アパレル産業論Ⅱ	後期		講義	山田 浩二		経営学科	2	選択
選択	2529201	インターネットビジネス		インターネットビジネス	前期		講義	山田 浩二	Internet Business	経営学科	3/4	選択

- ③ 選択した講義のシラバスが表示されます。
シラバス検索画面に戻る際は、画面下部の「戻る」を押してください。

2) 「履修申請」からの検索方法

「3. Web履修登録について 1) 前期・後期・通年開講科目の履修登録 ③」を参照してください。

5. Web学生カルテについて

「Web学生カルテ」にて、成績や修得単位の状況、入学時に登録された学生・保護者の連絡先などを確認することができます。

The screenshot shows the 'CampusPlan Web Service' interface. The main area contains a form for student information. The sidebar on the right has the following links: 関連情報 (Related Information), 連絡先 (Contact Information), 保護者 (Guardian), 学籍異動履歴 (Student Record Change History), 学籍詳細 (Student Record Details), and 成績情報 (Academic Information). A large arrow points to the '成績情報' link.

学籍番号	12345678		
氏名(姓+名)	山田 太郎		
フリガナ(姓+名)	ヤマダ タロウ		
英:氏名(姓+名)			
性別	男性		
所属	経営学部経営学科		
学年	2	セメスター	
クラス		出席番号	
在学区分	在学	学生区分	
入学時期			
入学年月日	2009年4月1日		
がけゅう年度	2009		
卒業予定年月日		卒業年月日	
卒業番号			
入学区分			

㊤：連 絡 先＝入学時に届け出ている学生の連絡先

※「住所」「電話番号」等に変更が生じた場合は、速やかに教務課に届け出てください。

㊦：保 護 者＝入学時に届け出ている保護者の連絡先

※「住所」「電話番号」等に変更が生じた場合は、速やかに教務課に届け出てください。

㊧：成績情報＝成績発表日に必ず確認

※「追」「再」の表記がある場合は、追再試手続き期間に必ず教務課へ。

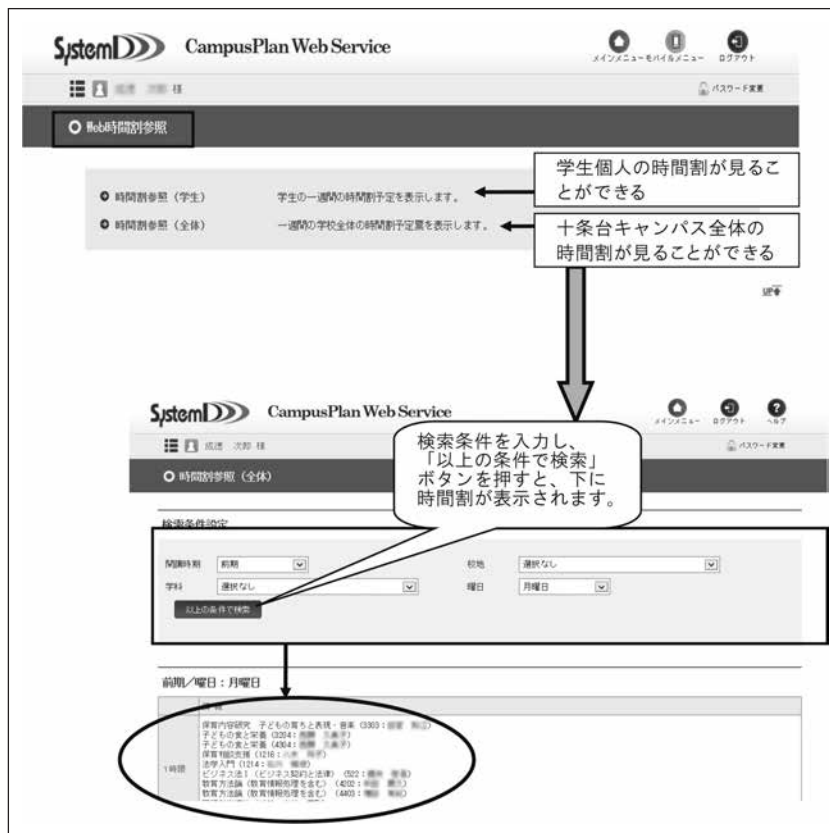
※履修した科目の成績評価や、修得済単位数、GPAを確認できます。

※表示された情報に誤りがある場合は、その旨を教務課へ申し出てください。

※成績処理のため、「成績情報」を閲覧できない場合があります。

6. Web 時間割参照について

Web 時間割参照にて、自分が履修している講義の時間割と、全講義の時間割を参照することができます。

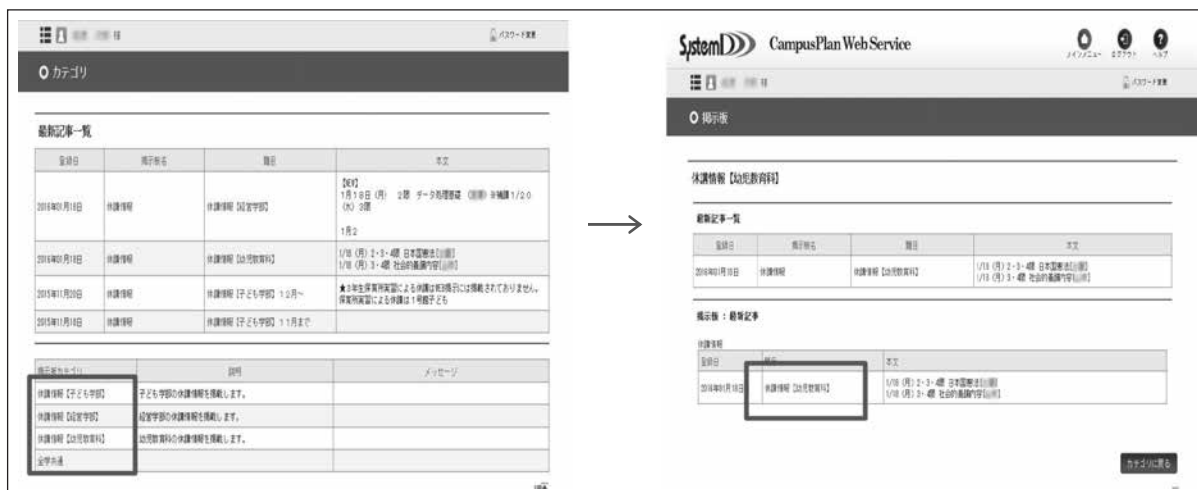


7. Web 掲示板（休講情報）について

休講情報は学内の掲示板でお知らせしていますが、学生用 Web サービス内の「Web 掲示板」にて参照をすることができます。パソコン・スマートフォン・タブレット端末から参照をしてください。

【参照の手順】

- ① 「Web 掲示板」をクリック後、「休講情報【幼児教育科】」をクリックします。
- ② 次の画面の下部の「休講情報【幼児教育科】」をクリックします。



※急な休講などは Web 掲示板に反映されませんので、学内の休講掲示板を見るようにしてください。

8. Web履修登録について（スマートフォン・タブレット用）

スマートフォン・タブレットを使用した履修登録について説明します。

※画面が正常に表示されない場合は、端末のキャッシュを消去してから再試行してください。

【参照の手順】

- ① 学生用 WEB サービスにログイン後、「履修申請（時間割）」をタップします。
- ② 履修登録したい曜日時限をタップします。（例：後期月曜2限）



- ③ 履修したい科目名の左に表示されている青いアイコンをタップします。
- ④ 科目を削除したい場合は、科目をタップした後、画面右に表示されている赤いアイコンをタップします。



- ⑤ 登録に進む場合は、画面の下部にある「登録画面に進む」ボタンをタップします。（まだ履修登録は完了していません。）

単位

通年 0 前期 0 後期 2

前期 後期 集中 資格

一覧で見る

	月	火	水	木	金	土
1限						
2限	会計学入					
3限						
4限						
5限						

登録画面に進む

- ⑥ 確認画面が表示されます。問題が無ければ画面の下部にある「登録」ボタンをタップします。（まだ履修登録は完了していません。）

前期 後期 集中 資格

一覧で見る

	月	火	水	木	金	土
1限						
2限	会計学入					
3限						
4限						
5限						

登録

←戻る

- ⑦ 正常に登録が完了すると、以下の画面が表示されます。

履修申請（時間割）

履修申請登録が完了しました
履修チェック結果(時間割)から申請状況を確認してください

履修チェック結果を確認する

- ⑧ 「エラーなし」となっている事を確認して下さい。（これで履修登録が完了となります。）

履修チェック結果（時間割）

エラーなし

前期 後期 集中 資格

一覧で見る

	月	火	水	木	金	土
1限						
2限						
3限						
4限						
5限						

3. 幼児教育科 履修単位表・履修規程・履修モデル

2022年度入学生のために

履修単位表

系列	コード目	科目名	開設期間 及び 単位数	開設 年次	卒業			幼稚園免許			保育士			修得確認欄			
					必修	選択	選択	必修	選択	選択	必修	選択	教養	1年 前	1年 後	2年 前	2年 後
専 門 科 目	12108	幼 児 教 育 基 礎 演 習	半期1単位	1	○												
	12101	課 題 研 究 A	半期1単位	1	○												
	12102	課 題 研 究 B	半期1単位	2	○												
	12304	教 職 概 論	半期2単位	1	○			○									
	12312	教 育 原 理	半期2単位	1	○			○			○						
	12320	教 育 課 程 総 論	半期2単位	2	○			○									
	12307	日 本 国 憲 法	半期2単位	2		○		○					○				
	12310	情 報 機 器 の 操 作	半期2単位	1		○		○					○				
	12308	健 康 ・ 身 体 運 動 科 学	半期1単位	1		○		○					○				
	12309	身 体 運 動 と ス ポ ー ツ	半期1単位	1		○		○					○				
	12311	外 国 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	通年2単位	1		○		○					○				
	12360	心 理 学	半期2単位	2		○							○				
	12323	音 楽 表 現 B	半期1単位	2		○											
	12206	造 形 表 現 B	半期1単位	1		○											
	12202	幼 児 音 楽	半期1単位	2			○										
	12305	保 育 者 の 言 語 表 現	半期2単位	2			○										
	12365	健 康 活 動 と 生 活	半期2単位	1			○	○									
	12366	幼 児 と 人 間 関 係	半期2単位	1			○	○									
	12367	子 ど も の 文 化 と 言 葉	半期2単位	2			○	○									
	12368	幼 児 体 育 (身 体 表 現)	半期1単位	2			○	○			○						
	12201	幼 児 造 形	半期1単位	2			○	○									
	12344	保 育 内 容 総 論	半期1単位	2			○	○			○						
	12369	健 康 領 域 指 導 法 演 習	半期1単位	1			○	○			○						
	12370	人 間 関 係 領 域 指 導 法 演 習	半期1単位	2			○	○			○						
	12371	環 境 領 域 指 導 法 演 習	半期1単位	2			○	○			○						
	12372	言 葉 領 域 指 導 法 演 習	半期1単位	2			○	○			○						
	12373	造 形 領 域 指 導 法 演 習	半期1単位	1			○	○			○						
	12374	音 楽 領 域 指 導 法 演 習	半期1単位	1			○	○			○						
	12332	発 達 心 理 学	半期2単位	1			○	○			○						
	12375	特 別 支 援 教 育	半期1単位	1			○	○									
	12321	保 育 指 導 法 演 習	通年2単位	2			○	○			○						
	12376	幼 児 理 解 の 理 論 及 び 方 法	半期2単位	2			○	○			○						
	12377	教 育 相 談 の 基 礎 と 方 法	半期2単位	2			○	○									
	12302	教 育 実 習	通年4単位	2			○	○									
	12303	教 育 実 習 指 導	半期1単位	1			○	○									
	12301	教職実践演習(幼稚園・保育所)	半期2単位	2			○	○			○						
	12104	保 育 原 理	半期2単位	1			○				○						
	12378	子 ど も 家 庭 福 祉	半期2単位	1			○				○						
	12335	社 会 福 祉	半期2単位	1			○				○						

系列	コード目	科目名	開設期間 及び 単位数	開設 年次	卒業			幼稚園免許			保育士			修得確認欄			
					必修	選択	選択	必修	選択	選択	必修	選択	教養	1年		2年	
														前	後	前	後
専門科目	12379	子ども家庭支援論	半期2単位	2			○				○						
	12380	社会的養護Ⅰ	半期2単位	1			○				○						
	12393	保育者論	半期2単位	2			○				○						
	12381	子ども家庭支援の心理学	半期2単位	1			○				○						
	12382	子どもの理解と援助	半期1単位	1			○				○						
	12383	子どもの保健	半期2単位	1			○				○						
	12329	子どもの食と栄養	通年2単位	2			○				○						
	12384	保育カリキュラム論	半期2単位	2			○				○						
	12322	音楽表現A	半期1単位	1			○				○						
	12364	造形表現A	半期1単位	1			○				○						
	12385	幼児体育(運動あそび)	半期1単位	1			○				○						
	12386	乳児保育Ⅰ	半期2単位	1			○				○						
	12387	乳児保育Ⅱ	半期1単位	1			○				○						
	12388	子どもの健康と安全	半期1単位	1			○				○						
	12389	社会的養護Ⅱ	半期1単位	1			○				○						
	12355	障害児保育	通年2単位	2			○				○						
	12390	子育て支援	半期1単位	2			○				○						
	12338	保育実習Ⅰ	通年4単位	2			○				○						
	12341	保育実習指導Ⅰ	通年2単位	1			○				○						
	12106	児童文化	半期2単位	1			○				○						
	12339	保育実習Ⅱ	半期2単位	2			○				◎						
	12340	保育実習Ⅲ	半期2単位	2			○				●						
	12342	保育実習指導Ⅱ	半期1単位	2			○				◎						
	12343	保育実習指導Ⅲ	半期1単位	2			○				●						
	12349	青年心理学	半期2単位	2			○				○						
	12350	乳幼児心理	通年2単位	2			○				○						
	12391	乳児保育Ⅲ	通年2単位	2			○				○						
	12352	音楽演習A	半期1単位	1			○				○						
	12353	音楽演習B	半期1単位	2			○				○						
	12392	造形演習	通年2単位	2			○				○						
	12362	在宅保育	半期2単位	2			○										
	12363	比較児童文化演習	半期1単位	1			○					○					
最低修得単位数					9	10	43	45			52	9	8				

◎●：「保育実習Ⅱ」及び「保育実習指導Ⅱ」、又は「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」のいずれか計3単位を修得すること。

■修得単位数

●卒業に必要な単位数

・必修科目	9単位
・選択必修科目	10単位以上
・選択科目	43単位以上
合計	62単位以上

それぞれ卒業に必要な単位数が設定されているが、「以上」となっているので1、2科目多く履修することが望ましい。

●幼稚園教諭二種免許状取得に必要な単位数

幼稚園教諭二種免許状を取得するには、卒業に必要な単位数を満たし、更に次の条件に該当するよう単位を修得しなければならない（履修規程 別表2～5（P.66、P.67）を参照）。

- ・幼稚園教諭免許必修科目 45単位

●保育士資格取得に必要な単位数

保育士資格を取得するには、卒業に必要な単位数を満たし、更に次の条件に該当するよう単位を修得しなければならない（履修規程 別表6～9（P.67～P.69）を参照）。

・保育士資格必修科目	52単位
・保育士資格選択必修科目	9単位以上
・保育士資格教養科目	8単位以上
合計	69単位以上

それぞれ保育士資格取得に必要な単位数が設定されているが、「以上」となっているので1、2科目多く履修することが望ましい。

●その他の免許・資格

①社会福祉主事任用資格取得の要件を満たすために必要な単位数

社会福祉主事任用資格については、P.78「7. 社会福祉主事任用資格」を参照すること。

②認定ベビーシッター資格取得に必要な単位数

認定ベビーシッター資格を取得するには、卒業及び保育士資格取得に必要な単位数を満たし、更に次の科目の単位を修得しなければならない。

- ・在宅保育 2単位

③幼児体育指導者検定

幼児体育指導者検定については、P.79「9. 幼児体育指導者検定による2級資格の認定（日本幼少年体育協会）」を参照すること。

④准学校心理士資格の認定に必要な単位数

准学校心理士資格の認定については、P.79、P.80「10. 准学校心理士資格の認定（学校心理士認定運営機構）」を参照すること。

東京成徳短期大学幼児教育科履修規程

(趣旨)

第1条 東京成徳短期大学幼児教育科（以下「本科」という。）の履修に関する事項については、東京成徳短期大学学則の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(教育課程の編成)

第2条 本科における教育課程は、別表1による専門科目の必修科目、選択必修科目及び選択科目からなり、これを各年次に配当して編成する。

(単位算定の基礎等)

第3条 授業科目の1単位当りの授業時間数は、次のとおりとする。

(1) 講義については、1時間の講義に対し、教室外における2時間の準備又は学修を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の講義を、1単位とする。

(2) 演習については、2時間の演習に対し、1時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週2時間15週の演習を、1単位とする。ただし、『教職実践演習（幼稚園・保育所）』については、当該授業による教育効果等を考慮し、毎週1時間15週の演習を、1単位とする。

(3) 実習・実技については、学修はすべて実習場などにおいて行われるものであることを考慮し、毎週2～3時間15週の実習又は実技を、1単位とする。

2 授業科目のうち、1年間にわたり継続するものを通年科目と称し、前期又は後期で完結するものを半期科目と称する。

(開設授業科目等の公示)

第4条 当該年度に開設する授業科目、単位数、開設期は、原則として学年の始めに公示する。

(履修申請)

第5条 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目について、通年科目と前期科目を4月の所定の期間内に、又、後期科目を9月の所定の期間内にそれぞれ履修登録の申請を行わなければならない。

(単位履修制限)

第5条の2 1年間に履修できる単位数は48単位を上限とする。ただし、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得しようとする者の1年間に履修できる単位数は、54単位を上限とする。

(受講制限)

第6条 学長は、特定の授業科目について受講者及び受講者数を制限することができる。

(履修科目等の指定)

第7条 学長は、本科の教育上特に必要と認める場合には、特定の授業科目について、あらかじめ履修すべき科目又は履修すべき年次、開設期を指定することができる。

(成績評価)

第8条 成績は、各科目の到達目標の達成度並びに学修成果が、試験やレポート、提出物、成果発表等の取り組みに基づき、総合的かつ適正・厳格に評価され、次表の評価基準にそって段階づけられる。

評価	区分	評点	GP	評価基準の記述
S	合格	90～100	4.0	当該科目の目的・内容をほぼ完全に修得し応用力がついたと認められる
A		80～89	3.0	当該科目の目的・内容を十分に理解し修得したと認められる
B		70～79	2.0	当該科目の目的・内容をほぼ十分に理解したと認められる
C		60～69	1.0	当該科目の目的・内容の最低限の理解は得られたと認められる
D	不合格	0～59	0.0	当該科目の目的・内容の理解に及ばない

* GP（グレード・ポイント）は「各評価段階の得点」を示す。

注1 他の大学・短期大学で修得した単位認定などの評価は「認定」とし、GPAに算入しない。

注2 履修登録した科目について、定められた期間内に「履修取り消し」の手続きをとらず履修放棄した場合はD評価（不合格）とする。

注3 定期試験欠席者や再試験対象者への暫定的な評価について、所定の試験欠席事由により届出し、追試験実施対象となった場合は「追」、再試験対象者となった場合は「再」と表記する。

注4 前項での最終評価は、追試験受験者は上表のいずれか、再試験受験者の評価は「B」、「C」、「D」のいずれかとする。

(GPA (グレード・ポイント・アベレージ) の算出方法)

第 8 条の 2 学生の学業成績を測る基準として、GPA 制度を採用し、その計算方法は以下のとおりとする。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{S の単位数} \times 4) + (\text{A の単位数} \times 3) + (\text{B の単位数} \times 2) + (\text{C の単位数} \times 1)}{\text{履修登録科目総単位数}}$$

* 小数点第 3 位以下四捨五入

* 分母の総単位数には、不合格科目 (評価が「D」) の単位数を含む。

* 累計 GPA は、入学後に履修した総ての科目についての GPA を表示する。

* 不合格科目となった授業科目を再履修した場合、以前不合格となった授業科目は累計 GPA 値算出対象外とする。

(成績不振者への特別アドバイスと学業経過観察・退学勧告)

第 8 条の 3 成績不振者に対しては、GPA を目安とする「特別アドバイス制度」及び、成績不振の状態を改善するための「学業経過観察制度」を設ける。

2 休学者を除き、各学年の半期終了時の GPA が 1.00 未満の者は、次の半期の期間、担任もしくは担任から指定された者と面談し、「特別アドバイス」を受けなければならない。

(1) 「特別アドバイス」の期間中に、必要と認められた場合は、「学業経過観察」の対象となることを、科長から本人並びに保証人に口頭または郵送等により通知する。

(2) 「学業経過観察」中に、必要と認められた場合は科長が本人並びに保証人を呼び出し、口頭にて厳重注意を行う。呼び出しに応じない場合は、郵送等により厳重注意を通知する。厳重注意が 2 期以上連続した場合、教授会の議を経て、学長が退学勧告を行うことがある。

(教育職員免許状の取得)

第 9 条 教育職員免許状 (幼稚園教諭二種免許状) を取得しようとする者は、教育職員免許法に基づき、別表 2 に掲げる単位数を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の取得に関する授業科目は、別表 2、3、4、及び 5 のとおりとする。

(保育士資格の取得)

第 10 条 保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に基づき、別表 6 に掲げる単位数を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関する授業科目は、別表 7、8 及び 9 のとおりとする。

(細目)

第 11 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、本科の教育課程の履修に関して必要な事項については、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規程は、2010 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2010 年度 1 年次入学者から適用し、2010 年 3 月 31 日に幼児教育科に在学する者は、「東京成徳短期大学幼児教育科履修要領」による。

附 則

この規程は、2011 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2011 年度 1 年次入学者から適用し、2011 年 3 月 31 日に幼児教育科に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2014 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2014 年度 1 年次入学者から適用し、2014 年 3 月 31 日に幼児教育科に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2019 年度 1 年次入学者から適用し、2019 年 3 月 31 日に幼児教育科に在学する者は、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、第 8 条及び第 8 条の 3 に規定する成績評価基準、成績不振者への特別アドバイスと学業経過観察・退学勧告は、2019 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 幼児教育科授業科目

授業科目 の区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
必修科目	幼児教育基礎演習	1		(演習)
	課題研究 A	1		(演習)
	課題研究 B	1		(演習)
	教職概論	2		(講義)
	教育原理	2		(講義)
	教育課程総論	2		(講義)
選択必修科目	日本国憲法		2	(講義)
	情報機器の操作		2	(講義)
	健康・身体運動科学		1	(講義)
	身体運動とスポーツ		1	(実技)
	外国語コミュニケーション		2	(演習)
	心理学		2	(講義)
	音楽表現 B		1	(演習)
	造形表現 B		1	(演習)
選択科目	幼児音楽		1	(演習)
	幼児造形		1	(演習)
	教職実践演習（幼稚園・保育所）		2	(演習)
	教育実習		4	(実習)
	教育実習指導		1	(演習)
	保育者の言語表現		2	(講義)
	教育相談の基礎と方法		2	(講義)
	健康領域指導法演習		1	(演習)
	言葉領域指導法演習		1	(演習)
	音楽領域指導法演習		1	(演習)
	造形領域指導法演習		1	(演習)
	環境領域指導法演習		1	(演習)
	人間関係領域指導法演習		1	(演習)
	保育指導法演習		2	(演習)
	音楽表現 A		1	(演習)
	幼児体育（運動あそび）		1	(演習)
	幼児体育（身体表現）		1	(演習)
	子どもの保健		2	(講義)
	保育原理		2	(講義)
	子ども家庭福祉		2	(講義)
	児童文化		2	(講義)
	造形表現 A		1	(演習)
	子どもの健康と安全		1	(演習)
	子どもの食と栄養		2	(演習)
	社会的養護 I		2	(講義)
	発達心理学		2	(講義)
	子どもの理解と援助		1	(演習)
	乳児保育Ⅱ		1	(演習)
	社会福祉		2	(講義)
	子ども家庭支援論		2	(講義)
	子育て支援		1	(演習)
	保育実習Ⅰ		4	(実習)
	保育実習Ⅱ		2	(実習)
	保育実習Ⅲ		2	(実習)
	保育実習指導Ⅰ		2	(演習)

必修科目 9 単位を修得すること

選択必修科目の中から 10 単位以上を修得すること

選択科目の中から 43 単位以上を修得すること

授業科目 の区分	授 業 科 目	単位数		備 考	
		必修	選択		
選 択 科 目	保育実習指導Ⅱ		1	(演習)	
	保育実習指導Ⅲ		1	(演習)	
	社会的養護Ⅱ		1	(演習)	
	保育内容総論		1	(演習)	
	青年心理学		2	(講義)	
	乳幼児心理		2	(演習)	
	乳児保育Ⅲ		2	(演習)	
	音楽演習 A		1	(演習)	
	音楽演習 B		1	(演習)	
	造形演習		2	(演習)	
	障害児保育		2	(演習)	
	在宅保育		2	(講義)	
	比較児童文化演習		1	(演習)	
	健康活動と生活		2	(講義)	
	幼児と人間関係		2	(講義)	
	子どもの文化と言葉		2	(講義)	
	特別支援教育		1	(演習)	
	幼児理解の理論及び方法		2	(講義)	
	子ども家庭支援の心理学		2	(講義)	
	保育カリキュラム論		2	(講義)	
	乳児保育Ⅰ		2	(講義)	
	保育者論		2	(講義)	

別表2 教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状）取得に必要な科目及び単位数

領域及び保育内容の指導法に 関する科目	教育の基礎的理解に 関する科目等	免許状施行規則 第 66 条の 6 に定める科目	免許状取得基礎資格
別表 3 の科目 15 単位	別表 4 の科目 22 単位	別表 5 の科目 8 単位	短期大学士
計 45 単位			

別表3 領域及び保育内容の指導法に関する科目【幼稚園教諭二種免許状】

免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学が開設する授業科目	単位数	備考
免許法による科目	単位数		必修	
領域に関する専門的事項	12 単位	健康活動と生活	2	本学が開設する授業科目 15 単位
		幼児と人間関係	2	
		子どもの文化と言葉	2	
		幼児体育（身体表現）	1	
		幼児造形	1	
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）		健康領域指導法演習	1	
		人間関係領域指導法演習	1	
		環境領域指導法演習	1	
		造形領域指導法演習	1	
		言葉領域指導法演習	1	
		音楽領域指導法演習	1	
		保育内容総論	1	
免許法による修得単位	12 単位	本学の修得単位	15 単位	

別表4 教育の基礎的理解に関する科目等【幼稚園教諭二種免許状】

免許法施行規則に定める科目区分		本学が開設する授業科目	単位数	備考
免許法による科目	単位数		必修	
教育の基礎的理解に関する科目	6 単位	教育原理	2	本学が開設する授業科目 22 単位
		教職概論	2	
		発達心理学	2	
		特別支援教育	1	
		教育課程総論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4 単位	保育指導法演習	2	
		幼児理解の理論及び方法	2	
		教育相談の基礎と方法	2	
教育実践に関する科目	7 単位	教育実習指導	1	
		教育実習	4	
		教職実践演習（幼稚園・保育所）	2	
免許法による修得単位	17 単位	本学の修得単位	22 単位	

別表5 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

科目	単位数	本学が開設する授業科目	単位数	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	本学が開設する授業科目 8 単位
体育	2	健康・身体運動科学	1	
		身体運動とスポーツ	1	
外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーション	2	
情報機器の操作	2	情報機器の操作	2	
免許法による修得単位	8	本学の修得単位	8	

別表6 保育士資格の取得に必要な科目及び単位数

資格の種類	保育士資格必修科目	保育士資格選択必修科目	保育士資格教養科目
保育士	別表 7 の科目 33 科目 52 単位	別表 8 の科目のうち「保育実習Ⅱ」及び「保育実習指導Ⅱ」、又は「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」のいずれか計 3 単位、その他の科目より計 6 単位以上、合計 9 単位以上	別表 9 の科目のうち「健康・身体運動科学」及び「身体運動とスポーツ」を含む 8 単位以上
		合計 69 単位以上	

別表7 保育士資格必修科目

児童福祉法施行規則による科目				本学が開設する授業科目				備考
				左に対応して開設されている教科目	授業形態	開設単位数	授業時間数	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	30	本学が開設する授業科目 52単位
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	30	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	30	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	30	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	30	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	30	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	30	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2	30	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30	
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	30	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	30	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	60	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育カリキュラム論	講義	2	30	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	30	
	保育内容演習	演習	5	健康領域指導法演習	演習	1	30	
				人間関係領域指導法演習	演習	1	30	
				環境領域指導法演習	演習	1	30	
				造形領域指導法演習	演習	1	30	
				言葉領域指導法演習	演習	1	30	
				音楽領域指導法演習	演習	1	30	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	30	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	30	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	30	
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2	60	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	30	
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	30	
	保育内容の理解と方法	演習	4	音楽表現 A	演習	1	30	
				造形表現 A	演習	1	30	
				幼児体育(運動あそび)	演習	1	30	
				幼児体育(身体表現)	演習	1	30	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	4	180	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2	60	
総合演習	保育実践演習	演習	2	教職実践演習(幼稚園・保育所)	演習	2	30	
告示による開設及び修得単位			51単位	本学の開設及び修得単位			52単位	

別表8 保育士資格選択必修科目

児童福祉法施行規則による科目					本学が開設する授業科目				
系 列	教科目	授業形態	開 設 単位数	修 得 単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	開 設 単位数	授 業 時間数	履修方法等
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		15 単位以上	6 単位以上	幼児理解の理論及び方法	講義	2	30	本学が開設する授業科目のうち、「保育実習Ⅱ」及び「保育実習指導Ⅱ」、又は「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」のいずれか計3単位、その他の科目より計6単位以上、合計9単位以上
保育の対象の理解に関する科目					乳幼児心理	演習	2	60	
保育の内容・方法に関する科目					青年心理学	講義	2	30	
					保育指導法演習	演習	2	60	
					乳児保育Ⅲ	演習	2	60	
					児童文化	講義	2	30	
					造形演習	演習	2	60	
					音楽演習 A	演習	1	30	
					音楽演習 B	演習	1	30	
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	3 単位以上	保育実習Ⅱ	実習	2	90	
	保育実習指導Ⅱ	演習	1		保育実習指導Ⅱ	演習	1	30	
	保育実習Ⅲ	実習	2		保育実習Ⅲ	実習	2	90	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1		保育実習指導Ⅲ	演習	1	30	
告示による開設及び修得単位			18 単位以上	9 単位以上	本学の開設及び修得単位		22 単位		

別表9 保育士資格教養科目

告示による科目					本学が開設する授業科目				
系 列	教科目	授業 形態	開 設 単位数	修 得 単位数	左に対応して開設さ れている教科目	授業 形態	開 設 単位数	授 業 時間数	履修方法等
教養科目	外国語、体育 以外の科目	不問	6 単位 以上	6 単位 以上	日本国憲法	講義	2	30	本学が開設 する授業科 目のうち、 「健康・身 体運動科学 (講義)」及 び「身体運 動とスポー ツ (実技)」 を含む8単 位以上
					心理学	講義	2	30	
					情報機器の操作	講義	2	30	
					比較児童文化演習	演習	1	30	
	外国語	演習	2 以上		外国語コミュニケー ション	演習	2	60	
	体育	講義	1	1	健康・身体運動科学	講義	1	15	
		実技	1	1	身体運動とスポーツ	実技	1	45	
告示による開設及び修得単位			10 単位 以上	8 単位 以上	本学の開設及び修得単位		11 単位		

※日本国憲法、情報機器の操作、外国語コミュニケーション、健康・身体運動科学（講義）及び身体運動とスポーツ（実技）は幼稚園教諭免許必修科目

履修モデル 1

短期大学士（卒業）・幼稚園二種免許状・保育士資格

○…必修科目 ◎…選択必修科目 ●…選択科目 ☆…教養科目

授業科目の区分		授業科目	開設 年次	卒業	免許・資格		単位数	卒業・免許・資格必要単位数		
					幼稚園	保育士		卒業	幼稚園	保育士
必修科目	豊かな人間性と社会性を育てる	幼児教育基礎演習	1	○			1	(○)	必修科目9単位	
		課題研究 A	1	○			1			
		課題研究 B	2	○			1			
		教職概論	1	○	○		2			
		教育原理	1	○	○	○	2			
		教育課程総論	2	○	○		2			
卒業選択必修科目	個々の学生の得意な分野を伸ばし、魅力のある保育者を育てる	日本国憲法	2	◎	○	☆	2	10単位以上 (◎)	選択必修科目の中から	
		情報機器の操作	1	◎	○	☆	2			
		健康・身体運動科学	1	◎	○	☆	1			
		身体運動とスポーツ	1	◎	○	☆	1			
		外国語コミュニケーション	1	◎	○	☆	2			
		心理学	2	◎		☆	2			
		音楽表現 B	2	◎			1			
		造形表現 B	1	◎			1			
選択科目	保育の実践力と即応力を育てる	幼児音楽	2	●			1	選択科目43単位以上 (●)		
		幼児造形	2	●	○		1			
		教職実践演習（幼稚園・保育所）	2	●	○	○	2			
		教育実習	2	●	○		4			
	確かな専門的知識と研究意欲を育てる（資質の高い専門家を養成するカリキュラム）	教育実習指導	1	●	○		1			
		保育者の言語表現	2	●			2			
		教育相談の基礎と方法	2	●	○		2			
		健康領域指導法演習	1	●	○	○	1			
		言葉領域指導法演習	2	●	○	○	1			
		音楽領域指導法演習	1	●	○	○	1			
		造形領域指導法演習	1	●	○	○	1			
		環境領域指導法演習	2	●	○	○	1			
		人間関係領域指導法演習	2	●	○	○	1			
		保育指導法演習	2	●	○	◎	2			
		音楽表現 A	1	●		○	1			
		幼児体育（運動あそび）	1	●		○	1			
		幼児体育（身体表現）	2	●	○	○	1			
		子どもの保健	1	●		○	2			
		教育原理	1	●		○	2			
		子ども家庭福祉	1	●		○	2			
		児童文化	1	●		◎	2			
		造形表現 A	1	●		○	1			
		子どもの健康と安全	1	●		○	1			
		子どもの食と栄養	2	●		○	2			
		社会的養護Ⅰ	1	●		○	2			
		発達心理学	1	●	○	○	2			
		子どもの理解と援助	1	●		○	1			
		乳児保育Ⅰ	1	●		○	2			
		乳児保育Ⅱ	1	●		○	1			
		社会福祉	1	●		○	2			
		子ども家庭支援論	2	●		○	2			
		子育て支援	2	●		○	1			
		保育実習Ⅰ	2	●		○	4			
		保育実習Ⅱ	2	●		◎	2			
		保育実習Ⅲ	2	●		注	2			
		保育実習指導Ⅰ	1	●		○	2			
		保育実習指導Ⅱ	2	●		◎	1			
		保育実習指導Ⅲ	2	●		注	1			
		社会的養護Ⅱ	1	●		○	1			
		保育内容総論	2	●	○	○	1			
		青年心理学	2	●		◎	2			
		乳幼児心理	2	●		◎	2			
		乳児保育Ⅲ	2	●		◎	2			
		音楽演習 A	1	●		◎	1			
		音楽演習 B	2	●		◎	1			
		造形演習	2	●		◎	2			
		障害児保育	2	●		○	2			
		比較児童文化演習	1	●		☆	1			
		健康活動と生活	1	●	○		2			
		幼児と人間関係	1	●	○		2			
		子どもの文化と言葉	2	●	○		2			
		特別支援教育	1	●	○		1			
		幼児理解の理論及び方法	2	●	○	◎	2			
		子ども家庭支援の心理学	1	●		○	2			
		保育カリキュラム論	2	●		○	2			
		保育者論	2	●		○	2			
		在宅保育	2	●			2			

注： 「保育実習Ⅱ」及び「保育実習指導Ⅱ」、又は「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」のいずれか計3単位を修得すること。

履修モデル 2

短期大学士（卒業）・幼稚園二種免許状・保育士資格・認定ベビーシッター資格・准学校心理士資格・社会福祉主事任用資格

○…必修科目 ◎…選択必修科目 ●…選択科目 ☆…教養科目

授業科目の区分		授業科目	開設 年次	卒業	免許・資格					単位数	卒業・免許・資格必要単位数					
					幼稚園	保育士	認定ベビーシッター	准学校心理士	社会福祉主事		卒業	幼稚園	保育士	認定ベビーシッター	准学校心理士	社会福祉主事任用資格
必修科目	豊かな人間性と社会性を育てる	幼児教育基礎演習	1	○						1	必修科目9単位 (○)					
		課題研究 A	1	○						1						
		課題研究 B	2	○						1						
		教職概論	1	○	○					2						
		教育原理	1	○	○	○			◎	2						
		教育課程総論	2	○	○					2						
卒業選択必修科目	個々の学生の得意な分野を伸ばし、魅力のある保育者を育てる	日本国憲法	2	◎	○	☆				2	選択必修科目の中から10単位以上(◎)		保育士資格必修科目52単位(○)			
		情報機器の操作	1	◎	○	☆				2						
		健康・身体運動科学	1	◎	○	☆				1						
		身体運動とスポーツ	1	◎	○	☆				1						
		外国語コミュニケーション	1	◎	○	☆				2						
		心理学	2	◎		☆			◎	2						
選択科目	保育の実践力と即応力を育てる	音楽表現 B	2	◎						1	選択科目43単位以上(●)	幼稚園免許必修科目45単位(○)	保育士資格取得に必要な単位数(○)	保育士資格取得に必要な単位数(○)	幼稚園免許または保育士資格取得に必要な単位数(○)	社会福祉主事任用資格選択必修科目の中から3科目以上(○)
		造形表現 B	1	◎						1						
		幼児音楽	2	●						1						
		幼児造形	2	●	○					1						
		教職実践演習（幼稚園・保育所）	2	●	○	○				2						
		教育実習	2	●	○					4						
	確かな専門的知識と研究意欲を育てる（資質の高い専門家を養成するカリキュラム）	教育実習指導	1	●	○					1			保育士資格選択必修科目から9単位以上(◎)	保育士資格教養科目から「健康・身体運動科学」及び「身体運動とスポーツ」を含む8単位以上(☆)	幼稚園免許または保育士資格取得に必要な単位数(○)	社会福祉主事任用資格選択必修科目の中から3科目6単位以上を含む(◎)
		保育者の言語表現	2	●						2						
		教育相談の基礎と方法	2	●	○			◎		2						
		健康領域指導法演習	1	●	○	○				1						
		言葉領域指導法演習	2	●	○	○				1						
		音楽領域指導法演習	1	●	○	○				1						
		造形領域指導法演習	1	●	○	○				1						
		環境領域指導法演習	2	●	○	○				1						
		人間関係領域指導法演習	2	●	○	○				1						
		保育指導法演習	2	●	○	◎				2						
		音楽表現 A	1	●		○				1						
		幼児体育（運動あそび）	1	●		○				1						
		幼児体育（身体表現）	2	●	○	○				1						
		子どもの保健	1	●		○				2						
		保育原理	1	●		○			◎	2						
		子ども家庭福祉	1	●		○			◎	2						
		児童文化	1	●		◎				2						
		造形表現 A	1	●		○				1						
		子どもの健康と安全	1	●		○				1						
		子どもの食と栄養	2	●		○				2						
		社会的養護 I	1	●		○				2						
		発達心理学	1	●		○		◎		2						
		子どもの理解と援助	1	●		○				1						
		乳児保育 I	1	●		○				2						
		乳児保育 II	1	●		○				1						
		社会福祉	1	●		○			◎	2						
		子ども家庭支援論	2	●		○				2						
		子育て支援	2	●		○		◎		1						
		保育実習 I	2	●		○				4						
		保育実習 II	2	●		◎				2						
		保育実習 III	2	●		注				2						
		保育実習指導 I	1	●		○				2						
		保育実習指導 II	2	●		◎				1						
		保育実習指導 III	2	●		注				1						
		社会的養護 II	1	●		○				1						
		保育内容総論	2	●	○	○				1						
		青年心理学	2	●		◎				2						
		乳幼児心理	2	●		◎				2						
		乳児保育 III	2	●		◎				2						
		音楽演習 A	1	●		◎				1						
		音楽演習 B	2	●		◎				1						
		造形演習	2	●		◎				2						
		障害児保育	2	●		○		◎		2						
		比較児童文化演習	1	●		☆				1						
		健康活動と生活	1	●	○					2						
		幼児と人間関係	1	●	○					2						
		子どもの文化と言葉	2	●	○					2						
		特別支援教育	1	●	○			◎		1						
		幼児理解の理論及び方法	2	●	○	◎				2						
		子ども家庭支援の心理学	1	●		○				2						
		保育カリキュラム論	2	●		○				2						
		保育者論	2	●		○				2						
		在宅保育	2	●			○			2						

注：「保育実習 II」及び「保育実習指導 II」、又は「保育実習 III」及び「保育実習指導 III」のいずれか計 3 単位を修得すること。

Ⅵ 各種手続き

1. 履修手続き

① 履修について

履修とは、授業科目を登録のうえ受講することであり、各年度に履修しようとする授業科目は指定された期間内に登録をしなければなりません。この手続きは、大学生活のうえで最も重要です。この手続きを行わない場合や科目の登録漏れ、エラー等の誤りを修正しないと授業科目が登録されず、授業に出席し定期試験を受けても単位修得に至らないので、特に注意してください。

② 履修登録について

i 履修計画

学生便覧やシラバスを参照しながら、1年間の履修計画を立ててください。2年生は、単位修得状況も確認してください。また、初回の授業では今後のスケジュールや評価方法など重要な説明がある場合があります。

ii 履修登録

履修登録はWebで行います。指定された期間内に、必ず本人が「学生用Webサービス」(P.45～参照)へアクセスし、「通年科目」「前期科目」「後期科目」「集中講義」の登録手続きをしてください。

期間中は、何度でも履修追加・変更・削除可能です。

③ 履修確認

履修登録終了後、Webから必ず履修登録結果を印刷し間違いがないか確認してください。また、学期毎に履修登録確認・修正期間が設定されていますので、必ず確認するようにしてください。履修登録確認不足による登録ミスがあった場合、期間後に登録内容を追加・変更することはできないので、登録内容に誤りがないか十分に確認したうえで、履修登録を行ってください。また、最終日に変更し、万が一登録ミスがあっても登録内容を追加・変更することはできないので、余裕を持って手続きをしてください。

履修確認を行わず本人の申請科目と異なった科目が登録され、単位修得に至らない等の不利益を被っても責任は全て各自が負うことになるので注意してください。

④ 履修取り消し

修学上の理由から履修登録した科目を取り消したい場合、指定された期間内に「履修取り消し」の手続きを行ってください。手続きを取らず履修放棄した場合、最終的にD評価（不合格）となりますので、ご注意ください。（後期に通年科目を取り消しすることはできません）

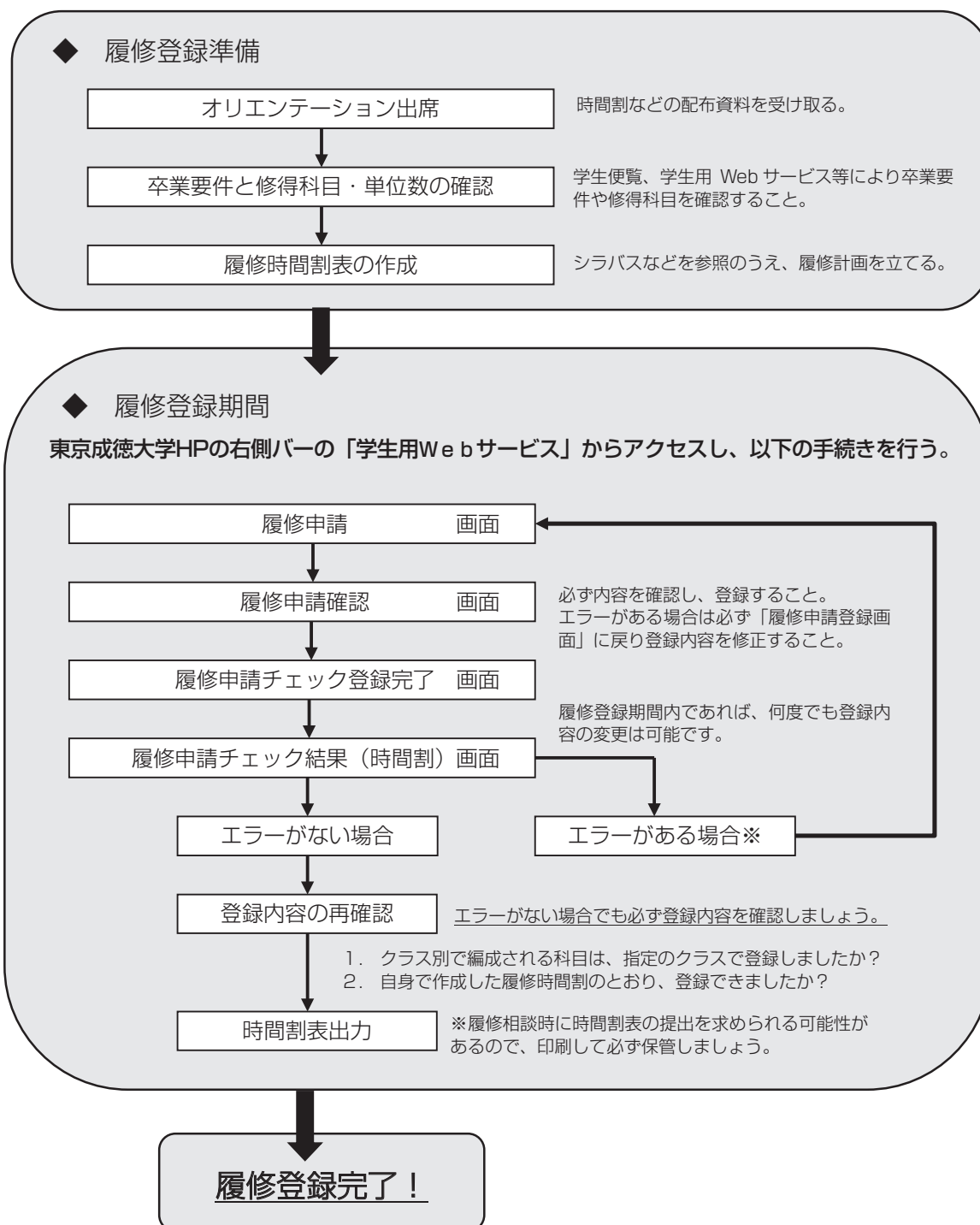
⑤ 履修登録の注意点・確認事項

i 卒業に必要な科目や単位数、幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目や単位数、保育士資格取得に必要な科目や単位数等を確認し、細心の注意を払って履修計画を立ててください。

- ii 履修登録及び修正後は、履修登録漏れまたは履修エラー等の確認を必ずしてください。エラー等があると誤ったまま授業科目が登録されますので、注意してください。履修登録内容は、必ず「履修チェック結果」画面より確認してください。
- iii 1 年間に履修できる履修登録単位数に上限（48 単位。ただし、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得する場合は 54 単位）を設けておりますので、ご注意ください。
履修科目を途中放棄した場合は、不合格となります。途中で放棄せず、最善を尽くすよう心掛けてください。
- iv 履修登録をしない科目については単位を修得することはできません。
- v すでに単位修得した科目は履修できません。
- vi 同一の曜日・時限科目や 1 年生が 2 年生の科目を履修することはできません。
- vii 複数開講する同一科目を 2 つ以上履修することはできません。
- viii 幼稚園教諭二種免許状取得希望の 2 年生は、「教育実習」を 4 月の履修登録時に登録してください。
- ix 保育士資格取得希望の 2 年生は「保育実習Ⅰ」と、「保育実習Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」（※）を 4 月の履修登録時に登録してください。
（※）「保育実習Ⅲ」は、1 年生の時に履修を申し出た学生のみが履修できます。
- x 科目によって、履修制限をする場合があります。その場合、授業内や掲示板でお知らせします（初回授業に参加していないと履修対象とならない場合もあります）。

⑥ 履修登録の手順

Web 履修の詳細は、「学生用 Web サービス」を参照してください。



※よくあるエラー：履修単位上限超過、必修科目未登録 など

前期必修科目が不合格で後期に同科目が開講されていない場合、当該年度では「必修科目未登録」のエラーを消すことができません。その場合は、当該エラーがあっても問題ありませんので、履修登録を完了してください。当該エラーは次年度以降に再履修することで消えます。

2. 成績の評価・試験

- ① 成績は、各科目の到達目標の達成度並びに学修成果が、試験やレポート、提出物、成果発表等の取り組みに基づき、下表の評価基準にそって総合的かつ適性・厳格に評価されます。「各評価段階の得点」を示す GP が設定されています。

なお、本学の共通ガイドラインに基づき、教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化を図ります。

評価	区 分	評 点	GP	評価基準
S	合 格	90～100	4.0	当該科目の目的・内容をほぼ完全に修得し応用力がついたと認められる。
A		80～89	3.0	当該科目の目的・内容を十分に理解し修得したと認められる。
B		70～79	2.0	当該科目の目的・内容をほぼ十分に理解したと認められる。
C		60～69	1.0	当該科目の目的・内容の最低限の理解は得られたと認められる。
D	不合格	0～59	0.0	当該科目の目的・内容の理解に及ばない。
追	追試験対象者（定期試験未受験、課題未提出について、所定の試験欠席事由により欠席届を提出し、追試験対象者となった場合。ただし欠席届提出者に限る。）受験後評価はS、A、B、C、Dのいずれか。			
再	再試験対象者。受験後評価はB、C、Dのいずれか。			

- ② 次に該当する者は、単位は認められず、不合格（D）となります。
- i 授業時数の3分の1を超えて欠席をした者
 - ii 期間内に履修の変更・削除を申請しないまま、授業を欠席し続けた者
 - iii 授業担当教員が、単位取得資格がないと認めた者
- ③ 試験に際し不正行為が認められた者は、学則第67条により懲戒処分の対象となり、不正行為のあった科目は不合格（D）となります。
- ④ 履修した全科目の評価及び単位の認定・不認定は、前後期ともに Web 成績発表期間中に学生用 Web サービスで確認してください。但し、学納金が未納の場合は学生用 Web サービスを参照することができません。
- ⑤ 評価について疑問のある場合は、Web 成績発表日初日から追再試験手続き終了日までに授業担当教員に必ず申し出てください。
- ⑥ 再試験は、定期試験または提出した課題が不合格である科目について、授業担当教員が特に許可する学生を対象に行う試験です。再試験受験を許可された学生のうち、再試験受験を希望する学生は次のとおり手続きを行ってください。
- i 手続き 「再試験願」に記入し、規定の料金相当の証紙を添付の上、総務課に提出してください。受験時には、再試験願受理票を提示してください。レポート・作品等の提出をもって代える場合は、必ず提出物に添付してください。
 - ii 提出期間 行事予定表参照
 - iii 試験の日時 授業担当教員の指示によります
 - iv 料 金 1科目につき 1,000 円
 - v 評 価 B、C、Dのいずれかの評価になります。

- vi その他 再試験当日欠席した者、及び再試験の評価がDとなった者の再試験は行いません。
- ⑦ 追試験は、病気その他やむを得ない事由のために試験期間中の試験を欠席した科目について行う試験です。但し次のとおりに手続きを行った学生に限ります。
 - i 手続き 事前に「欠席届」を作成できる事由（P.45 参照）により試験を欠席する場合は、「欠席届」と必要な事由証明書等を速やかに教務課へ提出する。
試験当日病気等による急な欠席の場合は、速やかに教務課へ電話で連絡し、後日、「欠席届」を試験期間最終日の翌営業日正午までに教務課に提出する。なお、欠席の理由が傷病（風邪など突発的な病気）の場合は、診断書（医療機関を受診した際の領収書も可）を事由証明書として提出する。病院等による事由証明書がない場合は、原則認められません。
 - ii 「追試験願」提出期間 追試験を受けようとする場合は、受付期間内（成績発表後概ね4日以内）に「追試験願」を教務課に提出してください。
以上の手続きが行われていない科目の追試験受験は、一切認められません。 不明な点は、教務課に問合せ、不備のないよう注意してください。
 - iii 試験の日時 授業担当教員の指示によります
 - iv 評価 S、A、B、C、D のいずれかの評価になります。
 - v その他 追試験当日欠席した者の追試験は行いません。
- ⑧ 追・再試験後の評価については、追って学生用 Web サービスにて通知します。
- ⑨ 2 年生には前期末成績通知書を 9 月頃に、1 年生には学年度末成績通知書を 3 月頃に保護者宛に送付します。

3. GPA (Grade Point Average) について

本学では、履修登録科目の理解度を示す基準として、GPA 制度に基づいた成績評価を行っています。GPA は履修登録科目全てが対象となり、各評価にポイントが設定されています。

GPA の算出方法は以下のとおりです。

$$GPA = \frac{(S \text{ の単位数} \times 4) + (A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1)}{\text{履修登録科目総単位数 (D 評価を含む)}}$$

なお、不合格（D 評価）になった科目を再履修した場合は、それ以前の評価は累計 GPA 値算出対象外となり、最終の成績評価のみを累計 GPA 値に算入します。

4. 卒業

- ① 2 年以上在学し、所定の科目・単位を修得した者には卒業証書を授与します。ただし、4 年を超えて在学することは許されません（長期履修の学生と休学期間は除きます）。
- ② 卒業に必要な履修科目及び履修単位は、「履修単位表」に示してあります。

5. 教育職員免許状取得

- ① 本学で取得できる免許状の種類
 - i 幼稚園教諭二種免許状
- ② 取得のための条件
 - i 卒業に必要な科目及び単位を修得すること。(学則第31条及びV. 履修要項参照)
 - ii 免許状取得に必要な科目及び単位を修得すること。(学則第33条及びV. 履修要項参照)
- ③ 免許状に関する手続
 - i 卒業年次の4月、資格取得の申請方法について学修支援課より指示します。
 - ii 卒業年次の10月頃、資格申請手続きの説明会にて、修得単位の確認及び諸手続きを行います。
 - iii 学生は卒業年次の11月中に免許状授与手数料3,300円を納入します。
 - iv 卒業年次の2月下旬、関係職員により申請予定者の資格審査を行い、合格者を東京都教育委員会に一括申請します。

6. 保育士資格取得

- ① 授 与
 - i 保育士資格取得に必要な課程を修了する見込みの学生に対し、学修支援課にて保育士登録申請書を取りまとめ一括申請を行います。同課程を修了し卒業した後、都道府県知事より保育士証が授与されます。
- ② 取得のための条件
 - i 卒業に必要な科目及び単位を修得すること。(学則第31条及びV. 履修要項参照)
 - ii 保育士資格取得に必要な科目及び単位を修得すること。(学則第34条及びV. 履修要項参照)
- ③ 保育士資格登録に関する手続
 - i 卒業年次の4月、資格取得の申請方法について学修支援課より指示します。
 - ii 卒業年次の10月頃、資格申請手続きの説明会にて、修得単位の確認及び登録手続きについて説明をします。
 - iii 学生は卒業年次の11月初旬までに、申請手数料を納入し、登録申請書を学修支援課に提出します。
 - iv 卒業年次の11月下旬、登録申請書等を取りまとめ、都道府県知事より委託されている登録事務処理センターに一括申請します。
 - v 保育士資格取得に必要な課程を修得し卒業した者に、各都道府県知事より保育士証が授与されます。
- ④ 保育士資格登録に関する費用
 - i 指定保育士養成施設卒業見込証明書(200円)、同卒業証明書(2,000円)

7. 社会福祉主事任用資格

社会福祉主事は「福祉 6 法」（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法）に基づいて、各種行政機関で、保護援助を必要とする人のために相談・指導・援助の業務を担当する職員（ケースワーカーなど）の資格です。

任用資格とは、公務員として公的機関に勤め、その資格と関連の深い部署に配属されはじめて、その効力が発揮されるものです。しかし最近では、民間の福祉施設でも職員採用の際に、この資格が「福祉に関する知識を有する」という基準として認識されはじめています。

資格認定

社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号の規定により指定された科目のうち、3 科目以上を修得した者に任用資格が認められており、幼児教育科では下表の 5 科目がそれに該当しています。

指定科目	幼児教育科開講科目
社会福祉概論	社会福祉
社会福祉事業史	
社会福祉援助技術論	
社会福祉調査論	
社会福祉施設経営論	
社会福祉行政論	
社会保障論	
公的扶助論	
児童福祉論	子ども家庭福祉
家庭福祉論	
保育理論	保育原理
身体障害者福祉論	
知的障害者福祉論	
精神障害者保健福祉論	
老人福祉論	
医療社会事業論	
地域福祉論	
法学	
民法	
行政法	
経済学	
社会政策	
経済政策	
心理学	心理学
社会学	
教育学	教育原理
倫理学	
公衆衛生学	

指定科目	幼児教育科開講科目
医学一般	
リハビリテーション論	
看護学	
介護概論	
栄養学	
家政学	

8. 認定ベビーシッター資格の取得（全国保育サービス協会）

次の条件を満たした者は、認定ベビーシッター資格の申請ができ、卒業時に全国保育サービス協会より資格が授与されます。

- ①卒業見込みの者、②保育士資格取得見込みの者、③「在宅保育」（2年次）の単位を修得見込みの者、④交付手数料 4,200 円を納入した者

資格申請については、2年次の「在宅保育」の授業時または掲示にて通知しますので、よく確認しておいてください。

9. 幼児体育指導者検定による2級資格の認定（日本幼少年体育協会）

次の条件を満たした者は、認定校制度に基づき、本学で開催する幼児体育指導者検定の講座を受講することができ、日本幼少年体育協会より幼児体育指導者2級の資格が認定されます。

- ① 本学に在学・在職する者（卒業生も応相談）
② 資格認定講座（2日間）を受講し実技・理論の学修成果を認められた者
③ 検定費用 15,500 円を納入した者

資格認定講座の開催時期及び検定費用については、2年次の4月頃「体育」関連の授業時、または掲示にて通知しますので、よく確認しておいてください。

「幼児体育指導者検定」：幼児体育に関する基礎知識やお手本として相応しい運動指導法について、「発育発達」「幼児体育」等の理論、「リズム体操」「手具の体操」「マット運動」「ボール」「ゲーム遊び」などの実技について、その指導レベルを認定します。

10. 准学校心理士資格の認定（学校心理士認定運営機構）

准学校心理士は「学校心理士」に準ずる資格です。准学校心理士資格認定後、学校心理士用の研修を受講し、通常より短い実務経験で「学校心理士」を受験することができます（准学校心理士の資格有効期間は資格認定後3年とし、更新はされません）。

次の条件を満たした者は「准学校心理士」資格の認定申請ができ、卒業時に学校心理士認定運営機構より准学校心理士資格が認定されます。

- ①卒業見込、②教員免許または保育士資格取得見込、③下記の授業科目の内、3科目6単位以上を修得または修得見込みで学校心理士認定運営機構の書類審査に合格、④認定申請費用

15,000 円を納入。

資格認定対象授業科目：発達心理学(1 年次)、特別支援教育(1 年次)、教育相談の基礎と方法(2 年次)、子育て支援(2 年次)、障害児保育(2 年次)。

資格認定申請については 2 年前期に説明会を実施します(掲示にて通知しますのでよく確認してください)。

11. 実用英語技能検定試験の単位認定

「実用英語技能検定試験」の「1 級」または「準 1 級」試験に合格した場合、本人の申請に基づいて、専門科目の単位として認定します。

(a) 取得時期：該当科目履修前までに、合格証を取得した者に限ります。

(b) 認定する単位

準 1 級以上合格者 外国語コミュニケーション 2 単位

(c) 科目：本人の希望と合格証の取得時期を考慮し決定します。

(d) 期限：在学年次の前期履修登録期限までに申請してください。

12. TOEICの単位認定

「TOEIC」にて 740 点以上のスコアを獲得し公式認定証を取得した場合、本人の申請に基づいて、専門科目の単位として認定します。

(a) 取得時期：該当科目履修登録期限までに、公式認定証を取得したものに限ります。

(b) 認定する単位

740 点以上獲得者 外国語コミュニケーション 2 単位

(c) 科目：本人の希望と公式認定証の取得時期を考慮し決定します。

(d) 期限：在学年次の前期履修登録期限までに申請してください。

13. 交通機関の運行停止、気象警報等発表時の休講について

十条台キャンパス(大学・大学院、短期大学)における交通機関の運行停止、気象警報等発表時の休講措置については、原則として次のとおりとします。

休講の決定や授業の開始については、大学(大学院含む)・短期大学ホームページに掲載します。

(1) 交通機関の運行停止が発表(JR 東日本ホームページ)された場合の休講措置

7:00 現在	JR 埼京線(十条駅を含む区間)、JR 京浜東北線(東十条駅を含む区間)のすべてが運行停止の場合	1・2 時限目の授業等を休講とする
	上記交通機関のいずれかが運行を再開している場合	平常どおり授業等を実施する
10:00 現在	上記交通機関のすべてが運行停止の場合	当日の授業等をすべて休講とする
	上記交通機関のいずれかが運行を再開した場合	3 時限目から授業等を開始する

- (2) 台風などの接近に伴い東京都北区を含む地域に「大雨警報」、「大雪警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が発表（気象庁ホームページ）された場合の休講措置

7：00 現在	「大雨警報」、「大雪警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」のいずれかの警報が発表されている場合	1・2 時限目の授業等を休講とする
10：00 現在	「大雨警報」、「大雪警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」のいずれかの警報が発表されている場合	当日の授業等をすべて休講とする
	上記警報のすべてが解除された場合	3 時限目から授業等を開始する
12：00 現在	「大雨警報」、「大雪警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」のいずれかの警報が発表されている場合	3 時限以降の授業等を休講とする。

- (3) 午前 7 時現在、「大雨特別警報」、「大雪特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風雪特別警報」のいずれかが発表された場合は、当日の授業をすべて休講とする。
- (4) 授業が行われる場合においても、自宅地域において洪水警報及びその他の警報が解除されていない場合や安全でないと判断される場合は、無理をせずに待機すること。この理由により授業に欠席や遅刻となった場合は、速やかに「欠席届」を授業担当教員に提出すること。
- (5) 授業が休講になった場合、補講等を実施する。
- (6) 「授業等」とは、試験および行事などを含む。
- (7) 交通機関のストライキの場合は、前項の基準を準用します。
- (8) 連絡事項は、すべて掲示板に通知しますので、よく注意して見てください。

尚、上記以外で全学的に授業を行うことが著しく困難となる事態が発生、または発生しうると予測される場合、臨時に休講（校）とする場合があります。

Ⅶ 諸規則・その他

1. 東京成徳短期大学学則（除附則）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法の精神にしたがい、次代の国民形成に大きな役割を担う者に対し、広く知識を授けるとともに学芸・技能の専門教育を施し、人格の完成をはかり、社会に有為な高い教養人及び職能人を育成し、もって社会に貢献することを目的とする。

（名 称）

第2条 本学は、東京成徳短期大学という。

（位 置）

第3条 本学の位置は、東京都北区十条台1丁目7番13号とする。

（自己点検・評価及び認証評価）

第4条 本学は、その教育水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（情報の公表）

第4条の2 本学は、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすため、教育研究活動等の状況についての情報を公

表する。

（教育内容の改善）

第5条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科の組織、目的及び収容定員

（学科の組織及び目的）

第6条 本学に、次の学科を置く。

幼児教育科

2 学科の目的は、次のとおりとする。

学 科	目 的
幼児教育科	就学前の子どもの教育や保育についての専門教育と研究を行い、教育・保育実践力の向上と一人ひとりの個性を伸ばして、社会のニーズに応えられる資質の高い幼稚園教諭、及び保育士の養成を目的とする。

（収容定員）

第7条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
幼児教育科	180 名	360 名

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年限及び在学年限）

第8条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、学則第55条第1項により入学を認められた者の修業年限は

この限りとしなない。

(学 年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第10条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休 業 日)

第11条 本学における休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

学園創立記念日 11月 26日

春季休業日 3月 25日から
3月 31日まで

夏季休業日 7月 21日から
9月 20日まで

冬季休業日 12月 21日から翌年
1月 10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(授業期間)

第12条 授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたるものとする。

第4章 入学、転学、退学、休学及び復学等
(入学の時期)

第13条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次のいずれかの一に該当する者とする。

(1) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の課程と同等の課程を有するものとして認定した、在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 相当の年齢に達し、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(志願手続)

第15条 本学に入学、転入学を希望する者は、本学所定の願書その他必要な書類に、別表1の入学検定料を添えて、提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

3 削除

(入学志願者の選考)

第16条 入学志願者の選考については、別に定めるところによる。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、誓約書並びに保証人が署名した
在学保証・根保証契約書を提出し、入学金及
び学納金を納入しなければならない。

2 前項の合格した者は、誓約書記載事項及び
学納金納入の履行に関する保証人（以下「在
学保証人」という。）を届け出なければなら
ない。

3 在学保証人に関する事項は、別に定める。

4 学長は、第1項及び第2項の入学手続きを
完了した者に、入学を許可する。

(入学手続)

第18条 削除

(転学又は退学)

第19条 他の大学へ転学又は退学を希望する
者は、所定の様式による届を学長に提出し、
審議を経て転学又は退学することができる。

2 転学又は退学を希望する者は、転学又は退
学しようとする日の属する期の学納金を完納
していなければならない。

(再入学)

第19条の2 前条により退学した者が、再入
学を希望するときは、所定の様式による願書
を提出し、学長の許可を受けなければなら
ない。

2 再入学の取り扱いについて必要な事項は、
別に定める。

(休 学)

第20条 病気その他やむを得ない事情によ
り、3ヶ月以上修学することができない者

は、所定の様式による届を学長に提出し、審
議を経て休学することができる。

2 病気による場合は、医師の診断書を添付し
なければならない。

3 疾病その他の理由により学修することが不
適当と認められる者に対しては、学長は休学
を命ずることができる。

(休学の期間)

第21条 休学の期間は、1年以内とする。た
だし、特別の事由があると認められた場合
は、1年を限度として休学期間を延長するこ
とができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることは
できない。

3 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入
しない。

(復 学)

第21条の2 休学の事由が消滅した者は、所
定の様式による届を学長に提出し、審議を経
て、復学しなければならない。

(除 籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、学長
が除籍する。

(1) 第8条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第21条に規定する休学期間を超えた者

(3) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納
付しない者

(4) 死亡又は行方不明の者

(5) 本学において、修学する意思がないと認
められる者

(復 籍)

第22条の2 前条第3号に該当し除籍された者が、復籍を希望するときは、所定の様式による願書を提出し、学長の許可を得て復籍することができる

2 復籍の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第23条 授業科目の種類、単位数は、別に定める。

(履修の方法)

第24条 授業科目は、これを必修及び選択科目とし、2ヶ年に分けて履修させるものとする。

2 前条並びに前項の授業を教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項に定める授業の方法により修得できる単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。

4 前2項の授業を実施する方法については、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第25条 学生は、毎学年度の当初及び後期の当初に、当該年度及び当学期に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を取得することは、できない。

(単位取得の認定)

第26条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験の方法は、定期試験・論文・作品提出等の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(成績の評価)

第27条 成績の評価は、S・A・B・C・Dの5段階とし、S・A・B・Cを合格とする。

(追試験)

第28条 病気等やむを得ない事情により試験を受けることができなかった者に対しては、追試験の機会を与えることができる。

(再試験)

第28条の2 試験等の評価において不合格になった者のうち、授業担当教員が特に許可した者に対しては、再試験の機会を与えることができる。

(単位計算の方法)

第29条 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 削除

(3) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授

業をもって1単位とする。

- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実習、又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学長は、前項の規定により履修した授業科目の修得単位については、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第30条の2第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設における履修)

第30条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第30条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に短期大学又は大学において修得した単位を、本学に入学した後に履修し修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った第30条の2第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において履修した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

(卒業の要件及び認定)

第31条 本学に2年以上在学し、第23条の規定に基づく授業科目を履修して62単位以上を修得した者には、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位授与)

第32条 学長は、前条により卒業を認定された者に対し、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(教育職員免許状の取得)

第33条 教育職員免許状を得ようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得できる教育免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	免許状の種類
幼児教育科	幼稚園教諭 2 種免許状

(保育士資格の取得)

第34条 幼児教育科において保育士の資格を得ようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により、別に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第 6 章 保 証 人

(保 証 人)

第35条 削除

(副保証人)

第36条 削除

(責 任)

第37条 削除

(業 務)

第38条 削除

(変 更)

第39条 削除

第 7 章 教職員組織

(教職員組織)

第40条 本学に、学長、教授、准教授、助教、事務職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、副学長、助手及びその他の職員を置くことができる。

3 前2項に規定する教職員の選考、任期その

他の必要な事項は、別に定める。

(学長の権限と責任)

第41条 学長は校務について決定し、その責任を負う。ただし、理事会が決定する事項を除く。

第 8 章 教 授 会

(教授会の設置)

第42条 本学に、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長が審議事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

3 教授会の運営に関する事項は、別に定める。

(その他の機関)

第43条 学長は、教育研究に関する重要事項を専門的に審議するため、必要に応じて教授会に代わる機関を設置して意見を聴くことができる。

2 前項の機関については、別に定める。

(教授会の召集等)

第44条 削除

(教授会の開催)

第45条 削除

(教授会の決議)

第45条の2 削除

(審議事項)

第46条 削除

第9章 入学金、授業料、及びその他の学納金

(入学金)

第47条 本学に入学を許可された者は、入学金として300,000円を納入しなければならない。

2 入学金の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第48条 授業料は、年額770,000円とし、納期は、次のとおりとする。

第1期 4月1日より4月30日まで

第2期 9月1日より10月10日まで

2 ただし、入学許可を受けた者は、入学金・その他の学費とともに授業料第1期分を納入するものとする。

(卒業延期等の場合の授業料)

第49条 病気又は単位不足のため、卒業を延期した者は、当該期の授業料の全額を、納入しなければならない。但し、単位不足のため、卒業を延期した者の授業料に関する必要な事項は別に定める。

(退学の場合の授業料)

第50条 退学若しくは転学した者、又は停学中の者は、当該期の授業料の全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第51条 休学した者に係る授業料については、次の算式により算定した授業料を免除する。ただし、特別な事情により、休学を許可された者について学長は、授業料を免除する

ことができる。

授業料

$$\times \frac{\text{休学当月の翌月から休学停止の前月までの月数} \times 0.5}{12}$$

(その他の学納金)

第52条 入学を許可された者は、特別教育費として45,000円を納入しなければならない。

2 本学に在学する者は、施設設備費として次のとおり、納入しなければならない。

学 科	納入時期	
	1年次第1期 (入学手続時)	1年次第2期 (9月1日より 10月10日まで)
幼児教育科	110,000円	110,000円
学 科	納入時期	
	2年次第1期 (4月1日より 4月30日まで)	2年次第2期 (9月1日より 10月10日まで)
幼児教育科	110,000円	110,000円

3 実験実習費及びその他教育に必要な費用を徴収する。

4 前項に規定する納入金の種類・金額・納入に必要な手続等については、別に定める。

(既納の学納金等)

第53条 既納の学納金は、原則としてこれを返還しない。

(学納金の減免)

第54条 学納金の減免に関する事項は、別に定める。

第10章 長期履修学生

(長期履修学生)

第55条 第8条第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修する

ことを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、長期履修学生として入学を許可することができる。

- 2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 委託生、科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生

(委託生)

第56条 学長は、公共団体又はその他の機関から、本学の特定の学科に修学を委託された者があるときは、選考の上これを許可する。

(科目等履修生又は研究生)

第57条 学長は、本学学生以外の者が、一又は複数の授業科目等について、履修又は研究を希望するときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生又は研究生として受け入れを許可する。

- 2 科目等履修生及び研究生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第58条 学長は、他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者がある場合は、本学と当該短期大学又は大学との協議に基づき、当該学生を、特別聴講生として、本学の授業科目を履修させることができる。

- 2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生の単位)

第59条 削除

(外国人留学生)

第60条 学長は、本学に入学を希望する外国人は、外国公館から紹介ある者に限り選考の上これを許可する。

(委託生、科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生の学費)

第61条 委託生、科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生の授業料、研究費並びにその他の学費については、別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第62条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する規定は、別に定める。

第13章 厚生施設

(保健室)

第63条 本学に保健室を設け、学生及び教職員の健康管理にあたる。

(学寮)

第64条 本学に学寮を置くことができる。

- 2 学寮に関する必要な事項は、別に定める。

(その他の厚生補導施設)

第65条 本学は、学生の厚生補導のための施設として、学生相談室、食堂、校外施設等を置く。

- 2 前項の施設の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 賞 罰

(褒 賞)

第66条 学生として褒賞に値する者は、学長が褒賞する。

2 前項の褒賞に関する必要な事項は、別に定める。

(懲 戒)

第67条 本学の秩序を乱す行為、又は学生の本分に反する行為のあった者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学・訓告とする。

3 前項の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 雑 則

第68条 この学則の実施に必要な細則は、別に定める。

別表1

入学検定料・入学金等

1. 入学検定料 32,000円

但し、次の各号に該当する場合は、入学検定料を以下のとおりとする。

(1) 大学入学共通テスト利用入試の場合は12,000円とする。

(2) 一般選抜入試を複数回受験する場合の入学検定料はそれぞれ、1回目は32,000円、2回目は22,000円、3回目以降は各10,000円とする。

(3) 一般選抜入試と大学入学共通テスト利用入試を同時出願する場合の、大学入学共通テスト利用入試

の検定料は1回あたり9,000円とする。

(4) 総合型選抜入試を複数回受験する場合の2回目以降の入学検定料は無料とする。

(5) インターネットを利用して出願する場合は、1出願あたり2,000円を減額する。

2. 入学金等

入学金	300,000円
再入学金	150,000円
復籍料	150,000円

2. 学生褒賞規程

第1条 この規程は、本学学則第66条に則り、褒賞に関する基準を定めて、本学学生の勉学・研究及びその他学内外の諸活動を奨励することを目的とする。

第2条 この褒賞の名称は木内賞とする。

第3条 褒賞の対象となる学生は次のとおり。

1. 学業成績が特に優秀であった者
2. 文化・体育などの領域において特に顕著な活動を行った者
3. その他特別な功労のあった者

第4条 褒賞は賞状及び副賞をもって卒業時に行う。

第5条 対象学生は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第6条 褒賞に関する事務はキャンパスライフ支援課の所管とする。

第7条 この規程の改廃については教授会の意見を聴いて学長が行う。

3. 東京成徳大学・東京成徳短期大学学生の懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、東京成徳大学学則第38条、東京成徳大学大学院学則第51条、並びに東京成徳短期大学学則第67条（以下「学則」という。）に規定する学生の懲戒について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「懲戒対象行為」とは、学生の本分に反する行為として、次に掲げるものをいう。

ア 本学における学生の学修・学生生活または教職員の研究・教育及び職務遂行等を妨害する行為

イ 犯罪行為等（人権侵害、学問・情報倫理違反、反社会的行為を含む。）により本学の名誉を失墜させる行為

ウ 本学の試験またはレポート等、成績評価に係わる不正行為

エ その他本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為

(2) 「当該学生」とは、懲戒の対象と思われる行為を行った学生をいう。

(3) 「当事者」とは、当該学生及び当該行為に係る学生等をいう。

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1) 退学 学生の身分を取り消し、以後の学修並びに登校を禁止し、再入学を認めない。

(2) 停学

ア 無期停学 6ヶ月を超える期間登校を

禁止する。

イ 有期停学 1週間以上6ヶ月以内の期間登校を禁止する。

(3) 訓告 文書及び口頭により戒め諭す。

2 停学期間は、学則に定める修業年限に含めない。ただし、停学期間が2ヶ月以内の場合はこの限りではない。なお、いずれの場合も学則に定める在学期間を含めるものとする。

3 停学期間の授業料等は規定通り納付するものとし、返還に応じない。

(懲戒対象行為の通報)

第4条 教職員及び学生は、第2条に定める懲戒対象行為と思われる行為を知ったときは、直ちにキャンパスライフ支援課へ通報しなければならない。

2 キャンパスライフ支援課職員は、当事者が在籍する学部等を確認したうえで、関係する学部、学科、研究科、科の長等（以下「学部長等」という。）及び関係する東京成徳大学長、東京成徳短期大学長（以下「大学長等」という。）に通知するものとする。

(調査報告)

第5条 前条の通知を受けた大学長等は、関係者（当事者を除く。）の意見等を聴き、事実関係の調査・確認等の必要性を認めた場合、速やかに調査委員会を設置して、当事者が在籍する学部等から調査委員を任命し、委員長を指名する。

2 当事者が大学及び短期大学の両方に在籍する場合は、大学長と短期大学長が協議のうえ、調査委員会を設置して、当事者が在籍する学部等から調査委員を任命し、委員長を指名する。

3 調査委員会は、当事者から事情聴取を行い、懲戒処分が相当と判断した場合には、懲

戒処分根拠となる事実及び量定に関する判断理由を記載した懲戒処分案を含む調査報告書を作成し、大学長等及び学部長等に提出する。

(懲戒処分案の審議)

第6条 学部長等は、調査委員会の懲戒処分案を教授会又は、研究科委員会に諮る。

2 教授会又は研究科委員会は、懲戒処分案を相当とするか否かについて、理由を付記して意見書を大学長等及び学部長等に提出する。

3 大学長等は、懲戒処分案を不相当とする旨の意見書が提出された場合において、必要があると判断したときは、調査委員会に対し再調査を命じ、懲戒処分案を含む調査報告書の再度の作成を求めることができる。この場合におけるその後の手続は、第5条第3項、前項及び次条以下の規定を準用する。なお、大学長等が再調査の必要がないと判断したときは、調査委員会の懲戒処分案を教授会または研究科委員会の懲戒処分案とみなす。

(懲戒処分案の通知)

第7条 学部長等は、教授会、研究科委員会の懲戒処分案を当該学生に通知する。なお、通知文書には、懲戒処分案について定められた期限までに文書により不服申し立てをすることができる旨を明記しなければならない。

(不服申し立て)

第8条 前条の懲戒処分案について、文書による不服申し立てが行われたときは、大学長等は懲戒調査委員会を設置する。

(懲戒調査委員会)

第9条 懲戒調査委員会は、原則として大学長等が指名する学部長等2名以上をもって構成する。ただし、大学長等が必要と認めたときは、2名程度の専任教員を加えることができ

る。

2 懲戒調査委員会の委員長は、大学長等が指名する。

3 懲戒調査委員会は、当該学生が不服を申し立てた理由及び事実を再確認するため当事者から聴取を行う。また、懲戒調査委員会は、必要に応じて調査委員会委員の意見を聴く。

4 懲戒調査委員会は、速やかに懲戒処分案の妥当性について検討し、大学長等及び学部長等に懲戒調査委員会としての懲戒処分案を提出する。

(懲戒処分の決定)

第10条 大学長等は、不服申し立てが行われなかった場合は第7条の懲戒処分案、また不服申し立てが行われた場合は第9条第4項の懲戒処分案に基づき、当該学生の懲戒処分を決定し、当該学部長等に通知する。

(懲戒の執行)

第11条 大学長等は、懲戒処分を決定したときは、速やかに「懲戒通知書」により当該学生に通知・切言するとともに、懲戒内容（学生の氏名を除き学籍番号を記載）を学内に告示する。

2 懲戒処分の発効日は、大学長等が懲戒処分を決定した日とし、停学となった学生が発効日以前に自宅謹慎を命じられている場合は、その日数を停学期間に含めることができる。

(再審査請求)

第12条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新たな事実の発見、その他正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて再審査請求書（別紙様式第1号）を大学長等に提出することができる。

2 大学長等は、再審査の必要があると認めたときは、懲戒調査委員会に再審査を指示す

る。

3 大学長等は、再審査の要否を決定したときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。

4 前項の規定により、再審査を行う場合の手続きは、第9条の規定を準用する。

5 大学長等は、再審査による懲戒処分が第10条の懲戒処分と異なる内容となった場合は、懲戒処分内容の変更を当該学生に速やかに通知するとともに、学内に告示する。

(停学中の学生指導)

第13条 停学中における学生指導については、所属する学科の専任教員が行うものとする。

2 大学長等は、停学中の学生に反省をさせ、更正を促すために、専任教員又は専門家による面接指導を受けさせることができる。

(停学期間の短縮)

第14条 有期停学期間の半ばを経過した学生、または無期停学期間の3か月を経過した学生について、学部長等が反省をしていると判断したときは、学部長等は大学長等に対して書面をもって、停学期間の短縮を申し出ることができる。

2 大学長等は、前項の申し出に基づき、停学期間の短縮を決定することができる。

3 停学期間が短縮されたときは、直ちに当該学生及び保証人に文書で通知するとともに、学内に公示する。

(事務)

第15条 本規程に係る事務は、事務局キャンパスライフ支援課が行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、短期大学教授会及び大学運営委員会の意見を聴いて、短期大

学長と協議の上、大学長が行う。

(その他)

第17条 この規程に定めのない事項については、大学長等が判断するものとする。

4. 長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 東京成徳短期大学学則（以下「学則」という）第8条第3項に定める学生（以下「長期履修学生」という。）の取扱いに関しては、学則に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 本学に長期履修学生として入学することができる者は、次のいずれかの一に該当する者とする。

① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者および卒業見込の者

② 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者

③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

④ その他文部科学大臣の指定した者

(志願手続)

第3条 長期履修学生として本学に入学を希望する者の志願手続は、学則第15条による。

(選考手続及び入学許可)

第4条 学則第55条第1項により入学を志願する者があるときは、教授会において、学生の学習意欲、履修計画等を総合的に判断し、学長が入学を認めることができる。

(在学年数)

第5条 長期履修学生の在学年数は、3年以上6年を限度とする。

2 入学前にあらかじめ何年間で履修を完了するかの許可、決定を得るものとする。

(長期履修学生)

第6条 この規程において、長期履修学生として入学し、3年間で履修を完了する者を3年履修生、4年間で履修を完了する者を4年履修生、5年間で履修を完了する者を5年履修生、6年間で履修を完了する者を6年履修生という。

(登録単位数)

第7条 長期履修学生が登録できる1学期あたりの単位数は、学生の履修計画に基づき本学が定める。

(学費等)

第8条 学則第47条第1項、第48条第1項、第52条第1項および第2項の規定にかかわらず、長期履修学生の当該規定に対する学費及び納期は次のとおりとする。

学 費

① 入学料 100,000円

② 授業料

〔3年履修生〕年額700,000円（半期350,000円）

〔4年履修生〕年額530,000円（半期265,000円）

〔5年履修生〕年額430,000円（半期215,000円）

〔6年履修生〕年額370,000円（半期185,000円）

納 期

第1期 4月1日より4月30日まで

第2期 9月1日より10月10日まで

第9条 既納の納入金は、原則としてこれを返還しない。

(諸規則の準用)

第10条 学生生活要項、その他諸規則の内、学生に関する規程はこれを準用する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行なう。ただし、本規程第8条及び第9条に関しては、理事長が行なう。

2 この規程に定めるものの他、長期履修学生に関し必要な事項は、本学の学則を準用する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

5. 桐友会規約

第一章 総 則

第1条 本学東京成徳短期大学学生自治会を桐友会と称す。（以下本会とする）

第2条 本会は東京成徳短期大学学生の親和・修徳・研学をはかり、平和と民主主義を守り、あわせて本学園の向上発展に努めることを目的とする。

第3条 本会の所在地を「東京都北区十条台1-7-13」に置く。

第二章 会 員

第4条 本学に入学した者は入学の日より本会の会員となる。

第5条 会員は次の事項に該当した時会員の資格を失う。

(1) 卒業した時

(2) 退学した時

第6条 会員はつぎの権利を有する。

- (1) 公開の会に出席する権利
- (2) 議事録を見る権利
- (3) 選挙権と被選挙権
- (4) 役員をリコールする権利を認め、全会員の $\frac{1}{3}$ 以上をもって動議を認める。
- (5) 総会の開催を要求する権利は全会員の $\frac{1}{3}$ 以上をもって動議を認める。

第7条 会員は本規約を遵守し本会の決定に従う。

第三章 役員

第8条 本会につぎの役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	2名
会 計	2名
書 記	2名
渉 外	2名
会計監査	2名

第9条 以上の役員の所属する運営委員会を執行部とする。

第10条 会長は会務を総括し本会を代表する。また、執行委員会を総括し執行委員を代表し必要に応じて執行委員または全会員の中から議長を任命する権利を有する。

副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはこれを代行する。

第11条 執行委員の任期は、原則として1年とし、4月1日から翌年3月31日迄とする。

第12条 役員に欠員のできた時は10日以内に選挙を行い、その任期は前任者の残

存期間とする。

第四章 構 成

第13条 本会の構成は、本学学生を以って組織する。

第14条 本会は第一章第2条の目的達成のためつぎの機関をおく。

- 1. 総 会
- 1. 執 行 委 員 会
- 1. 中 央 委 員 会
- 1. 監 査 委 員 会
- 1. クラブ審議会
- 1. 選挙管理委員会

第15条 本会の会議は原則として公開とする。但し必要ある場合には非公開とすることができる。

第五章 総 会

第16条 総会は本会における学生の意志にもとづいて重要事項を審議決定する最高機関であり、本会員をもって構成する。

第17条 総会には定例総会と臨時総会を設ける。

定例総会は年2回、前期・後期各1回開く。

臨時総会はつぎの場合に会長がこれを招集する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 執行委員会の要求のあった場合
- (3) 全会員の $\frac{1}{3}$ 以上の連署による要求のあった場合

第18条 会長は定例総会開催の場合は7日前迄に日時・場所・議題を通達しなければならない。

第19条 総会は全会員の $\frac{1}{3}$ 以上の出席をもって成立する。

第20条 総会の議事は出席会員の $\frac{1}{3}$ 以上をもって可決する。

第21条 つぎの事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) 諸規約の制定及び改正の承認
- (3) 活動の方針
- (4) 予算・決算の承認

第六章 執行委員会

第22条 執行委員会は、総会・執行委員会・中央委員会・クラブ審議会の立案に基づいてそれを審議し総会に提出する。

第23条 執行委員会は、第三章第8条の人員によって組織する。

第24条 執行委員会は、議事録を作成保存しなければならない。

第25条 執行委員会は、本会の予算・決算を審議する。

第七章 中央委員会

第26条 中央委員会は、執行委員及びクラスの正副自治委員によって組織する。

第27条 中央委員会は、各クラスから提出された事項を協議し、執行の責任を負うものとする。

第八章 クラブ審議会

第28条 クラブ審議会は、各クラブ正副部長及び執行委員によって組織する。

第29条 クラブ審議会は、各クラブから提出された事項及び伝達事項並びにク

ラブの予算・決算を審議する。

第九章 監査委員会

第30条 監査委員会は、各クラスから選出された2名ずつの委員により組織される。

第31条 監査委員会は、本規約に基づいて本会の会計監査を行い、総会にその結果を報告する。

第十章 選挙管理委員会

第32条 選挙管理委員会は、随時設けられた選挙管理委員によって組織される。

第33条 選挙管理委員は、規約並びに細則に基づいて、選挙に関する全ての業務及び管理の責任を負う。

第十一章 付 則

第34条 本規約の他に細則をもうける。

第35条 本規約は、昭和42年4月1日から効力を発する。

6. 東京成徳短期大学学生規則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京成徳短期大学学則に基づき、本学の学生が学生生活を円滑に営むため必要な事項を定める。

第2章 学 生 証

(学生証)

第2条 学生は、本学が交付する学生証を常に携帯するとともに、本学関係者の請求があったときは、直ちに呈示しなければならない。

(入構不許可)

第3条 学生証を携帯しない学生は本学施設から退去を命ぜられることがある。

(貸与等の禁止)

第4条 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(紛失等)

第5条 学生証を紛失し、若しくは汚損し、又は学生証が使用不能となったときは、直ちにその旨を届け出るとともに再交付を願い出なければならない。

2 前項に規定する学生証の紛失、汚損等の届出及び再交付の願出は、所定の様式に定める学生証紛失届兼再交付願によって行う。

(返還)

第6条 学生は、卒業又はその他学生の身分を失ったときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

第3章 欠 席

(欠席)

第7条 学生は、疾病その他の理由により欠席しようとするときは、所定の欠席届を提出しなければならない。

2 やむを得ない事情により事前に欠席届を提出することができないときは、事後速やかに提出しなければならない。

3 欠席が7日以上にわたる場合は、医師の診断書又は本学が指示する書類を添付して提出しなければならない。

第4章 健康診断等

(健康診断等)

第8条 学生は、本学が定期又は臨時に実施する健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果に基づいて本学が行う指示に従わなければならない。

第5章 在学保証人

(在学保証人)

第9条 本学学生となる者は入学手続き時に、所定の様式により在学保証人を届け出なければならない。

2 在学保証人は、学生が誓約書を遵守することを保証するものとする。

(在学保証人の要件等)

第10条 在学保証人は、原則として学生の主たる家計支持者とする。また、在学保証人が日本国外に在住する者である場合は、次条に定める連絡先人を届け出るものとする。

2 在学保証人は、学生が死亡し、又は行方不明となったときは、速やかに所定の死亡・行方不明届を提出するものとする。

(連絡先人の要件等)

第10条の2 連絡先人は、緊急時に大学から連絡ができる成年者で、日本国内に在住する者とする。

2 学生が独立して生計を営んでいる社会人学生は、在学保証人に代え連絡先人を届け出るものとする。

(在学保証人等の変更)

第11条 学生は、在学保証人等を変更する必要が生じたとき及び在学保証人の住所・連絡先等に変更があったときは、在学保証人等変更届を提出しなければならない。

第6章 学生の団体

(設立)

第12条 学生が、本学の学生を構成員とする団体（以下「団体」という。）を組織しよう

とるときは、本学の専任の教員のうちから顧問教員を定め、学長の許可を受けなければならない。

- 2 団体組織の許可を得ようとするときは、所定の様式に定めるクラブ・団体結成願を提出しなければならない。

(目的変更)

第13条 団体が前条第2項に規定するクラブ・団体結成願に記載した目的を変更しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

- 2 目的を変更しようとするときは、所定の様式に定めるクラブ・団体目的変更願を提出しなければならない。

(解散命令)

第14条 学長は、団体の行為が本学の目的に著しく反し、若しくは本学の教育研究活動を妨げ、又は次条に規定する活動停止命令に反したときは、当該団体に対し解散を命ずることができる。

(活動停止)

第15条 学長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体の活動停止を命ずることができる。

- (1) 学則その他本学の規則に反する行為を行ったとき
- (2) 団体において、又は団体の活動中に事故が発生するなど、団体の運営が不適切と認められるとき
- (3) 団体が不祥事に関係し、又は団体の構成員が不祥事に関係し、その団体と密接に関連すると認められるとき

(年次活動計画)

第16条 団体は、年度の初めに年次活動計画を作成し、学長に届け出なければならない。

- 2 団体は6月10日（休日の場合は翌日）までに名簿（5月末現在）を添付の上、所定の様式に定めるクラブ・団体活動年次計画届を学長へ提出しなければならない。なお、届け出がないときは、当該団体は解散したものとみなす。

(学外団体への加入)

第17条 団体が、学外の法人その他の組織（以下「学外団体」という。）に加入しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

- 2 団体が学外団体加入の許可を得ようとするときは、所定の様式に定める学外団体加入願を提出しなければならない。

(学外指導者の招請)

第18条 団体が、学外から指導者又は講師を招請するときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

- 2 学外から指導者又は講師を招請する許可を得ようとするときは、所定の様式に定める外部指導者依頼承認願を提出しなければならない。

(学外活動)

第19条 団体が、学外において活動するときは、学長に届け出なければならない。

- 2 団体が学外において活動しようとするときは、3日前までに参加者名簿を添付の上、所定の様式に定める学外活動届を提出しなければならない。

(学外合宿)

第20条 団体が、学外において宿泊を伴う活動をするときには、学長に届け出なければならない。

- 2 団体が学外において宿泊を伴う活動をしようとするときは、7日前までに参加者名簿を

添付の上、所定の様式に定める学外合宿届を提出しなければならない。

第7章 集 会

(集会)

第21条 学生又は団体が、集会を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め学長の許可を受けなければならない。

2 集会開催の許可を得ようとするときは、次の各号に規定する期日までに所定の様式に定める集会開催許可願を提出しなければならない。

- (1) 本学学生のみが参加する集会の場合、開催しようとする日の3日前（休日を含まない。以下同じ。）
- (2) 学外の者が参加する集会の場合、開催しようとする日の15日前

(解散命令)

第22条 学長は、集会が学則その他本学の規則に反し、若しくは開催許可の条件に反し、又は教育研究に支障を生じ、若しくはそのおそれがあると認めるときは、集会の解散を命ずることができる。

(報告)

第23条 集会の責任者は、集会の状況等について学長から報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。

第8章 掲 示

(許可)

第24条 学生又は団体が、学内において、又は本学の施設を利用して文書又は図画（写真、ポスター及びステッカーを含む。以下「文書等」という。）を掲示しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 掲示の許可を得ようとするときは、所定の様式に定める掲示許可願に掲示しようとする文書等を添えて提出しなければならない。

3 第1項の規定によって学長の許可を得た文書等には、掲示承認印を押印する。

(責任者の表示)

第25条 文書等には、文書等を掲示しようとする者が学生であるときは、その者の学籍番号及び氏名を、団体であるときは、その団体の名称及び氏名を表示しなければならない。

(掲示の条件)

第26条 掲示しようとする文書等が次の各号のいずれかに該当するときは、掲示を許可しない。

- (1) 特定の個人又は団体等を誹謗し、又は名誉を傷つけると認められるもの
- (2) 虚偽の事実を記載したと認められるもの
- (3) 内容、表示が品位を欠くと認められるもの
- (4) 形状、大きさ又は掲示の方法が通行を阻害する等他人に迷惑を及ぼし、又は建物施設等の管理若しくは教育研究に支障を生ずるおそれがあると認められるもの

(掲示の期間)

第27条 文書等の掲示期間は、1週間とする。ただし、特に許可を得たときは、その期間とする。

(撤去命令)

第28条 学長は、文書等が次の各号のいずれかに該当するときは、文書等の撤去を命ずることができる。

- (1) 掲示期間を経過し、又は掲示場所、内容等が掲示許可願に記載された内容と相違するとき

(2) 掲示の方法等が不適當であって他人に迷惑を及ぼし、又は危害を加えるおそれがあるとき

(3) 建物施設等の管理若しくは教育研究に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき

第29条 学長は、文書等が次の各号のいずれかに該当するときは、関係職員に命じ文書等を撤去させることができる。

(1) 第24条に規定する許可を受けずに文書等を掲示したとき

(2) 掲示期間を経過し、又は明らかに掲示する必要がなくなったと認められるとき

(3) 前条に該当する場合で緊急を要すると認めるとき

第9章 配布、販売、署名および募金

(許可)

第30条 学生又は団体が、学内において物品（ビラ等を含む。以下同じ。）を配布し、販売し、署名を求め、又は募金（以下「配布行為等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ責任者を定め、学長の許可を受けなければならない。

2 配布行為等の許可を得ようとするときは、所定の様式に定める配布行為等許可願を提出しなければならない。

(中止)

第31条 学長は、配布行為等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止を命ずることができる。

(1) 配布行為等が配布行為等許可願に記載された内容と相違するとき

(2) 他人に強要し、若しくは迷惑を及ぼし、又は欺罔にわたる行為があると認められるとき

(報告)

第32条 配布行為等の責任者は、配布行為等の状況について学長から報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。

第10章 施設、設備使用

(許可)

第33条 学生又は団体が、本学の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を使用しようとするときは、別に定めるものを除き、学長の許可を受けなければならない。

2 施設等の使用許可を得ようとするときは、所定の様式に定める施設等使用許可願を施設等を使用しようとする4日前までに提出しなければならない。

(使用中止命令)

第34条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設等の使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用許可期間を経過し、又は使用の目的内容が施設等使用許可願に記載された内容と相違するとき

(2) 教育研究のため使用する必要が生じたとき

(3) 教育研究に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき

(4) 施設等の維持管理に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき

(返還)

第35条 施設等を使用した者が施設等を返還するときは、原状に復して返還しなければならない。

第11章 損害賠償

(損害賠償)

第36条 学生又は団体が故意又は過失に基づく行為により施設等を汚損、損傷又は滅失させたときは、損害賠償の責を負わなければならない。

第12章 その他

(細則)

第37条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

2 この規則の解釈に疑義があるときは、学長がこれを決定する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、2020年9月1日から適用する。

2 改正後の第9条から第11条の規定は、2021年度入学者から適用し、2021年3月31日に在学する者は、なお従前の例による。

7. 東京成徳大学・東京成徳短期大学 危機管理規程

(目的)

第1条 この規程は、東京成徳大学・東京成徳短期大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の教職員及び学生等の安全確保を図ると

もに、本学の社会的な責務を果たすことを目的とする。

2 本学の危機管理については、法令等及び本学の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危機：火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生、情報漏洩、重大なコンプライアンス違反、その他の重大な事件又は事故により、教職員、学生等の生命若しくは身体又は本学の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。

(2) 危機管理：想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。

(3) 学内組織等：本学に設置する各学部、研究科、幼児教育科及び事務局をいう。

(4) 学内組織等の長：前号に規定する学内組織等の長をいう。

(学長等の責務)

第3条 東京成徳大学学長（以下「大学長」という。）は、本学における危機管理を統括する責任者であり、東京成徳短期大学学長（以下「短期大学長」という。）と協力して、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 短期大学長は、大学長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 学内組織等の長は、当該学内組織等における危機管理の責任者であり、別表1に定める危機管理体制と連携を図りつつ、当該学内組織等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 教職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理を意識しなければならない。
- 5 学生等は、本学の危機管理をよく理解し、大学長の指示に従わなければならない。
(大学長の代理者)

第4条 明らかに短期大学のみで完結する事件・事故の場合及び大学長が出張等により不在の場合は、別表2に定める者が、前条第1項に規定する業務を代理する。
(大学長の危機管理業務)

第5条 大学長は、本学における危機管理に係る次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 情報の収集及び分析並びに対応策の検討に関すること。
- (2) 緊急時の組織体制及び活動内容の決定に関すること。
- (3) 緊急時の情報伝達方法の整備に関すること。
- (4) 危機管理マニュアル等の作成、見直し及び周知に関すること。
- (5) 教職員及び学生等に対する適切な情報提供に関すること。
- (6) 教職員及び学生等の危機管理意識の涵養を図る研修会及び訓練の実施に関すること。
- (7) その他危機管理に係る必要な事項の実施に関すること。

(危機管理委員会)

第6条 大学長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、東京成徳大学・東京成徳短期大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(危機に関する通報等)

第7条 教職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがあることを発見した場合、教職員は直接、学生等は身近な教職員を通じて、学内組織等の長に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた学内組織等の長は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。
(危機対策本部の設置)

第8条 大学長は、危機が発生し又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部は、原則として事務局に設置するものとし、事務局に置くことができない場合は、状況に応じて他の学園内組織等に設置するものとする。
- 3 対策本部の構成等は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は、大学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - (2) 副本部長は、短期大学長又は本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
 - (3) 本部員は、学内組織等の長をもって充てるものとする。
 - (4) 本部長は、必要に応じて本部員を加えることができる。

4 対策本部の事務は、総務課が主管し、事務局長が事務局から関係する者を指名し、参画させる。

5 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、大学長があらかじめ定めるとともに、教職員に周知しておくものとする。

6 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

(危機対策本部の権限)

第9条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

2 教職員及び学生は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、本部長の判断で、その事案処理に当たり、緊急性の高い案件に関しては東京成徳学園、東京成徳大学及び東京成徳短期大学の規程等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に理事会等に報告しなければならない。

(危機対策本部の業務)

第10条 対策本部の業務は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 危機に係る情報の収集及び分析に関すること。

(2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。

(3) 危機に係る教職員及び学生等への情報提供に関すること。

(4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 危機に係る報道機関への情報提供に関すること。

(6) 学園本部や学園内他組織の危機対策本部との連携に関すること。

(7) その他危機への対応について必要な事項に関すること。

(雑則)

第11条 この規程に定めるものの他、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学等の各教授会等の意見を聴いて、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別表1（第3条3項関連） 危機管理体制（標準）

レベル	学内組織・委員会等	全体
1	事後確認又は学内組織内の緊急連絡網等による対応	関係省庁、学園本部等の要請に応じ必要により総務課が学内組織に確認、報告
2	学内組織・委員会等で対応の上、大学長に報告し指示を受ける	発生学内組織または総務課が、大学長に報告し指示を受ける
3	同上。状況により危機対策本部の設置を学内組織または委員会が具申	同上。状況により危機対策本部の設置を学内組織、委員会または総務課が具申
4	危機対策本部設置（緊急時対応体制）	

危機状況区分

リスク	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
地震	北区において震度 4 以下 負傷者もなく、施設、設備にも大きな被害がない	北区において震度 5 弱又は 5 強 負傷者が出たが軽傷 施設、設備に被害が出たものの拡大の恐れがない	レベル 4 に達しないが、被害が総合的に甚大	北区において震度 6 弱以上 重傷以上の被害者発生 施設、設備への被害が発生し、拡大の恐れがあり
災害関係（火災・風水害等）	負傷者もなく施設、設備にも大きな被害がない 授業のあるなしの照会程度	負傷者が出たが軽傷 施設、設備に被害が出たが拡大の恐れがない 学生・保護者・学外者から電話、メール等による被害についての照会あり	レベル 4 に達しないが、被害が総合的に甚大	重傷以上の被害者発生 学生・保護者・学外者から電話、メール等による被害についての照会多数 報道機関等から当該災害への照会又は取材申込み
事故関係（交通事故・事故災害等）	負傷者なし又は軽微	多数の負傷者が出たが軽傷	当該危機レベル 2 が複数学内組織にまたがる場合 または報道機関等から当該災害への照会又は取材申込み	重傷以上の被害者発生 学生・保護者・学外者から電話、メール等による被害についての照会多数 報道機関等から当該災害への照会又は取材申込み多数
犯罪関係（盗難・破損・犯罪等）	警察への届出で完了するもの	警察への届出だけで完了するが、学生・保護者・学外者から電話、メール等による事案についての照会あり	当該危機レベル 2 が複数学内組織にまたがる場合 または報道機関等から当該事件への照会又は取材申込み	被害が甚大で社会的反響が大きいと予測される場合。 報道機関等から当該災害への照会又は取材申込み多数

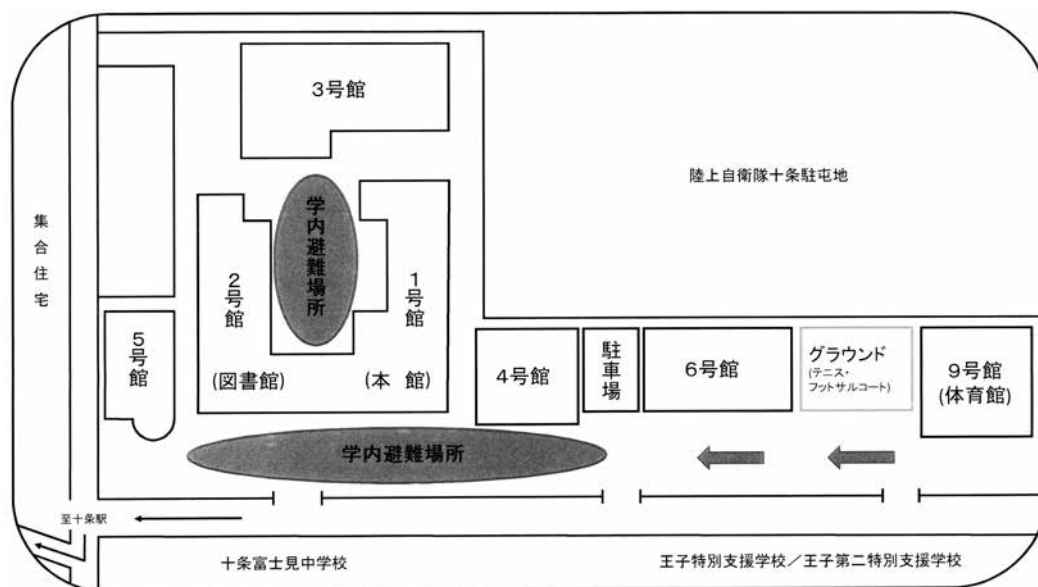
別表2（第4条関連）

明らかに短期大学のみで完結する事件・事故の場合及び大学長が不在の場合に代理を行う者

順位	明らかに短期大学のみで完結する事件・事故の場合	その他の場合
1	東京成徳短期大学学長	東京成徳短期大学学長
2	事務局長	副学長
3	幼児教育科長	事務局長
4	幼児教育科 主任	子ども学部長

8. 学内配置図及び災害時避難経路

(1) 学内避難場所



① 1号館（本館）

短大及び大学の中核機能として、1Fには事務局（総務課、教務課、学修支援課、施設課）、保健室、学生相談室、カフェテリア等があります。また、2F～6Fには、ゼミ室、マルチメディア教室、多目的ホールと、教員の研究活動の拠点として研究室等があります。

② 2号館（図書館）

学内情報の拠点として図書館、ラーニング・コモンズ、アクティブラーニングルーム、メディアライブラリ等があります。

③ 3号館

楷の木ホール、保育実習室、小児栄養実習室、スタジオ（音楽室）、ピアノ練習室、アトリエ、ファッションビジネス実習室、教室、売店、研究室等があります。

④ 4号館

大・中・小の教室、パソコン講義室並びに事務局（キャンパスライフ支援課、キャリア支援課、入試広報課）、研究室等があります。

⑤ 5号館

院生研究室、プレイルーム、心理・教育相談センター、教室、クラブ・サークルの部室等があります。

⑥ 6号館

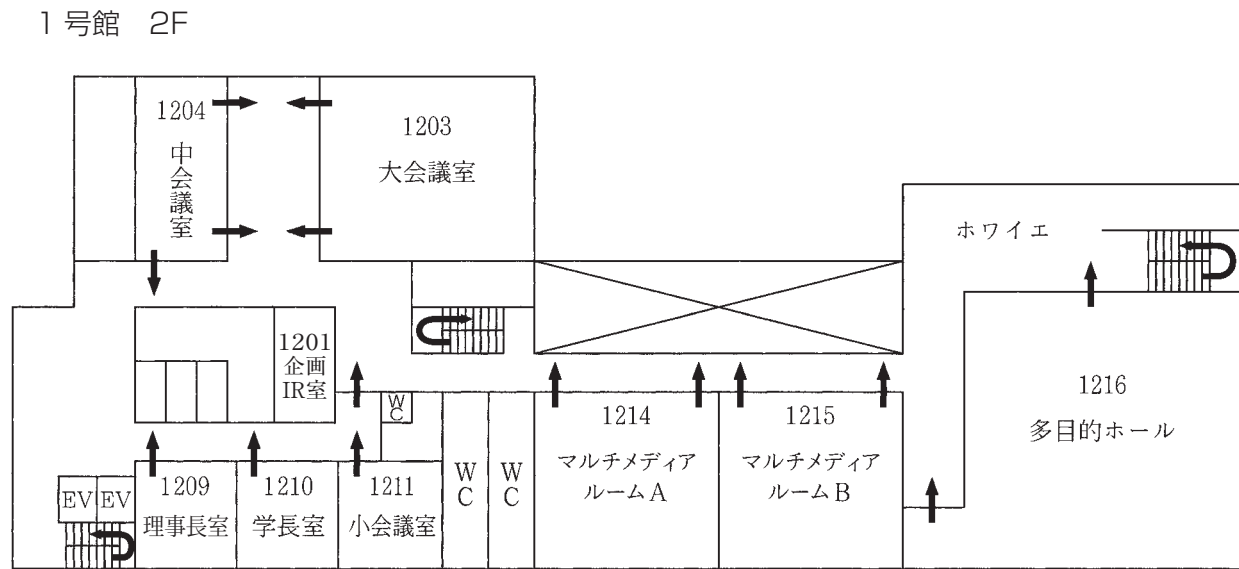
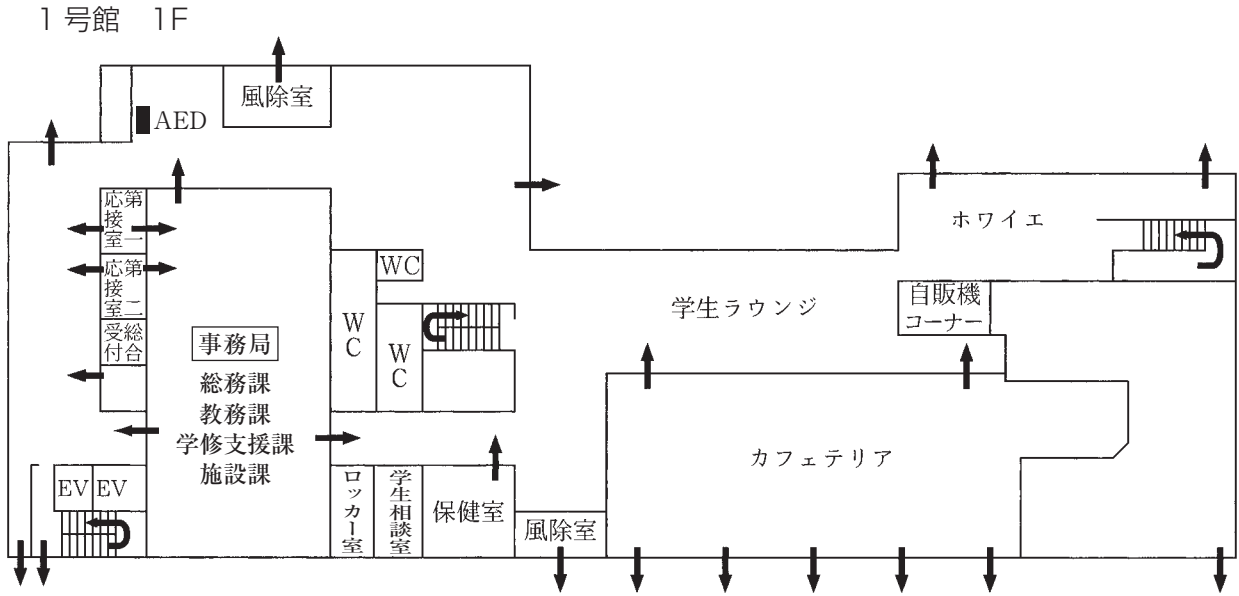
グローバルラウンジ、大・小の教室、ゼミ室、研究室等があります。

⑦ 9号館（体育館）

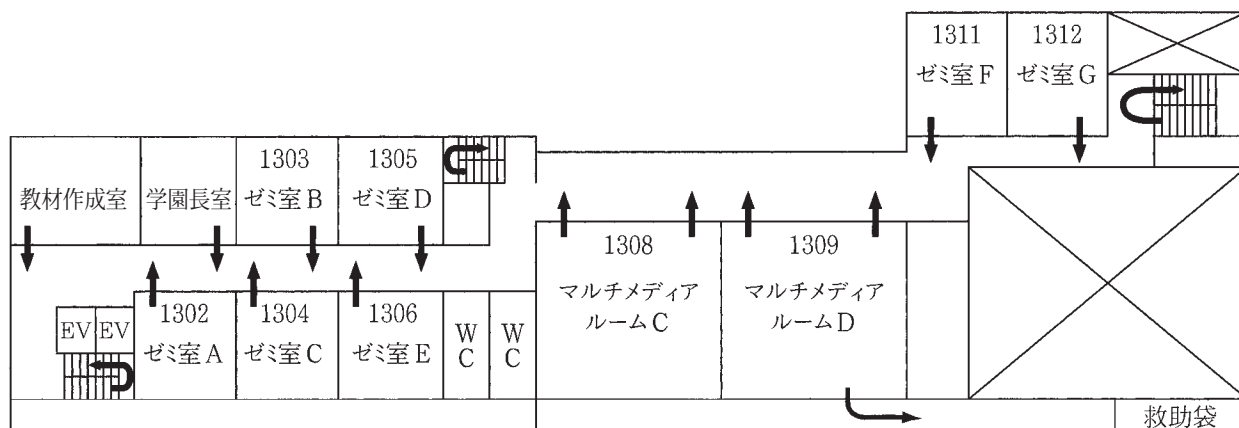
アリーナ、ダンススタジオ、レクチャールーム等があります。

(2) 校内避難経路

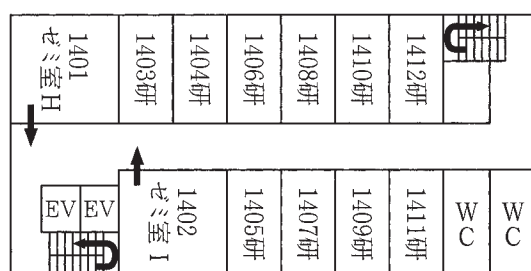
1 号館



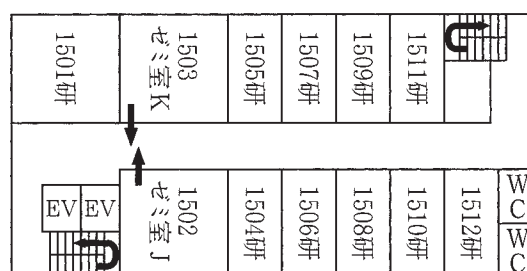
1 号館 3F



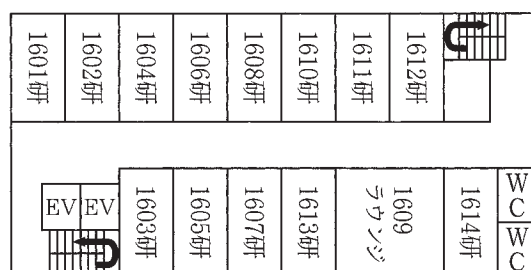
1 号館 4F



1 号館 5F

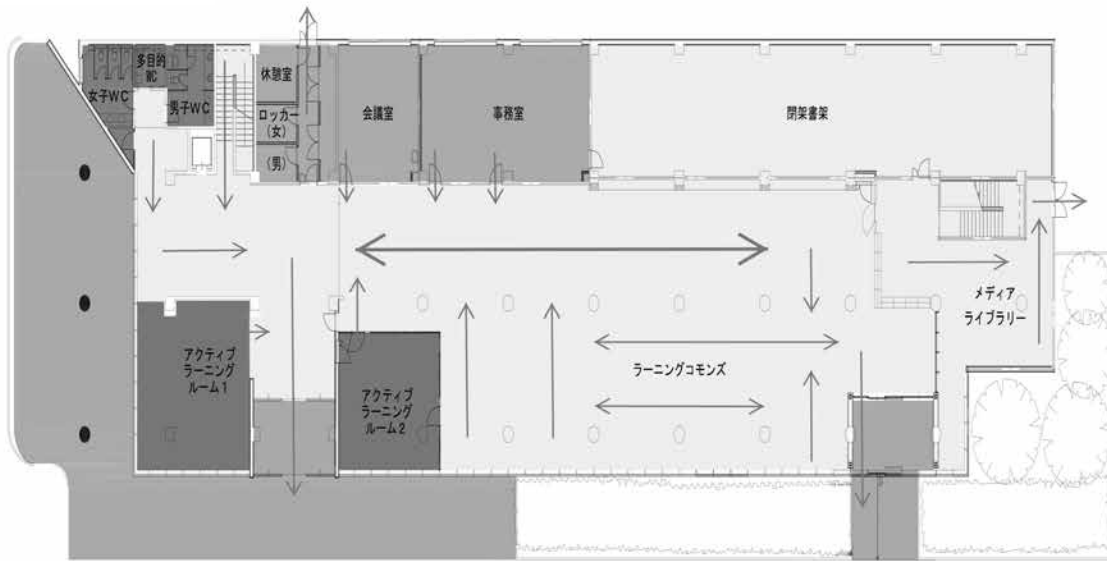


1 号館 6F

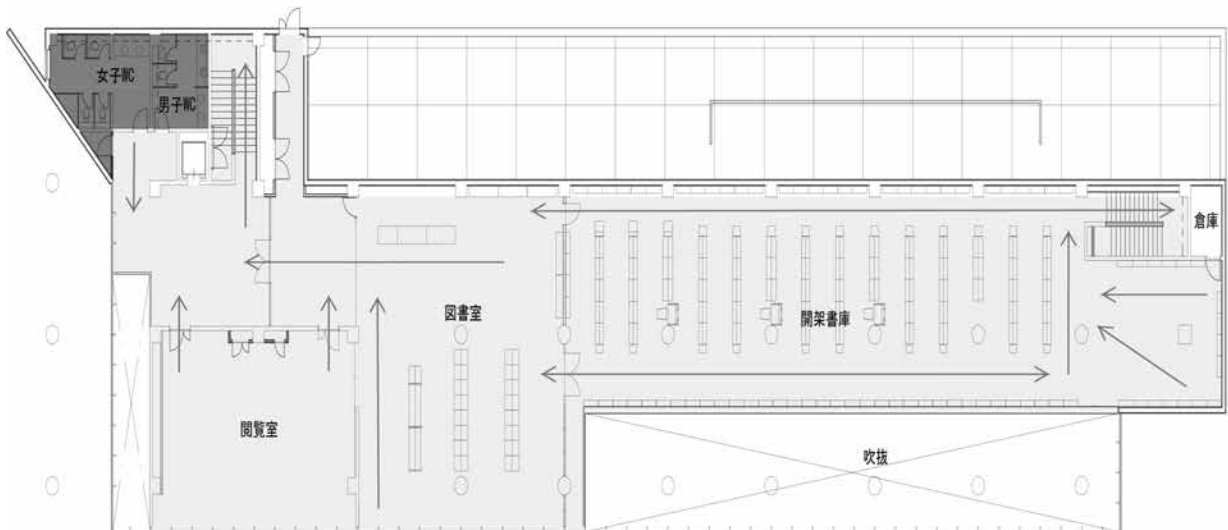


2号館

2号館 1F

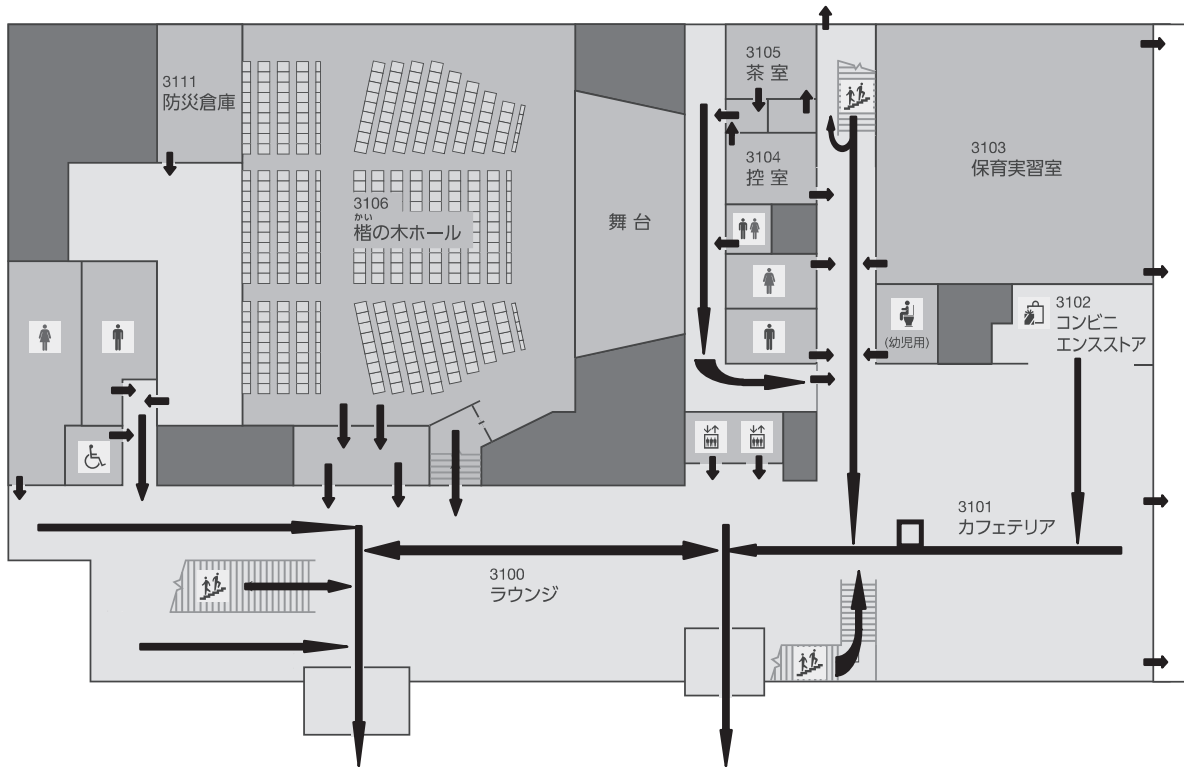


2号館 2F

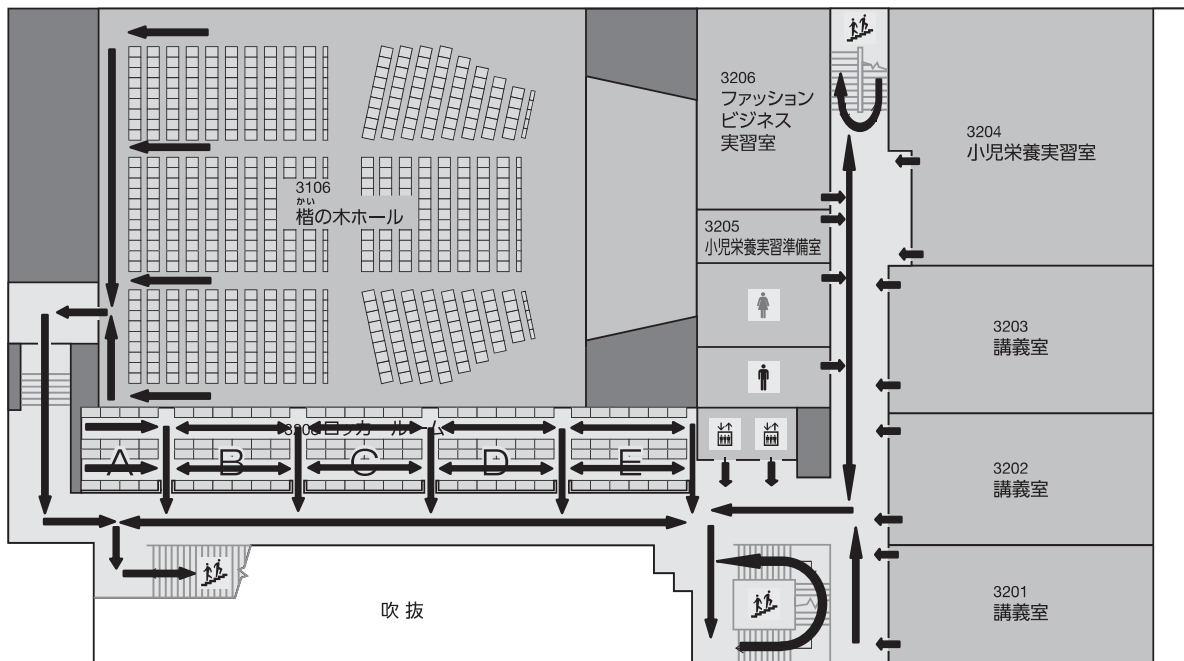


3号館

3号館 1F

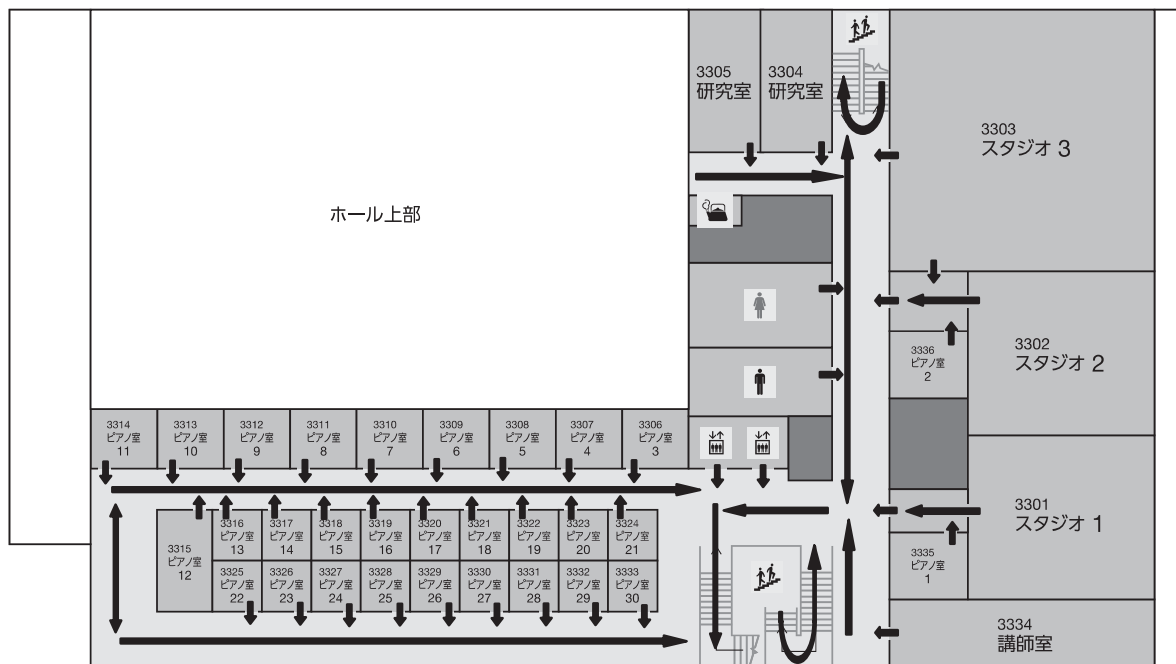


3号館 2F

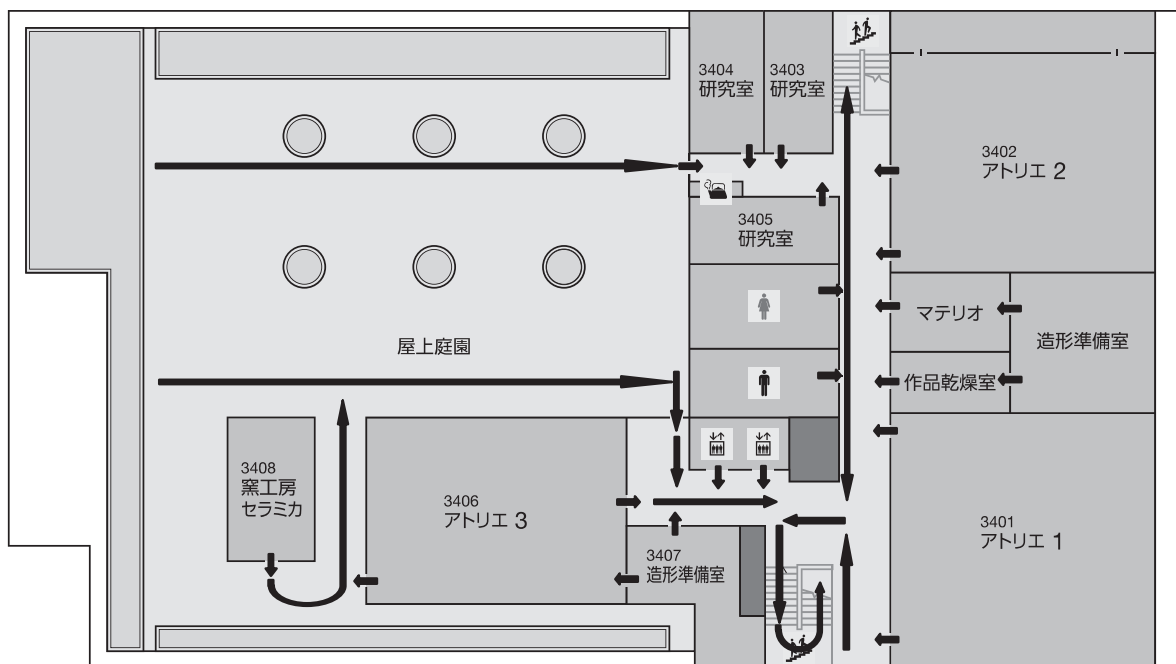


3号館

3号館 3F

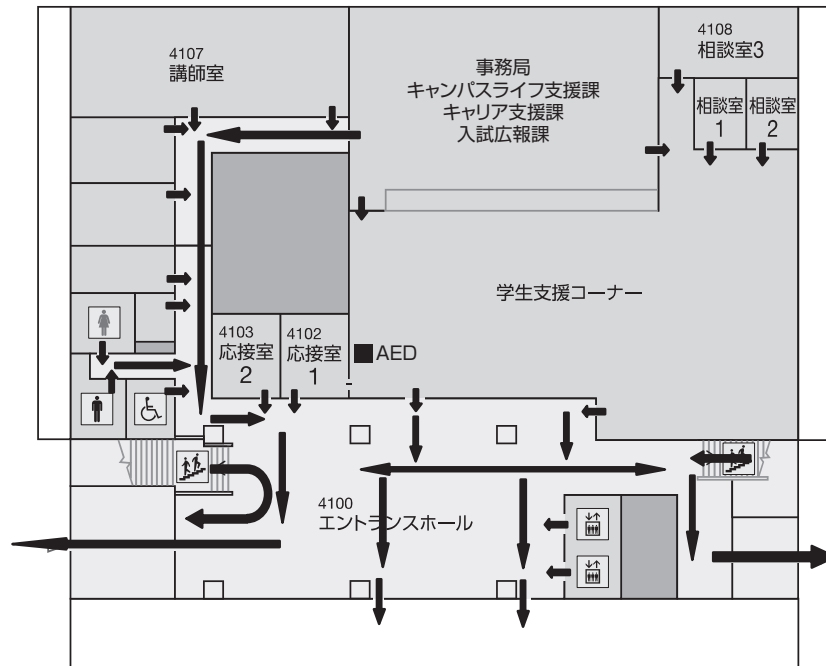


3号館 4F

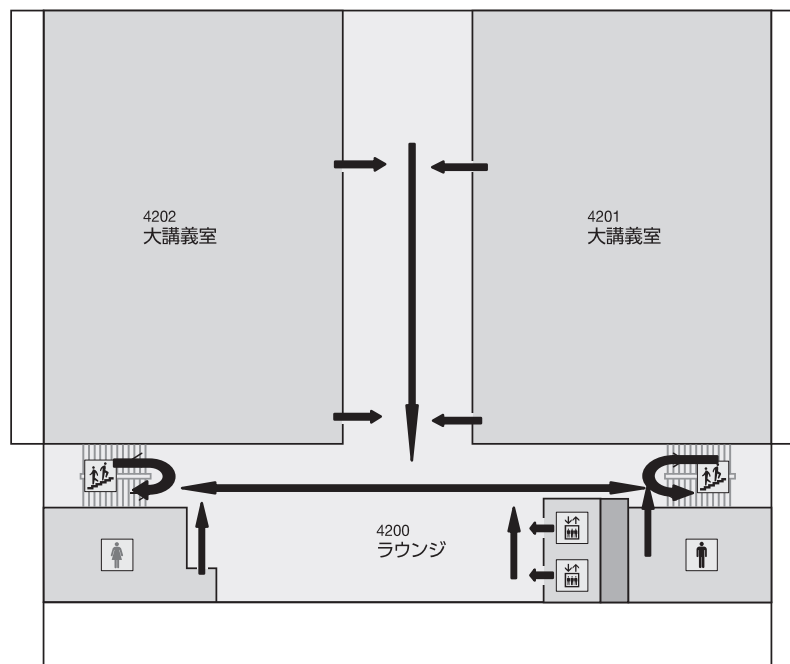


4号館

4号館 1F

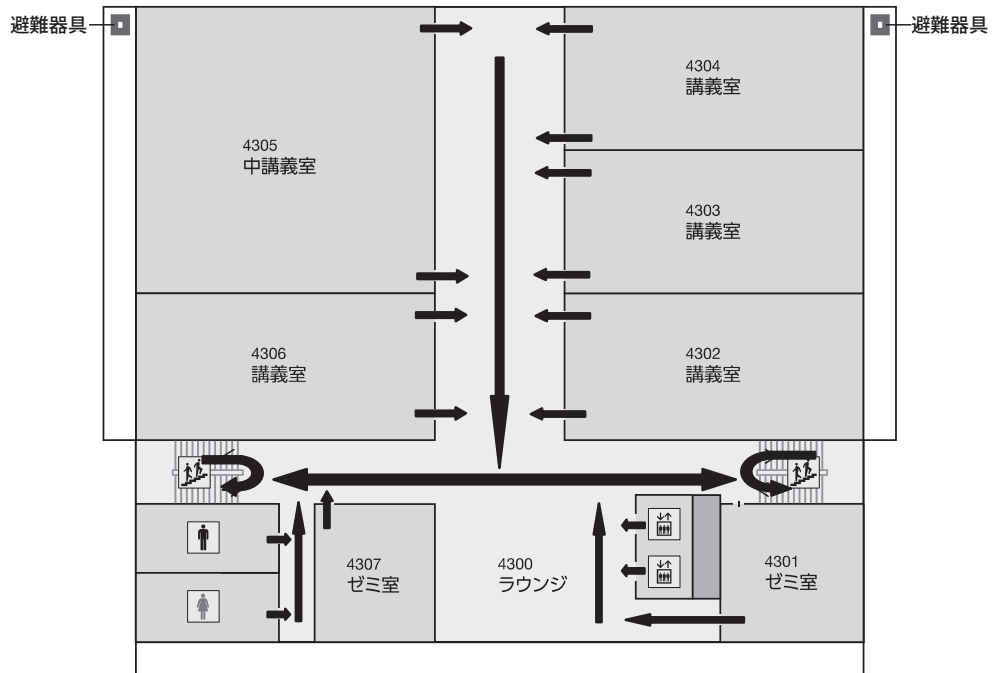


4号館 2F

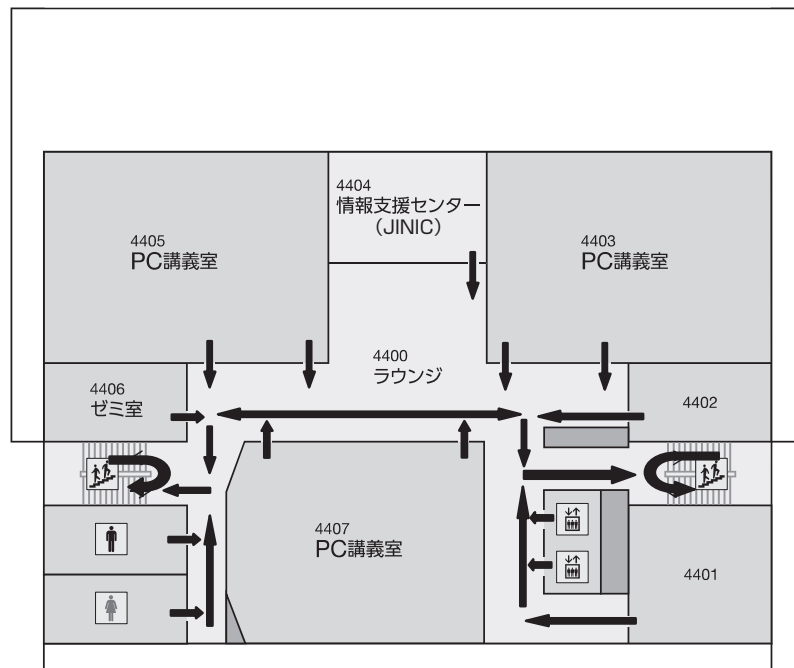


4号館

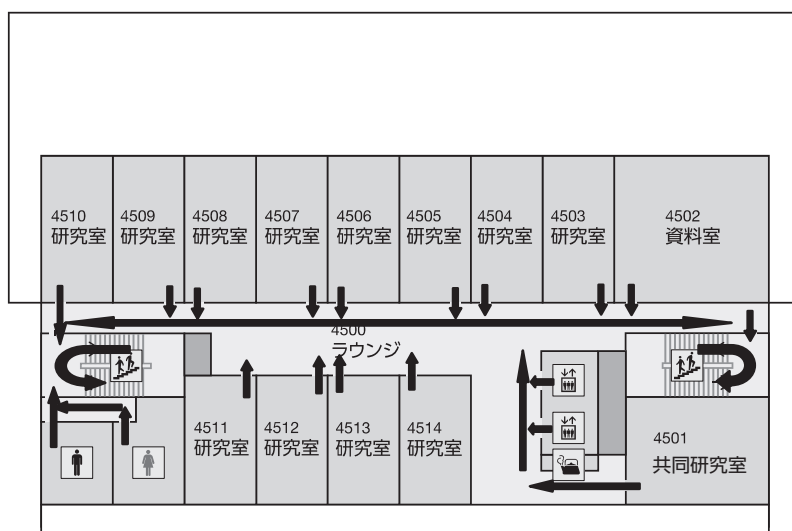
4号館 3F



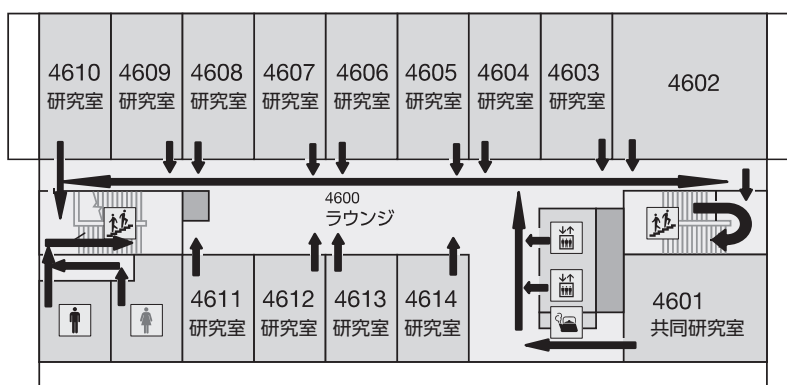
4号館 4F



4号館 5F

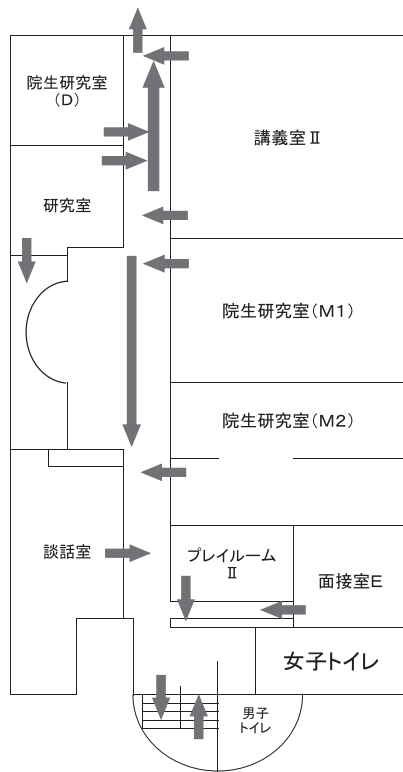


4号館 6F

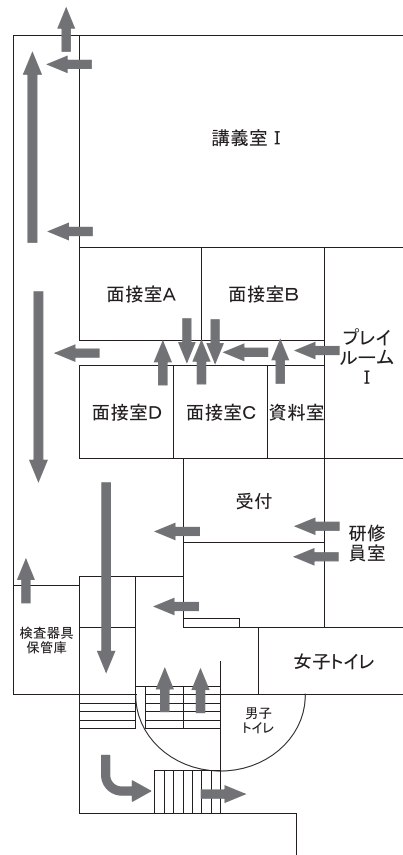


5号館

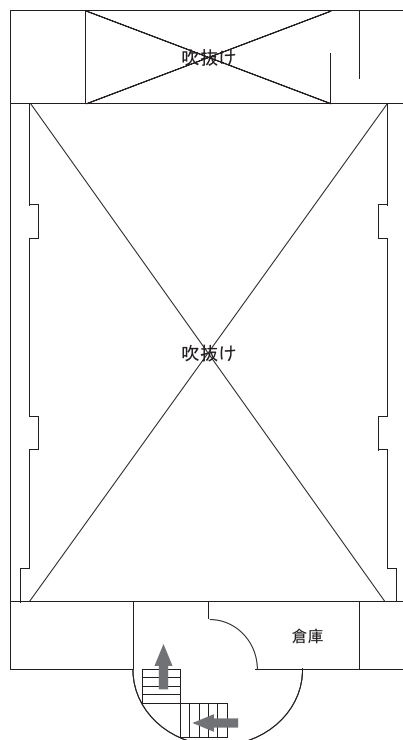
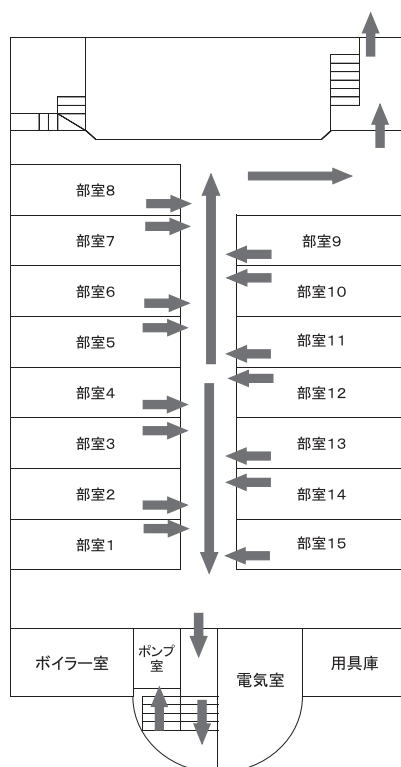
2F



1F

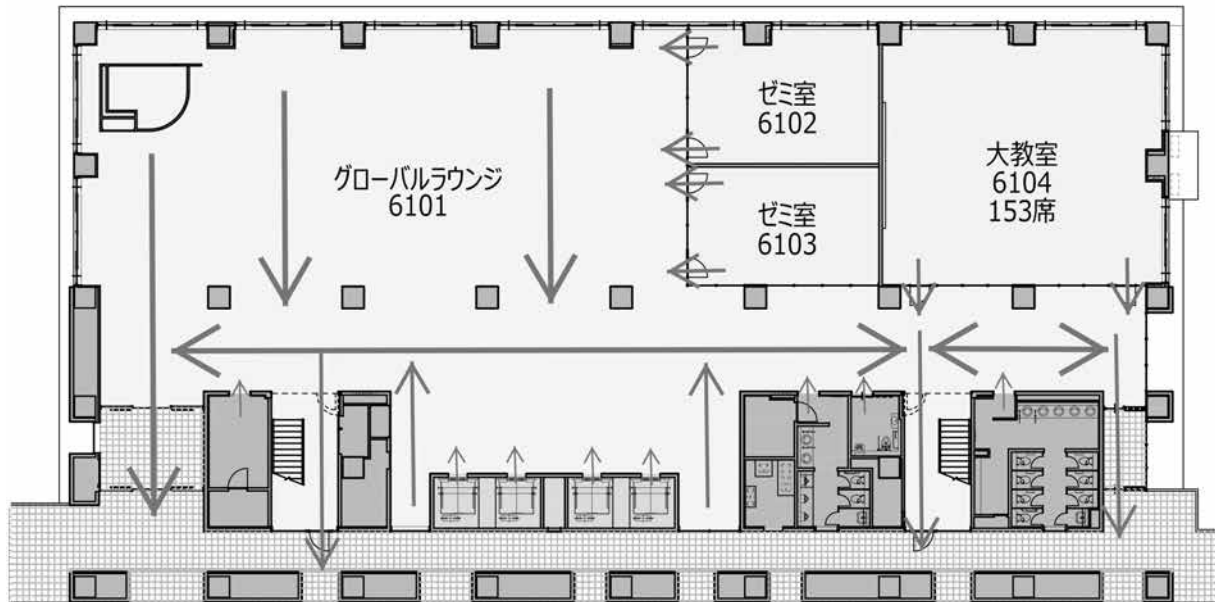


BF

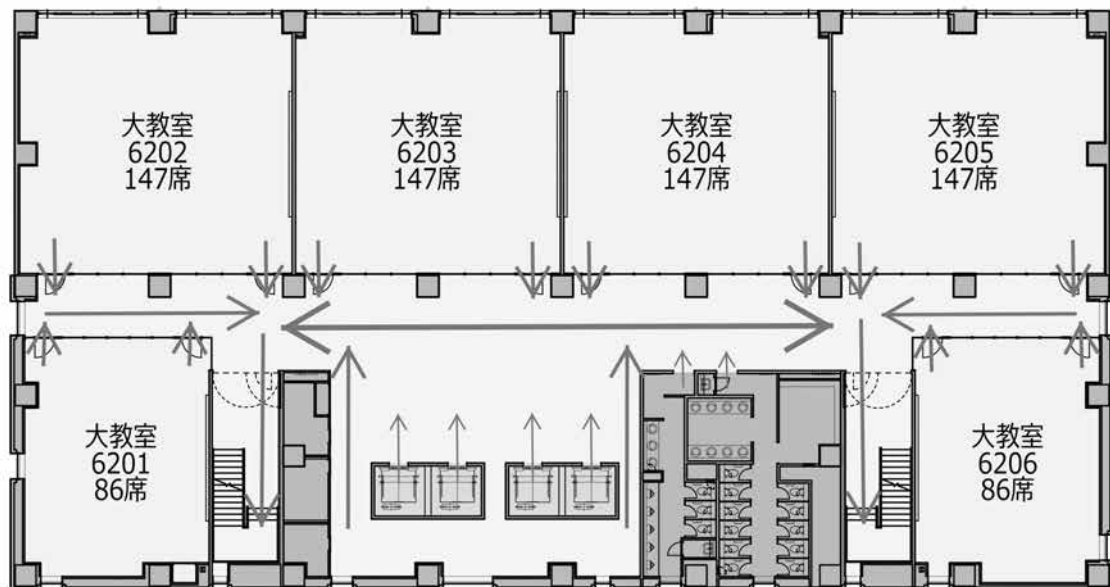


6号館

6号館 1F

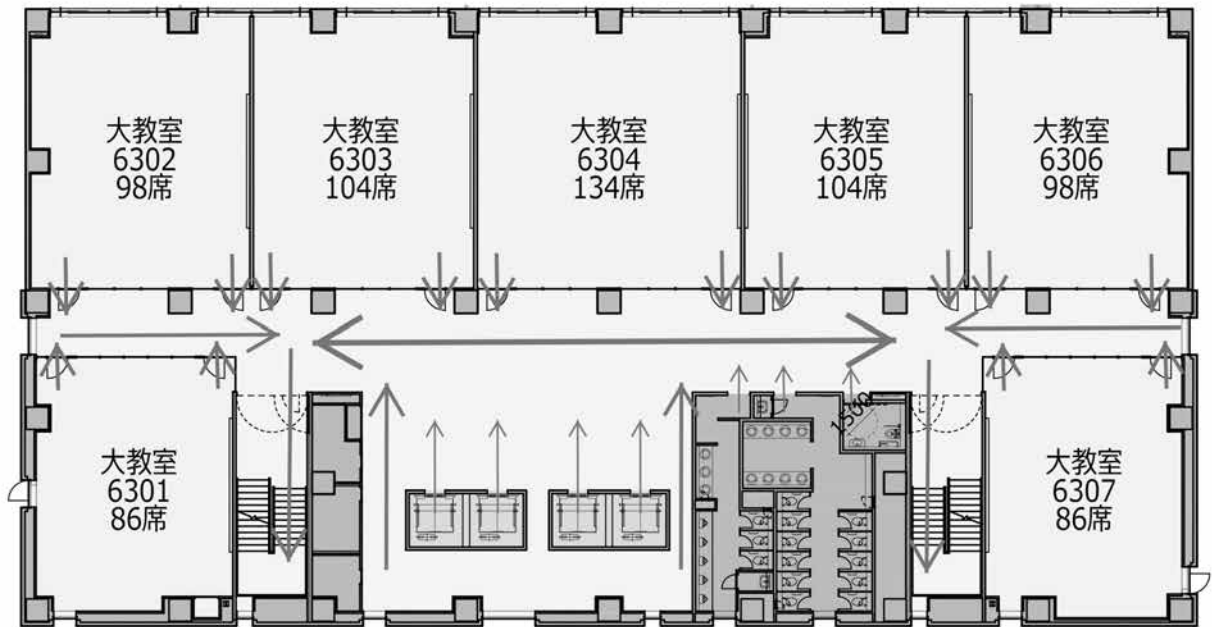


6号館 2F

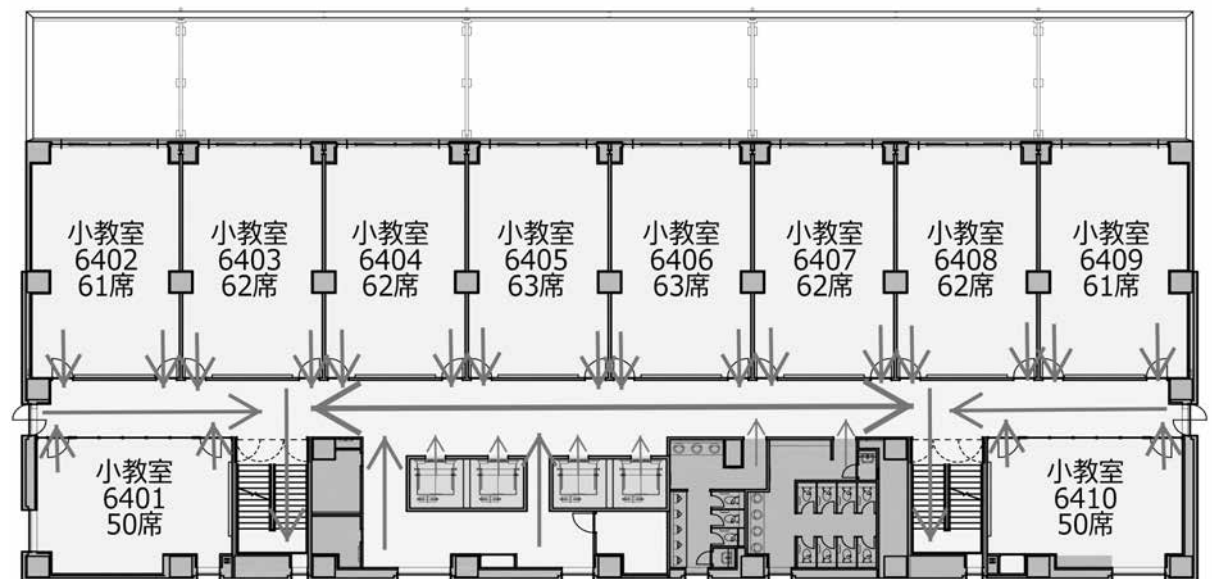


6号館

6号館 3F

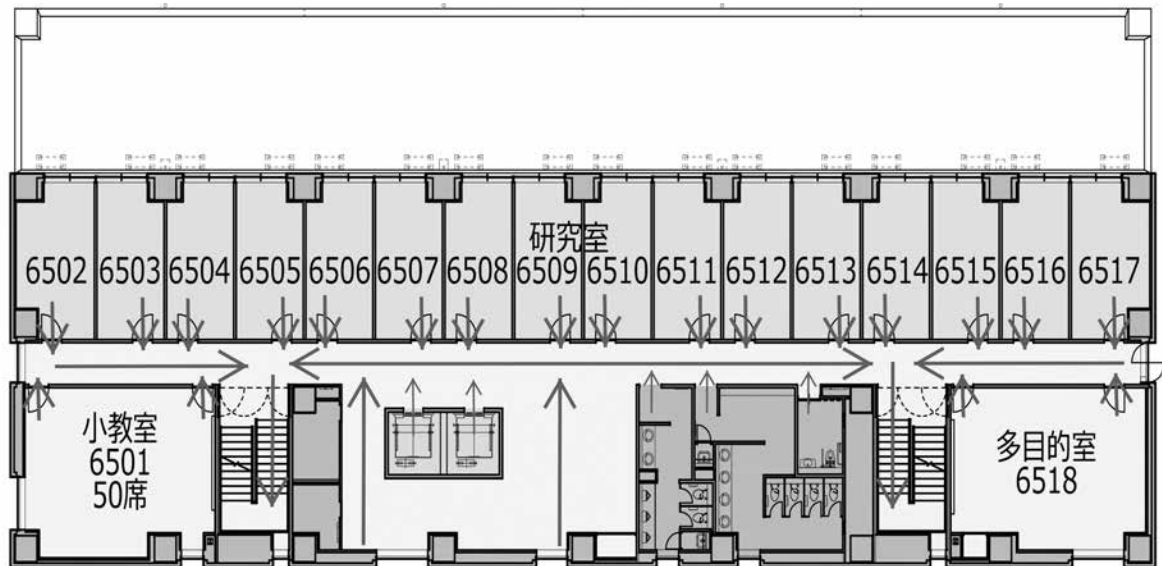


6号館 4F

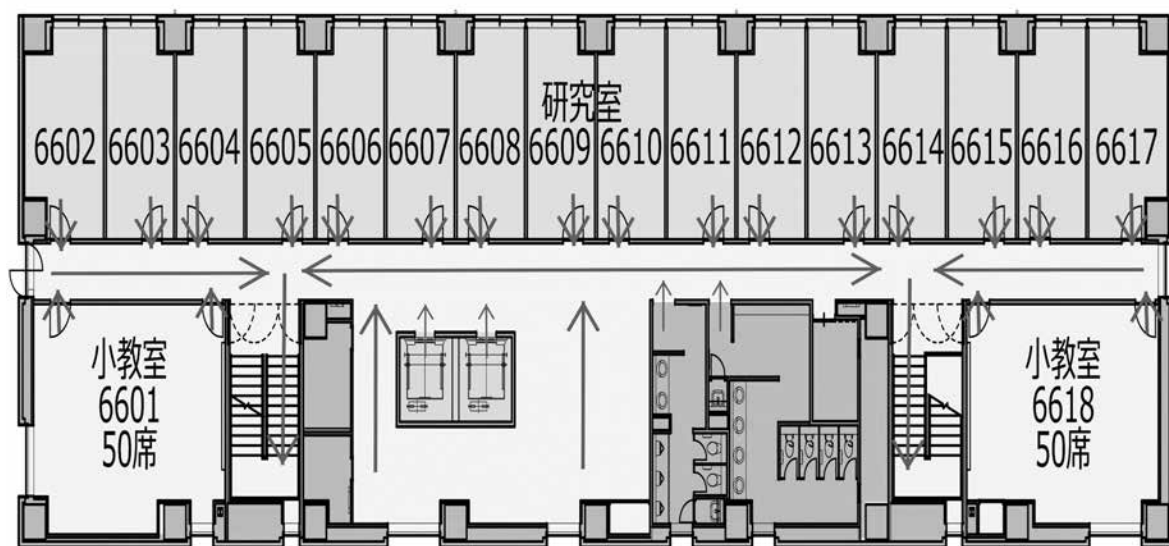


6号館

6号館 5F

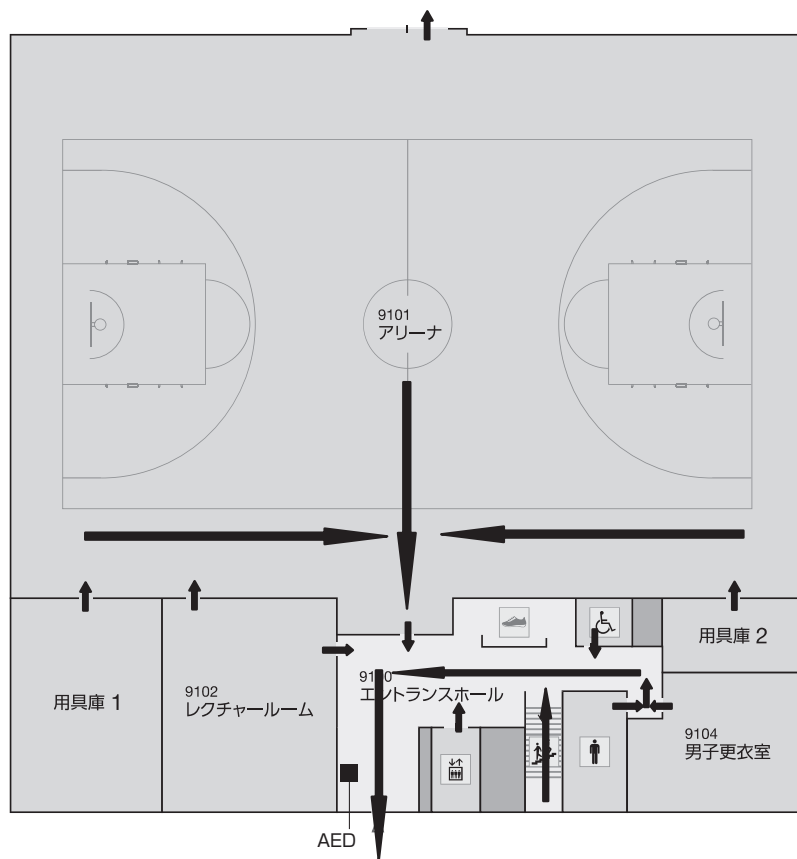


6号館 6F

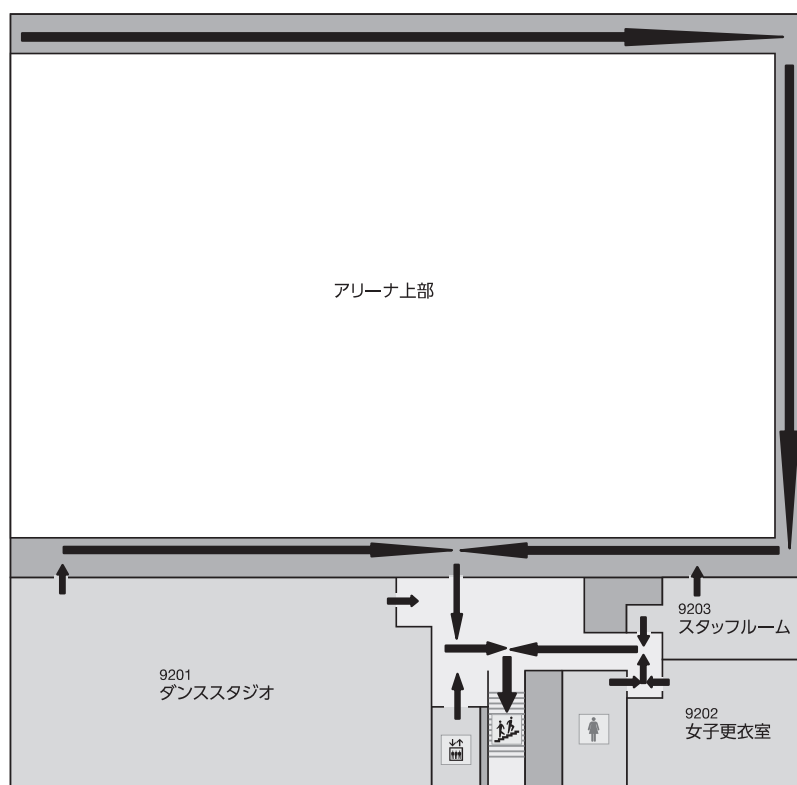


9号館（体育館）

9号館 1F



9号館 2F



災害発生（地震、火災）時の行動と備え

地震が発生したら

- ①グラツときたら戸を開けて、出口を確保すること。
- ②慌てて外に飛び出さないこと。
- ③机・テーブルの下に身を隠すこと。
- ④避難する前に通報（放送）を確認すること。
- ⑤我が身の安全、友の安全、互いに声を掛け合うこと。（エレベーターは使用しない）
- ⑥室内のガラスの破片に気をつけること。
- ⑦門や塀には近寄らないこと。
- ⑧垂れた電線には触れないこと。
- ⑨お互いに協力し合って応急救護すること。
- ⑩正しい情報をつかむこと。

火災が発生したら

- ①通報（放送）で出火場所の確認をすること。
- ②落ち着いて行動すること。
（どんな小さな火災も直ちに大声で知らせよう。）
- ③服装や持物にこだわらず素早く避難すること。
- ④手ぬぐい、ハンカチで口や鼻を覆い屋外へ避難すること。
- ⑤煙の中の避難は姿勢を低くすること。
- ⑥避難中、駆け出さないこと。
深い呼吸が煙を多く吸うことになります。
- ⑦いったん屋外に避難したら、再び中に戻らないこと。
- ⑧逃げ遅れた人がいるときは近くの人（先生・職員・消防隊員）に直ちに知らせること。
- ⑨エレベーターは絶対に使用しないこと。
- ⑩避難用タラップ・はしごを使用したときは、火元より下の階に降りたならば、階段を利用すること。

●大学へのお問い合わせ先

お問い合わせ内容	担 当 課	電話番号
学納金関係	総 務 課	03-3908-4530
各種奨学金・大学生活関係	キャンパスライフ支援課	03-3908-4569
進路・就職活動関係	キャリア支援課	03-3908-4763
成績・証明書関係	教 務 課	03-3908-4563
授業・履修関係	学修支援課	03-5948-5161

【注意】

緊急の場合を除き、電話による学生の呼び出しや住所の照会には応じておりません。また、学生個人の履修登録や成績評価、休講、教室変更、試験などに関するお問合せについても、応じることはできませんので、直接窓口までお越しくください。

東京成徳短期大学

学 生 便 覧

2022年4月1日発行

発行・編集 東京成徳短期大学

東京都北区十条台1-7-13
TEL 03(3908)4530

印刷 株式会社 第一印刷所

東京都台東区根岸2-14-18
TEL 03(3871)4261

東京成徳短期大学

〒114-0033 東京都北区十条台1-7-13
TEL.03(3908)4530(代)
E-mail.info@tsc.ac.jp